

平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成19年6月
国立大学法人
お茶の水女子大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名：国立大学法人お茶の水女子大学
- ② 所在地：東京都文京区
- ③ 役員状況：学長 郷 通子
理事4名、監事2名
- ④ 学部等の構成：(学部) 文教育学部、理学部、生活科学部
(研究科) 大学院人間文化研究科
附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属幼稚園
- ⑤ 学生数及び教職員数：学部学生数 2,189 名 (うち留学生 32 名)
研究科学生数 1,091 名 (うち留学生 148 名)
聴講生・選科生・研究生等学生数 158 名 (うち留学生 50 名)
教員数 240 名、職員数 104 名 (附属学校園職員も含む)
附属学校園生徒等数 1,670 名 (附属小学校児童数 734 名、
附属中学校生徒数 398 名、附属高等学校生徒数 359 名、
附属幼稚園幼児数 179 名)、附属学校園教諭数 87 名

(2) 大学の基本的な目標等

大学の基本的な目標

お茶の水女子大学は、学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する。

1. 本学のミッション

すべての女性とその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利を保証され、自由に己の資質能力を開発し、知的欲求の促すままに自己自身の学びを深化させることを支援する。

2. 女子高等教育の継承と発展

128年に及ぶ女子高等教育の蓄積を活かして、女子大学としての制度設計を選択し、伝統に基づく知的・教育的遺産を継承するとともに、その再構築を試みつつ、豊かな見識と専門的知性を備えた指導的女性・女性研究者の育成を志向する。

3. 研究の拠点化と新たな教養教育の構築

研究レベルの高度化をはたし、COE研究拠点を構築するとともに、その研究を踏まえた専門教育を充実させる。学際的大学院人間文化研究科と学士課程の有機的連携による、「教養知と専門知」「学芸知と実践知」「自己探究力と自己プレゼンテーション力」の統合に努力し、新たな教養教育を構築する。

4. 社会貢献と国際交流

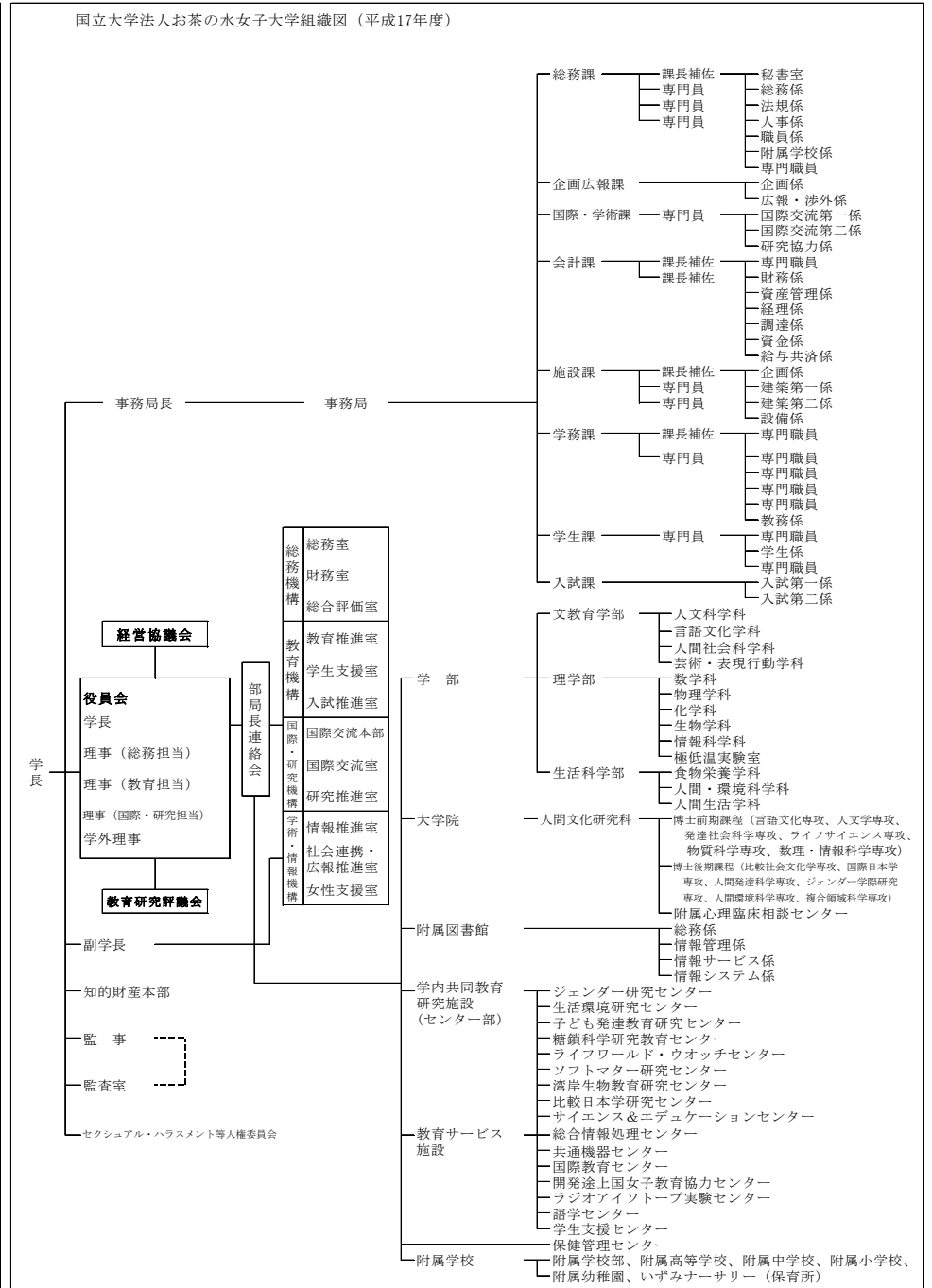
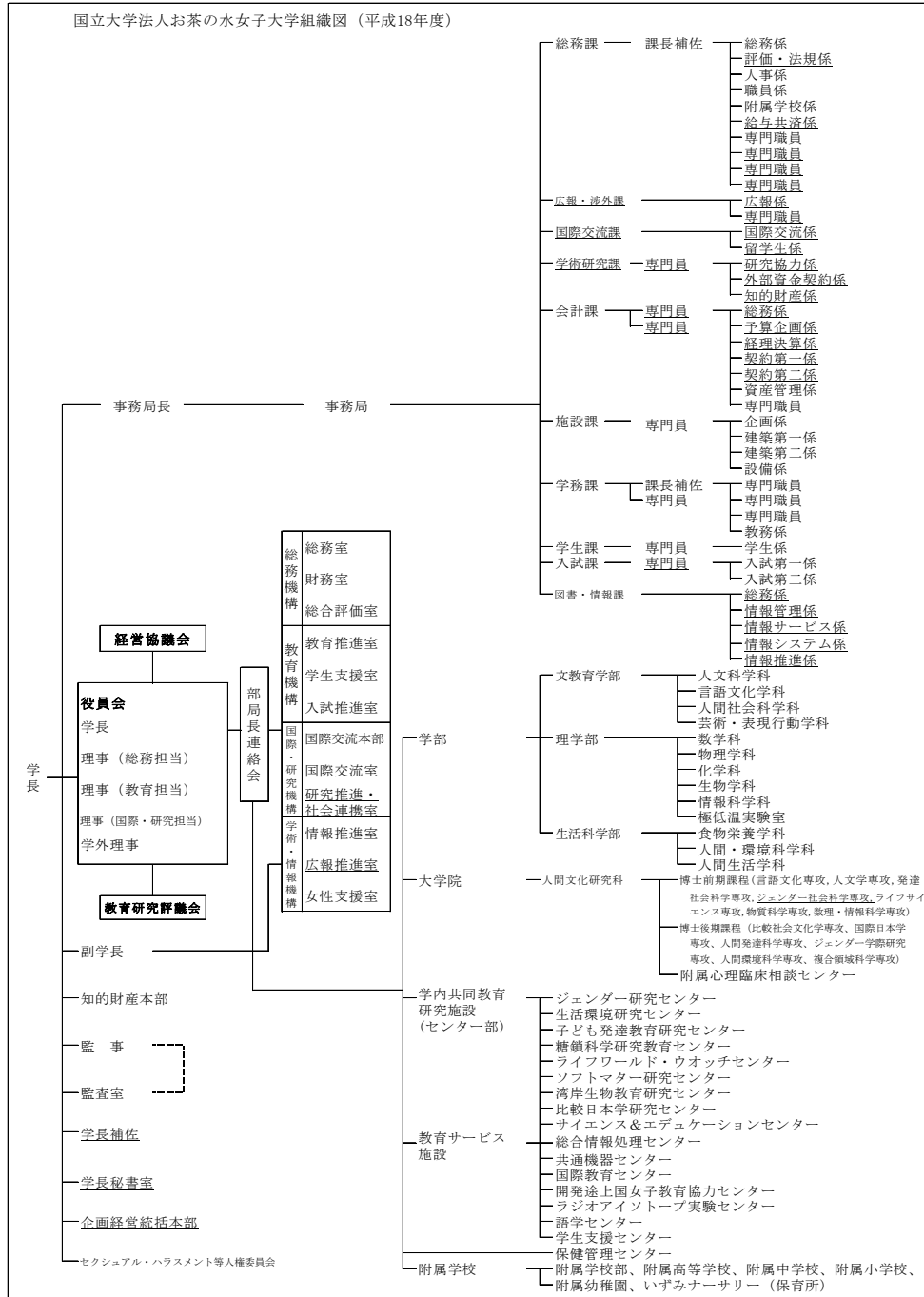
常に時代と社会の要請に応え得る優れた女性指導者・研究者を育成し、男女共同参画社会の実現に寄与する。また、国際的視野に立って世界各地の大学と交流し、とりわけアジアその他の途上国女子教育の充実強化に協力し、女性の地位と知的能力の向上によって、平和な安定した社会の樹立に貢献する。

5. 生涯にわたる教育と研究支援

女性特有のライフスタイルに即応した教育研究の在り方を開発して、その成果を社会に還元することで、女性の生涯、延いてはすべての人の生き方に関わるモデルの提供源となる。

(3) 大学の構成図

次頁に添付



全体的な状況

本学は、中期目標・中期計画の達成のため、平成18年度戦略的に取り組む事項として、大規模な教育改革を伴う「文理融合 21世紀型リベラルアーツ」から「新たな大学院の創成」に至る、『21世紀型お茶の水女子大学モデル』（“現代のリベラルアーツから新たな大学院の創設へ優れた女性人材の育成”）の提示及び構築を行うため、記載の事項を主体として、取り組みを進めた。

なお、上記の取り組みを確実に実施できるよう、最近の政府系諸会議で議論されている、「中期目標期間終了前の運営費交付金の枠組の変更」、「国立大学は、旧帝大学とそれに続く少数があれば十分」という暴論に意見を述べ、本学の郷学長を始めとする、以前、旧帝大に在職し、かつ、現在は中小規模大学の学長の職にある、いわば、双方に対し複眼的視野をもつ、7国立大学学長有志により、上記の視点に対し憂いを持っている旨、教育再生会議に対し、「意見書」（平成19年5月17日提出済）を提出することを決定した。

1. 本学の戦略的な取り組み

①『21世紀型お茶の水女子大学モデル』の構築

本学の長期戦略として、『21世紀型お茶の水女子大学モデル』を構築するにあたり、学内に対し「学長の戦略」である具体的ビジョンを示し、大学の方向性を周知した。新たな取組として、学部及び大学院における教育を全学的に運営することにより、研究の最前線を見通したうえで、学際的で実践的な教養教育を施す、「リベラルアーツ」を体系づけることと、教育研究機能を強化し、教育改革遂行のために「大学院改組」を実行し、重点化することが、本学の基幹事業である。

②リベラルアーツ

学部課程における専門教育の活性化を誘導し、大学院課程での学生の創造的研究能力の源を提供すべく、新たな「リベラルアーツ」を本学の基幹事業として体系付けるため、予算要求及び学内体制の整備等を行った。その一環として、「情報リテラシー」の活性化のため、19年度の学部新入学生全員に1年間無料貸与すべく、ノートパソコン500台を購入すること等を決定した。

③大学院改組

大学院における教育研究機能の強化、学部間・学部大学院間をつなぐ教育の全学的運営と教育改革、研究情勢に応じた柔軟な研究組織の構築と、人事予算配分の効率化を主な目的とする、「大学院人間文化創成科学研究科」への改組を平成19年度より実施することを決定した。研究組織としての「研究院」と教育組織としての「教育院」から組織され、全学・戦略的視野から研究・教育の高度化を目指す「先端融合部門」に文系2名、理系7名の教員を配置することで特色を持たせた。

④戦略的人事

それに先立ち、学長の戦略的な人事を、従来までの、教授会からのボトムアップによる教員採用のルートとは別に、学長・役員会の意思による教員採用人事を行えるよう、新たなシステムを拓いた。この新たなシステムを用い「先端融合部門」には、学長の戦略的人事として、教員を重点配置し、研究・教育の高度化を目指すこととした。

⑤チーム制の導入

上記取り組みをさらに効果的なものとするため、19年度より事務組織の改革を併せて行うこととし、既存の事務局体制を廃止し、大学としての意志決定ラインの一本化、柔軟な組織構造を設けること、優れた人材の登用などを主目的とした、チーム制の導入を行うことを決定した。今年度は、19年度の改編を視野に入れ、専門的識者である参与と、図書・情報課長を学外から戦略的に登用した。

以上の、「組織改革」は、昨今の大学を取り巻く様々な状況に対し、本学として、的確かつ、俊敏に対応するための体制の強化であり、国立大学という、いわば、国の庇護のもとから、法人として主体的に行動を取るべく、脱皮をはかったものといえる。

2. 教育研究活動支援のための取り組み

①若手研究者支援

- (1) 任期付き年俸制のリサーチフェローを、大学院人間文化研究科等において12名採用し、若手研究者育成の観点から、研究課題の公募を実施し、優秀な研究課題に対して、研究費を助成し、育成に努めた。
- (2) 予算の中間評価を行い、優秀な教員の研究を推進するため追加配分を行った。

②女性研究者育成

平成18年3月「第3期科学技術基本計画」では、自然科学系全体として、女性研究者の採用目標を25%としている。本学は、前出の戦略的な取組を通じて、以下の事項を実施し、社会的要請に対応した。

（女性採用者数/18年度新規採用者、採用決定者=34/48人[70.8%]）

- (1) 育児期間中の研究者のサポートを目的とした、科学技術振興調整費による「女性研究者に適合した雇用環境モデル」の策定に向け、子育てを行っている本学の教職員らが子供と共に宿泊できるよう、教職員宿舎の3部屋を転用した。また、勤務時間の徹底を図るための「9時5時体制」を構築するため、定時帰宅日の設定を試行するとともに、その実現に向け「業務改善アクションプラン」の検討を開始した。
- (2) 特別教育研究経費「女性リーダーの育成プログラム」が実施できる体制を構築し、事業を推進した。

(3) 特別教育研究経費で再チャレンジプログラム「主婦を研究の世界に呼び戻そう」が採択され、19年度から大学院生の研究支援事業に着手する。

3. 教育研究環境の整備

法人化以降、大学本部の大学本館への移転、講堂の改修、図書館の改修等を計画的に実施し、上記計画を推進すべく学長裁量経費等を集中的に投入し、全学的な視点から本来の機能に沿った適切な施設利用環境を整えたことにより、卒業生による寄附の「呼び水」となった。

また、大学施設の有効かつ弾力的利用、特に新規事業の支援のために、「大学建物・室の管理運営に関する基本方針」、「大学建物・室の管理運営に関する運用指針」の制定、大学建物・室の保有状況に関するデータベースの作成を行った結果、弾力的な施設利用の推進が可能となった。競争的外部資金を獲得し、有効活用するための要件を整える効果を生んだ。

さらに、本学の教職員宿舎については、協定締結校である、米国ヴァッサー大学からの日本語研修男子学生の宿舎としても、転用し、有効活用を図った。

4. 研究活動活性化のための取り組み

本学の全教員の教育研究活動に係る報告書である『Annual Report 2005』を刊行し、周辺関係者を含み、広く公開に供し、運営費交付金や学生納付金を資源として研究活動を行っていることのアカウンタビリティ(説明責任)を果たした。(教員の原稿提出率は100%であった。) また、「総合学術情報基盤プロジェクト」で本学の教育研究成果の効果的な発信方法について検討を行い、世界に向けた発信拠点サーバーを構築し、『Annual Report 2005』、教育研究成果などを試行公開した。

5. 経営安定化のための取り組み

①競争的外部資金や特別教育研究経費の獲得に努めた。後者については、395,307千円増額し、特別教育研究経費の伸び率(対18年度比較増減率)では、国立大学法人中、5位、アクティビティ(同経費の対平成18年度予算比較増減額が、その大学の平成19年度運営費交付金に占める割合)の視点からでは、2位(H19.5.25 科学新聞第3146号)となった。

また、16年度から19年度の配分割合に応じた形の伸び率では国立大学法人中、7位(H19.5.21財務省財政制度等審議会 財務制度分科会 財政構造改革部会資料)であった。

②大学講堂改修に際し、146,527千円の寄附を得た。

③総人件費改革の実行計画を踏まえ、法人化移行時の予算定員をベースに、職種ごとに5%の削減計画を策定し、具体的には、定員の削減、選択的定年制、給与の引き下げ等の取組の結果、概ね1%の人件費を予算ベースはもちろんのこと、決算ベースにおいても削減が図られた。

④国家公務員については、給与法の改正により東京区23区の地域手当が平成18年度から5年間をかけて段階的に18%迄、引き上げられて支給することとなったが、本学では人件費抑制の観点から段階的な引き上げを15%に抑えて支給することとした。

⑤学長の下に組織し、本学の企画経営上における戦略的かつ重点的な事項について調査・分析及び企画立案を行う「企画経営統括本部」において、新たな受験生獲得に向けた入試広報活動や公開講座の計画・実施を行った。なお、今年度は、全ての学部、学科、研究科、課程で定員を充足しており、一般入試の倍率も前期日程は4.13倍と、前年度より上昇した。(後期日程については10.14倍。)

6. 業務監査機能の充実

監事による、各機構に対する中期計画・年度計画の進捗状況、達成状況及び法人業務の適正かつ合理的な運営状況の監査を、中間・期末と年2回実施した。また、法人としての自律性と公共性堅持及び企業経営の視点を運営に活かすことを目的とした、学長と監事との懇談会を年4回開催した。

7. 点検・評価

①部局別評価要綱に基づき、3学部1研究科及びセンター一部において、それぞれ部局別自己点検・自己評価を行い、その結果について、24名の各専門分野の外部評価委員を含む評価委員による評価を受け、本学の教育研究活動の水準の高さが評価された。

②個人活動評価要綱に基づき、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学運営・経営」の4分野の教員の個人別活動状況調査を行い、上記外部評価委員による評価を受け、本学教員の教育研究活動等が活発に行われていることが評価された。

③大学教員の給与の査定に、個人活動評価の評価結果を基礎データとして用い、勤務実績を給与に反映させた。

8. 安全管理

①国立大学法人評価委員会からの指摘を受けて、化学物質の管理を法律により適正に行い、事件、事故防止、環境の保全、教職員および学生等の安全確保を目的とする「薬品管理マニュアル」を作成した。また、AED(自動体外式除細動器)を正門守衛所

に装備し、防災訓練時にはデモを行った他、より安全に実験、研究を遂行できるよう、全学的な観点から、ドラフトチャンバーを整備する計画を立てた。

②文京区との間に、同区内の国立大学法人としては、初めて、災害時における相互協力の協定を締結した。

9. 女性のライフコースに対応した教育機能の充実

①寄附講座「チャイルドケアアンド エデュケーション講座」では現職保育者の研修授業を引き続き開講し、多数（81名）の履修者を得た。

②育児休業を取らない教員への子育て支援策を継続実施し、3名に業務負担を軽減し、非常勤講師を措置した。

10. 学習支援制度の設計と実施

①「成績優秀者奨学金」の授与：入学試験の成績優秀者上位20名に特別奨学金を授与した。

②「育児支援奨学金」の授与：育児支援奨学金の規程を改正し、支給対象を大学院生に限っていたものを、学部生も含むよう対象を拡大し、本年度は6名に授与した。

11. 研究拠点・教育拠点の構築による特色化・個性化

①21世紀COEプログラム「誕生から死までの人間発達科学」拠点は、成果のとりまとめの年度の事業（公開講座の6回の開催、研究書・英文論文集の出版）を実施した。「ジェンダー研究のフロンティア」拠点は、刊行事業を引き続き推進した。国内外から研究者参加を得て、国際会議、国際シンポジウム、ワークショップ、セミナー等を開催した。

②博士前期課程、後期課程を通じての教育プログラムとして、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ「<対話と深化>の次世代女性リーダーの育成」、「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」（平成17年度採択）に加え、「ユニバーサル・マインドを持つ女性人材の育成」が採択され、これらを実施した結果、専門領域の深化、周辺領域への関心が強まった。

12. 教育研究の充実と高度化

①学外でのインターン活動を授業単位とする「インターンシップ」、新入生向けのキャリア科目としての「お茶の水女子大学論」を、平成19年度より新設することを決定した。

②附属高等学校と大学との間をつなぐ「高大連携7年間特別教育プログラム」の試

行プログラムとして、高校3年向けの「選択基礎」を実施した。

13. 国際化・国際交流・国際協力の推進

①米国ヴァッサー大学と協定を締結した。同大の男子を含む学生（10名）の日本語研修を実施し、本学学生との交流授業（英語圏言語文化コース、グローバル文化学環）を実施した他、本学教員が同大にて講義を行うなど、相互交流を活発に実施した。

②途上国支援のために結成された五女子大学コンソーシアムの中核校として、附属学校と連携し、アフガニスタンの指導的女性教育者のための研修を実施した。

③アフガニスタンからの国費女性留学生が修士の学位を取得した上で、帰国し、カブール大学で教壇に立ち、研修の成果を発揮した。

④幼児教育途上国協力事業として、JICAと連携して中西部アフリカから幼児教育担当行政官・大学教員・幼稚園主任教員の15名、及びベトナムのハノイ師範大学教授3名を招聘して「幼児教育途上国支援お茶大モデル」に基づき研修を実施した。

14. 社会貢献

①サイエンス&エデュケーションセンターに専任教員を配置し、現職教員を対象とした「科学コミュニケーション能力をもつ教員養成」プログラムが「教員養成GP」に採択され、教員の再教育に大きく寄与した。また、SPP（サイエンスパートナーシッププログラム）及びSSH（スーパーサイエンスハイスクール）を引き続き実施した。

②本学を含め、関東で4大学にしか設置されていない臨海実験施設である「湾岸生物教育研究センター」では、今年度も、ウニを用いた生物実習を、教員、学生、生徒、児童、地域住民を対象に実施した。参加者は延べ441名に及び、他大学の臨海施設と比較しても、その活動状況は活発となっております、社会貢献的見地から、海洋環境への意識の高揚、科学リテラシー向上へ大きく寄与しており、結果として、地域からは、実習機会の拡充を求める声も上がっている。

③北区と連携して「不登校対策検討委員会」への委員派遣、「楽しい英語への招待」講演などを実施した。また、文京区との連携では「文京区民大学講座」を実施し、足立区との連携では「連携公開講座」、さらに千葉県館山市との連携などが活発に行われ大学と地域との連携が深まった。

④政府審議会委員等（科学技術・学術審議会専門委員会など）の委員として本学の教員29名が専門的知識を活かして社会貢献した。また、大学入試センターの委員として2名の教員が、大学入試センター試験の問題作成業務等に多大な貢献を果たした。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	1. 機動的でダイナミックな運営体制を確立するとともに、総務室で運営体制の改善を図る。 2. 教員組織と職員組織のより緊密な連絡を図って、両者の一体化を目指すとともに、人員の流動化を図り、人員配置を適性化することを基本方針とする。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウエイト
【1】 1. 理事長（経営の長）兼学長（教学の長）としての資質を備える人物を選出し得るような学長選考のシステムを確立する。	【1-1】 1. 現行の学長選考システムの諸規則の一部改正を検討する。	III	1. 平成16年度の学長選挙で学長候補推薦委員であった教員に対し実施した、現行学長選挙システムに関するアンケート調査に基づいて、学長選考会議規則の一部を改正し、学長選考会議の構成として、副学長, 3学部長としていたものを、研究科長, 3学部長に改めることを決定し（17年度）、今年度を実施した。	
【2】 2. 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。	【2-1】 2. テレビ会議による学長の全学へのメッセージ伝達を始めとする平成17年度の改革を踏まえて、さらに役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。	IV	2. ①学長によるテレビ会議・伝達システムを継続して実施し、大学運営などに関する学長の意志を全教職員に伝達する仕組みを徹底した。 ②部局長連絡会のシステムを維持し、学長及び役員会と部局長・教授会との機能の分担を明確化した。 ③学長による戦略的人事に関しては、役員会にて審議・決定するなど、人事に関する新たな規定を設け、役員会と教育研究評議会の機能分担を明確化した。	

<p>【3】 3. 総務室、財務室、総合評価室、教育推進室、学生支援室、入試推進室、国際交流室、研究推進室、社会連携・広報推進室、女性支援室、情報推進室を設置し、教員と職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図る。理事及び副学長は機構長を勤め、責任ある体制を構築する。</p>	<p>【3-1】 3. 総務室、財務室、総合評価室、教育推進室、学生支援室、入試推進室、国際交流室、研究推進・社会連携室、広報推進室、女性支援室、情報推進室を設置し、教員と職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図る。理事及び副学長は機構長を務め、責任ある体制を構築する。</p>	IV	<p>3. ①総務室をはじめ11の室では、室長（教員）、副室長（事務職員）、室員（教員および事務職員）を構成員とし、教員と事務職員とが協力して、各室の担当事項を処理してきた。今年度は、すべての室で構成員の入れ替えを実施し、より迅速な処理が可能な体制を整えた。 ②事務組織の事務局を廃止しチーム制を導入する準備を行った。この制度によって、機構長（理事及び副学長）が、事務組織（チーム）と室、両組織のスーパーバイザーとなり、責任体制が明確化することになった。</p>	
<p>【4】 4. 役員会の主導の元に、教員組織と事務職員組織の代表による「業務運営連絡会」を開催し、業務運営の改善を図る。</p>	<p>【4-1】 4. 戦略的意思決定とプランニングのために「企画経営統括本部」を新たに設置する。</p>	III	<p>4. 学長の下に組織し、学長の求めに応じて、本学の企画経営上における戦略的かつ重点的な事項について調査・分析及び企画立案を行う「企画経営統括本部」を設置した。今年度は、新たな受験生獲得に向けた入試広報活動や公開講座の計画・実施などを行った。</p>	
			ウエイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化 ② 教育研究組織の見直しに関する目標
--

中 期 目 標	教育研究に関する本学の目標の達成と、学術文化の動向や 社会の要請、本学に学ぶ学生達のニーズなどを見極め、相応しい組織のあり方を追求し一定期間毎に組織の見直しを企てる。そのために、教育研究組織を固定せず、時限付きを原則として、適切な評価に基づいた弾力的な設計により、改組・改革を容易にすることを基本方針とする。
----------------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	計画の進捗状況	ウエ イト
【5】 1. 学部における学科及び研究科の専攻の存在意義、学生定員・教員数の維持は、3年終了時に適正な複数の評価軸に基づく評価を行い、評価結果によって変更を検討する。	【5-1】 1. 学部における学科及び研究科の専攻の存続意義、学生定員・教員数の維持は、3年終了時に適正な複数の評価軸に基づく評価（部局別評価）を行い、評価結果によって変更を検討する。	III	1. 24名の外部評価委員を含む評価委員によって、3学部1研究科1センター部の「部局別評価」と、教員の「個人活動評価」を行った。外部評価委員等からの学生定員・教員数に対する指摘を検討した。平成19年度に実施される大学院組織改革において、教員の再配置を行うとともに、大学院博士前期課程の収容定員を14名増加させることとした。	
			ウエイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	1. 教職員について、組織の観点、教育研究の観点から適宜見直しを行い、適性化と流動化を図る。 2. 男女共同参画社会を実現するため、ジェンダーを考慮した人事制度を構築する。 3. 能力・適性等を勘案し、適材適所の人員配置を行う。 4. 教職員の任用・昇任・身分異動などは評価を実施し、その結果を受け、差別なく適正に行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウェイト
【6】 ◇人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 1. 総合評価室において、3年終了時に人材の評価を実施し、最適なポジションへの配置を行う。評価に当たっては、多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫する。評価過程及び評価結果の透明性を期すべく、プライバシーに関する十分な配慮の上での公表について検討する。	【6-1】 ◇人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 1. 3年終了時に部局別評価及び個人活動評価を実施し、最適なポジションへの配置を検討する。部局別評価要綱及び個人活動評価要綱に基づき、多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫する。評価過程及び評価結果の透明性を期すべく、プライバシーに関する十分な配慮の上での公表について検討する。	IV	1. 24名の外部評価委員を含む評価委員によって、3学部1研究科1センター部の「部局別評価」と、教員の「個人活動評価」を行い、外部評価委員からの学生定員・教員数に対する指摘等を検討した。平成19年度に実施される大学院組織改革を見据えて、教員の再配置、教育コースの再編成案を作成し、規定等の整備を行った。また、評価結果の取りまとめと公表のための準備を行った。	
【7】 2. 評価結果を昇進・昇格、あるいは給与面に反映させることについて、その実効性と問題点を検討し、学内外のコンセンサスを形成しつつ、相応しい方法で実行に移す。	【7-1】 2. 教職員の総合評価を昇給に反映させるシステムの円滑かつ適正な実行に努める。	IV	2. 教員に対する総合評価システムに基づく、「教員個人評価及び給与査定に関する実施基準」を制定し、今年度より実施した。さらに、過半数代表者から提起された制度運用上の問題点を検討し、制度の改善に努めた。	
【8】 ◇柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 1. 内外から相応しい人材を選任し得るよう、外国人教師の特別雇用制度等、柔軟な人事制度を設計する。	【8-1】 ◇柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 1. 教員についての60歳退職選択制度、卓越した研究者、教育者を招聘する制度、外国語教員制度を実施に移し、その円滑な運用に努める。	IV	1. ①人事の刷新、経営能率の維持・向上を目的として、「国立大学法人お茶の水女子大学選択定年制度に関する要項」を制定した。 ②平成17年度に制定した外国語教員制度を、18年4月1日より施行した。 ③卓越した研究者招聘に関連する、学長による戦略的人事を制度化し、その一環として、歴史、量子情報、国際学の分野で、卓越した4名の研究者を新たに採用する人事を決定した。	
【9】 2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学	【9-1】 2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学長	IV	2. 教員の欠員ポストはすべて学長手持ちとし、以下の事項にあげる戦略的人事を行った。	

長手持ちとし、教育研究評議会その他学長の委嘱する組織の審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。	手持ちとし、役員会で審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。		①学長の主導のもとに配置するポストは16（含 全学留保定員2）であり、それらのうち、学長の戦略的人事として、量子情報・歴史、国際学の分野で、4名の教員の採用を役員会で決定した。②さらに、戦略的人事の一環として、12月1日付で、教員9名の昇任を実施した。
【10】 3. 定年後の人材を、特任教授等の呼称で特定業務のために任用する。	【10-1】 3. 定年後の人材を客員教授として任用し、特定業務のために活用する。	IV	3. ①今年度に新たに定年退職者を4名客員教授に任用した。前年度から引き続き任用している者を併せて、定年後の人材活用は7名となった。②さらに特任教授、特任助教授等の特任教員は、外部資金による任用者を対象とするように制度を改め、それを実施した。
【11】 4. 非常勤講師の効率的な配置を検討する。	【11-1】 4. 非常勤講師の効率的な配置を検討する。	III	4. 来年度に向けて、学部/大学院すべての授業に対して、受講生が極端に少ない科目の削減や科目名が類似している科目の統合など、多方面からの見直しを行い、教育の質の低下を招かない程度として28時間分の削減を実施することにした。また、大学院の授業科目についても見直しを行ったが、平成19年度は増減なしとすることとした。
【12】 5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度について検討する。	【12-1】 5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度の円滑な運営を図る。	IV	5. 教員の「サバティカル制度」に関する規程のうち、目的、申請基準、採用人数等に関し、改訂を行った。この改訂により、目的や資格が明確になり、サバティカル制度の円滑な運営が行われるようになった。また、サバティカルへの申請母体（現行は学部）の見直しを検討した。
【13】 6. 職員に対しては、短期海外研修制度を整備するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。	【13-1】 6. 職員に対する短期海外研修制度を充実するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。	III	6. 短期海外研修制度については、今年度は特に学生サービスの充実、強化の観点から職員を育成するため、米国マサチューセッツ大学、マウント・ホリヨーク大学、ハーバード大学に職員2名を派遣した。 リフレッシュ制度については、職員が夏季に長期休暇を取りやすい環境をつくり職員の心身の健康の維持及び家庭生活の充実を図ることができるよう、非常勤職員も含め全職員に2日の休暇制度を導入し、夏季一斉休業を実施した。
【14】 7. 非常勤職員について、育児休業、介護休業制度を導入する。	【14-1】 7. 育児・介護をおこなう職員の仕事と家庭の両立支援策として「次世代育成支援対策行動計画」を実行に移す。人事院規則を参考にしつつ、職員にも適用する。	IV	7. 「次世代育成支援対策行動計画」の実行として両立支援策の制度拡充のため、人事院規則を参考に平成18年4月1日から以下の制度改正を行った。ア. 男性職員の育児参加を促進させることを目的とし、妻の産前産後期間中5日までの休暇の導入。イ. 育児・介護を

			行う職員が、フルタイムで働きながら家庭責任を果たすことを支援するために早出遅出勤務制度の導入。その他、「次世代育成支援対策行動計画」に加え、両立支援策として「配偶者出産休暇の事由拡大」、「子の看護休暇取得方法の弾力化」、「介護休暇請求期限の緩和」制度の導入を実施した。	
【15】 8. 裁量労働制の導入を検討する。	【15-1】 8. 裁量労働制の円滑な運用を図る。	IV	8. 教員に裁量労働制を採用して3年目になり、順調に運用されている。さらに、新教員制度の制定に伴い、裁量労働制の適用範囲の見直しを行った。	
【16】 ◇任期制・公募制の導入など教員の流動性に関する具体的方策 1. 特定ポストや外国人教員に関しては、任期制を導入する。	【16-1】 ◇任期制・公募制の導入など教員の流動性に関する具体的方策 1. 任期制を適用するポストの拡大を検討する。	IV	1. 学校教育法の改正に伴い、平成19年度実施に向けて、教員制度の見直しを行った。その結果、助教、講師、助手のポストに対して、新規採用の場合、任期制度が適用されることになった。	
【17】 2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。	【17-1】 2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。	III	2. 助手以上の大学教員は、新規採用の場合、公募制を原則としている。今年度中に選考を行った新規採用は10件であった。このうち、学長のリーダーシップによる戦略的人事4件以外は全て公募制を適用した。	
【18】 ◇外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 1. 各分野に相応しい外国人教員のための雇用システムを検討する。	【18-1】 ◇外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 1. 各分野にふさわしい外国人教員の雇用に努める。	III	1. ①今年度における外国人教員の任用数は、助教授3名、リサーチフェロー4名であった。 ②常勤の専任教員の中に、常時少なくとも複数の外国人教員が採用されていることを原則とする雇用システムの構築に着手した。	
【19】 2. 女性の教員比率の低い領域の新規教員採用に関して、学位・業績・能力等が均等の場合は、女性を優先するという原則を設ける。	【19-1】 2. 学位・業績・能力等が均等の場合は女性採用を優先するという原則を継続する。	IV	2. 学位・業績・能力等が均等の場合は女性採用を優先するという原則を継続しており、今年度における新規採用者、採用決定者48人中、34人が女性であった。	
【20】 3. 女性の役職への登用を促進する。	【20-1】 3. 女性の役職への登用に努める。	IV	3. 今年度における役職（教員）数と、その中に占める女性の数は以下のとおりであった（女性の数を括弧内に示す）。学長1（1）、理事・副学長4（3）、部長5（1）、評議員11（3）、附属校園長4（0）、附属校園教頭4（2）。併せて29名中10名が女性であった。また、学長指名による役職者13名のうち、女性は4名であった。	
【21】 ◇事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施	【21-1】 ◇事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施	III	1. 平成18年4月から図書・情報課を新設するにあたり、国立情報学研究所から図書及び情報部門に精通した者を課長として登用した。また、総務課人事係の係員について、国立情報学研究所との人事交流により、人	

施する。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を構築する。	する。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を推進する。		事事務経験者を採用すると共に、他機関での経験を本学での業務へ活用することを目的として、本学同系の係員の同研究所への出向を実施した。	
【22】 2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備する。	【22-1】 2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備拡大する。 1) 民間経営を学ぶことを目的とした人材養成研修を企画し、私学との人事交流を実施する。	Ⅲ	2. 1) 平成18年4月1日から日本女子大学との間で、在籍出向として双方向の交流研修を実施した。	
	【22-2】 2) 民間企業へ短期派遣し、研修を実施する。	Ⅲ	2) 民間企業実地体験研修実施要綱を新規に作成し、平成19年3月1日～3月7日の研修期間で株式会社資生堂に職員1名を派遣した。	
【23】 3. 他機関との人事交流を拡充する。	【23-1】 3. 他機関との人事交流を拡充する。	Ⅲ	3. 平成19年1月1日から新たに国立情報学研究所との人事交流を行った。	
【24】 4. 女性の役職への登用を促進する。	【24-1】 4. 女性の役職への登用を促進する。	Ⅲ	4. 今年度新たに設置した図書・情報課長に女性職員を他機関より採用した。また、課長補佐に1名、係長に2名の女性職員を登用し、事務職員の係長以上に占める女性の割合は17%であった。	
【25】 ◇中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 1. 学生数に対する教職員比率に関して、教育面を重視しつつ経営面を配慮して適正率の検討を行い、人員に関する基本方針を策定する。	【25-1】 ◇中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 1. 学生に教授する教育の質を堅持する。また、学生に提供するサービスを充実させることを基本方針とし、人員管理を行う。	Ⅳ	1. ①平成19年度実施の大学院改組を見据えて、大学院の教育コース（専攻）の全学的な見直しを行い、学位取得を促進する教員の配置を行った。 ②新教員制度の制定により、学生への教育指導として、教授、准教授、助教からなる相互協力的・創発的な体制を整えた。一方、助教の俸給は2級とし、人件費の抑制に努めた。 ③学長裁量により新規事業を推進するため学長裁量定員を設けた。	
			ウエイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	1. 事務職員の意識改革の推進を図り、職員個々の能力の開発を進める。 2. 事務処理の見直しを行い、事務の効率化・迅速化を図る。 3. 効率的な事務遂行のための課・係の再編統合を検討し、機能的な事務処理体制の構築を図る。 4. 真に必要な専門職制の導入
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウェイト
<p>【26】 ◇事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策</p> <p>1. 研修会、マネジメントセミナー等を通じ、大学経営への参画意識を高める。</p>	<p>【26-1】 ◇事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策</p> <p>1. 研修会、マネジメントセミナー等を受講させ、大学経営への参画意識を高める。</p> <p>1) 計画的な研修会、マネジメントセミナー等の企画立案</p>	IV	1. 1) ①新規採用者に対する新任教職員研修（管理運営体制、中期目標・計画等） ②職員のスキルアップのためのパワーポイント研修、エクセル研修。 ③新しく導入した事務職員等人事評価制度の評価者に対する評価者研修。 ④クレーム対応のためのビジネス対応能力研修 ⑤アカデミック・ハラスメント及びパワーハラスメントに関する研修、セクシュアル・ハラスメント防止のためのワークショップ。 ⑥全職員（教員含む）を対象とした会計研修、および消費税に関する研修。 ⑦SCSを利用した大学職員のための国立大学法学会計セミナーを受信。 ⑧東京大学主催の財務会計研修、第41回関東甲信越地区国立大学法人等会計事務研修等への参加。	
	<p>【26-2】 2) 中央省庁・企業等への事務職員派遣研修等の実施</p>	III	2) 業務効率化の職務への活用、職員の意識改革等を促すことを目的とし、株式会社資生堂に事務職員1名を派遣し、民間企業実地体験研修を行なった。	
	<p>【26-3】 3) 海外研修の実施</p>	III	3) 自主・自立性を備え、かつ、国際感覚を身につけ本学の経営を担う職員育成のため平成19年3月13日～3月20日の研修日程で、米国マサチューセッツ大学、マウント・ホリヨーク大学、ハーバード大学に職員2名を派遣した。	

<p>【27】 2. 業務コスト意識の高揚を図る。</p>	<p>【27-1】 1. 業務コスト意識の高揚を図る。 1) 業務の分析を行い、コスト意識の高揚を更に図りながら、複数課が関係する業務の一元化等について、検討を行う。</p>	IV	<p>1. 1) 以下の検討を行い、一部実施した。 ①それぞれが共通性の高い業務を有していた、人事・給与・共済業務の総務課への一元化を行い、効率的な業務運営体制を整えた。 ②外部資金契約係を10月に設置し、競争的外部資金の発注から納品、支払までの会計処理の迅速化(効率化)を図った。 ③卒業生・企業向けアンケートを実施した際、回収率を考慮して返信用封筒の送料を料金受取人払いとし、返送料の削減を図った。 ④募集要項や大学案内等入試資料を郵送する場合、取扱い業者に一括発送を委託し、経費の節約を図った。</p>	
<p>【28】 ◇事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策 1. 業務運営の迅速化を図る。</p>	<p>【28-1】 ◇事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策 1. 業務運営の迅速化を図る。 1) 各課個々に対応してきた、行事等の広報業務、物品購入業務等の共通業務の集約化について検討する。</p>	III	<p>1. 1) これまで、一つの係で行ってきた契約業務を、業務分析に基づき平成18年10月より3つの契約担当体制とし、それぞれ大学運営費、科学研究費補助金等の補助金、科学技術振興調整費などの外部資金を係単位で担当させることにより集約化を図った。それに伴い、契約業務にかかわる専門性が高められ適正な経費執行が出来るようになったばかりでなく、外部資金による発注から納品、支払いまでの会計処理の迅速化(効率化)が図られた。一方、広報業務に関しては、大学の情報を集約するとともに、大学ホームページを見やすくするための改善及びOchaメールでの情報発信に努めた。</p>	
	<p>【28-2】 2) 業務分析に基づく職務権限の明確化を図り納入業務等の迅速化を図る。</p>	IV	<p>2) ①平成18年10月より契約体制(部局担当制)を廃止、使用ルールごとの契約体制(3係)にして、職務権限の明確化を図った結果、ルール・目的及び発注から納品まで、適正かつ迅速に対応することができるようになった。 ②インターネット調達について実績のある他機関調査及び検討を行ってきた結果、平成19年4月より、実施することとし、業務の迅速化及び効率化に資することとした。 ③平成19年2月より、納品検収センターを設置して、全ての物品及び図書納品確認を行っている。これに伴い、教員自らの発注(50万円まで)を認めることとし、</p>	

<p>【29】 2. 事務書類の簡素化を図る。</p>	<p>【29-1】 1. 事務書類の簡素化を図る。 1) 諸会議などの必要書類の厳選化</p>	<p>III</p>	<p>発注業務の迅速化と効率化を図った。 2. 1) 必要書類の厳選化を図るために、以下の事項を実施した。 ①各種会議に関しては、事前に然るべき検討を踏まえた上、オーソライズされたもののみを資料として提出するよう努めた。 ②会議時の回覧のみで足りる性質の資料は回覧のみとし、過去に配付した事がある分量の多い資料については、2度以上の配付をせずに、持参するよう周知を図った。</p>	
	<p>【29-2】 2) 諸会議及び通知などのペーパーレス化の推進</p>	<p>III</p>	<p>2) 資料のペーパーレス化を図るために、以下の事項を実施した。 ①諸会議・委員会等の開催通知・議事録、大容量の会議資料等については、電子メールでの配信を行った。 ②グループウェアを導入し、導入研修を行った。これにより、今後、教育研究評議会・部局長連絡会等の資料は、紙媒体ではなく、グループウェアのファイル管理機能を利用して、閲覧できることになった。</p>	
	<p>【29-3】 3) 保存書類の分別の徹底</p>	<p>III</p>	<p>3) 保存書類の分別の徹底化のために、以下の事項を実施した。 法人文書ファイル管理簿の分類に沿った形でファイリングし、保存義務期間を満了したものに対しては、適宜処分を行っている他、今年度は、平成18年3月の事務局移転に伴う、保存書類の保管場所の整理を行った。</p>	
<p>【30】 3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。</p>	<p>【30-1】 2. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。 1) 検定料について、受験者の利便性の向上及び入金処理の迅速化を図るため、コンビニ等で支払うシステムの構築を検討する。</p>	<p>III</p>	<p>3. 1) 他大学へのアンケート調査を12月中に行った。また、メインバンクには、他大学での実績を紹介してもらうとともに、導入済みの大学を訪問し、情報収集を行った。その結果、利用率は20%程度が見込まれ、コスト削減にはつながらないことから早急な導入は見送り、引き続き検討事項とすることとした。</p>	

<p>【31】 4. 繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。</p>	<p>【31-1】 2. 繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。 1) 大学の事務は学生の入学、卒業に関わる時期に仕事に集中する傾向があるため、この繁忙期に応じた協力体制について検討を行う。</p>	III	<p>4. 1) 全学的な行事(式典、入試、公開講座、オープンキャンパス等)の開催、競争的外部資金申請準備、会計監査・会計処理などの際には、各課間及び各課内での協力体制を確立している。今年度はさらに、平成19年度からの大学院改組を控え、「室・事務組織検討プロジェクトチーム会議」の場において、繁忙期における各課間の協力体制の構築に係る視点も含めて、検討を行った。</p>	
<p>【32】 5. 電算システムの充実を図る。</p>	<p>【32-1】 5. 電算システムの充実を図る。 1) 学生の在籍状況及び就職状況、教員の授業担当状況など全学データベース化</p>	IV	<p>5. 1) ①全学の学部学生及び大学院生の在籍状況等を「全学学籍データベース」として構築した。②併せて、学生支援システムの連携により学生の諸証明書の自動発行を可能とした。③さらに、「全学学籍DB」と入試システムの連携により、入試成績と入学後の成績の追跡調査分析を行った。④全教員の教育活動、研究活動、社会貢献等を「教員活動状況データベース」として構築した。⑤併せて、全教員の活動状況をまとめたAnnual Reportの電子化公開を行った。⑥併せて、本学の機関リポジトリ(TeaPot)を構築し、全学の教育・研究成果をデータベース化し、社会に向けた発信力を強化した。</p>	
	<p>【32-2】 2) 各課の保有する学生や教職員の個人データの共有化の推進</p>	IV	<p>2) ①学生データに関して、分散して管理していた全学の学部学生データと大学院生データを統合し、「全学学籍データベース」の構築よりデータの共有化を実現した。②人事・給与の新システムの構築作業を進め、これまで分散して管理していた人事・職員・給与データの共有化を実現した。③さらに、共有化したデータを元に、証明書の自動発行、入試成績と入学後の成績の追跡調査分析等を実施した他、各教員の教育・研究の活動状況に関して、全学の「教員活動状況データベース」の構築よりデータの共有化を実現し、Annual Reportの電子化公開、機関リポジトリによる教育・研究成果の電子化公開を強化した。</p>	
<p>【33】 ◇課・係の再編統合等に関する具体的方策</p>	<p>【33-1】 ◇課・係の再編統合等に関する具体的方策 1. 関連を持ちながら分散している各課・係の再編統合</p>	IV	<p>1. ①人事・給与・共済事務を総務課に一元化し、効率的な業務運営体制を整えた。</p>	

1. 関連を持ちながら分散している各課の再編統合を図る。	を図る。		②外部資金契約係を10月に設置し、競争的外部資金の発注から納品、支払までの会計処理の迅速化（効率化）を図った。 また、平成19年度からの大学院の改組を控え、「室・事務組織検討プロジェクトチーム会議」の場においても、事務組織の再編統合を視野に入れた案の検討を行った。	
【34】 2. 国立大学法人会計の導入及び効率的な事務の遂行のための係の再編統合を行う。	【34-1】 2. 国立大学法人会計の導入及び効率的な事務の遂行のための係の再編統合を行う。 1) プロジェクトチームでの対応実績を考慮した係体制（人数、統合等を含めた）を構築する。	IV	2. 1) 10月1日から、従前の契約資産第一係、同第二係から契約第一係、同第二係、資産管理係に再編成し、平成18年度から国立大学法人に導入された新たな会計基準である減損会計を含めて効果的に対応できるようにした。また、年々増加する外部資金の適正な会計処理を行うために、外部資金をその特性に応じて区分し、これまで会計担当部署が一元的に所掌していた調達・執行業務を、研究協力担当部署にも所掌させることによって、さらなる適正化を図った。 さらに、平成19年4月よりチーム制に移行することを決定し、責任と職務権限を明確化して、予算・調達・納品・支払いまでの一連の流れが効率的に執行できる体制の構築を図った。	
【35】 3. 学長を直接サポートする組織を検討する。	【35-1】 3. 学長を直接サポートする組織を検討する。 1) 学長直轄の組織を設置し、迅速な意思決定を行う。	IV	3. 1) 企画経営統括本部を設置し、学長からの戦略目的に係る特命や諮問に迅速に対応した。また、秘書室及び内部監査機能を持つ体制に機能強化するため、監査室を学長直轄とした。	
【36】 4. 総務室、財務室及び教育推進室等、各室体制を直接支える事務組織を検討する。	【36-1】 4. 総務室、財務室及び教育推進室等、各室体制を直接支える事務組織のさらなる検討。	IV	4. 平成19年度からの大学院の改組にも関連して設けられた「室・事務組織検討プロジェクトチーム会議」の場において、機構・室体制の支援という視点も含めて、検討を行い、事務組織の再編案を構築・決定した。	

<p>【37】 ◇専門職制の導入に関する具体的方策 1. 国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。</p>	<p>【37-1】 ◇専門職制の導入に関する具体的方策 1. 国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。 1) 国際交流部門においては、国際感覚と語学の才能を有した教員と事務の職分の両方をこなせる人材、入試業務においては、経年の継続的、専門的な知識を有する人材、情報管理部門においては、大学の情報化のトータルシステムの構築が行える専門的知識を有する人材、就職支援業務については、就職指導や、職業観形成に資する、資格取得に関する講座の開設等、学生の専門的知識の取得等を強化し得る、専門的知識を有する人材等の確保と養成を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>1. 1) ①国際交流室において、国際感覚と語学の才能を有した教員と事務の職分の両方をこなせる人材として、専任講師を継続採用し、国際交流窓口業務にあたっている。また、語学研修を中心業務とするアソシエイト・フェローも継続採用した。 ②発明協会の知的財産統括アドバイザー制度に採択されたことにより、アドバイザーによる職員研修等を行い知的財産の専門的知識を修得させ人材の育成を図った。また、職員研修で業務フローを作成し、今後の事務効率化に役立てる。また、学術研究課に知的財産係を10月に設置して、専門的知識の人材確保と養成を図ることとした。 また、今後は、人件費削減計画が実行される中、効率的な業務の遂行を図ることが一層急務であるため、平成19年度の大学院の改組に伴う事務組織の再編と絡めて、専門的知識を有する人材の獲得及び育成について、検討を行った。</p>	
			<p>ウエイト小計</p>	
			<p>ウエイト総計</p>	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

I. 学長のリーダーシップの推進

本学の企画経営上における戦略的かつ重点的な事項について、調査・分析及び企画立案を迅速かつ機動的に行うため、学長をヘッドとする「企画経営統括本部」を新たに組織し、今年度は、受験生獲得に向けた入試広報活動や公開講座の計画・実施を行った。

また、学内に対し、「学長の戦略」として明確なビジョンを示し、大学の方向性を示した。

II. 「学長の戦略」の提示と構築

本学が中期目標として掲げる『研究の拠点化と新たな教養教育の構築』を行うために、「文理融合21世紀型リベラルアーツ」から「新たな大学院創成」に至る『21世紀型お茶の水女子大学モデル』（“現代のリベラルアーツから新たな大学院の創設へ—優れた女性人材の育成—”）を提示し、以下の事業に着手した。

(1) 〈文理融合21世紀型リベラルアーツの創成〉—教育改革 (i)

『21世紀型お茶の水女子大学モデル』を構成する、大きな柱の一つ目として、学際的で実践的な教養教育を施し、学部課程における専門教育の活性化を誘導し、大学院課程での学生の創造的研究能力の源を提供すべく、新たな「リベラルアーツ」を本学の基幹事業として体系付け、予算要求及び学内体制の整備等を行った。

(2) 〈新たな大学院創成〉—教育改革 (ii)

『21世紀型お茶の水女子大学モデル』を構成する、大きな柱の二つ目として、大学院における教育研究機能の強化、学部間・学部大学院間をつなぐ教育の全学的運営、研究情勢に応じた柔軟な研究組織の構築と人事予算配分の効率化を主な目的とする「大学院改組」を実施した。それにより、教育面において大学院教員の所属が一元化され教育プログラムを柔軟に改編できる体制が整ったほか、研究部門においては、研究組織を基幹部門と先端融合部門に分けることにより基幹的研究の推進に併せて、研究の高度化を図る体制を整えた。

以上の体制の整備により、学部や大学院に新たな教育改革を実行できることとなり、前述の「文理融合21世紀型リベラルアーツ」の、平成19年度からの本格的な検討・試行への第一歩となった。

(3) 〈学長の戦略的的人事〉

教員の配置ポストについて、学長主導のもと、大学の方針・戦略を実現すべく、以下に掲げる戦略的な人事を行った。①教育・研究面での特化を計るため、量子情報・歴史・国際学の分野で、4名の教員の採用を決定した。②戦略的人事の一環として、教員9名を昇任させた。③本学のプロジェクトの継続性などを鑑み、特定の専門分野に客員教授に任用した。

III. 大学運営を円滑に進めるための新たな取組み

(1) 〈事務組織の再編成〉—事務組織改革

上述した本学の新たな取組みを含む、中期目標・中期計画の達成に向け、効率的かつ的確に常務を推進する仕組みとして、平成19年度より、下記の事項について実施することを決定した。

①意志決定ラインの一本化

学長・役員会と一体となって業務を遂行する観点から、既存の事務局を廃止し、総務、教育、国際・研究及び学術・情報を担当する理事・副学長の直轄とし、指揮命令系統を一本化することとした。

②戦略体制の整備

学長のスタッフライン（「副学長（戦略担当）」の配置など）の充実強化と学長室の整備を行うこととした。

③柔軟な組織構造と優れた人材の登用

業務の繁閑に応じて、より柔軟かつ機動的な対応が可能となるチーム制の導入。また、優れた人材のチームリーダーへの登用を行うこととした。

④組織ミッションの明確化

共通業務の集約化、職務権限の明確化による組織目標の共有化を行った。

(2) 〈「全学教育システム改革推進本部」構想の策定〉—教育改革 (iii)

全学的な観点から、様々な教育改革を推進することを目的として、学長直轄の「全学教育システム改革推進本部」構想を策定し、上述のリベラルアーツやFD、学部及び大学院の教育改革を行うべく準備を行った。

(3) 〈「女性研究者に適合した雇用環境モデル」の策定〉

科学技術振興調整費による「女性研究者に適合した雇用環境モデル」の策定に向け、勤務時間の徹底を図るための「9時5時体制」を構築するため、定時帰宅日の設定を試行す

るとともに、その実現に向け「業務改善アクションプラン」の検討を開始した。

(4) 教員の教育研究活動の評価結果を給与に反映

中期計画に掲げた「個人活動評価」の一環として実施した、教員活動状況データベースに収集した、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営・経営」の4分野に係る各教員の諸活動について点数化し、集計したデータを、大学教員の昇給に係る基礎データとして利用し、勤務実績の評価を給与に反映させた。

(5) 事務職員の資質向上のための研修制度の充実

今年度は4月1日から、日本女子大学との間で、在籍出向として双方向の交流研修を実施した。また、民間企業実地体験研修実施要綱を新規に作成し、平成19年3月1日～3月7日の研修期間で、株式会社資生堂に職員1名を派遣した。他に、毎年度実施している短期海外研修制度については、今年度は特に学生サービスの充実、強化の観点から職員を育成するため、米国マサチューセッツ大学、マウント・ホリヨーク大学、ハーバード大学に職員2名を派遣した。

III. 運営体制の改善に係る取組み

①学長による戦略的人事に関しては、役員会にて審議・決定するなど、人事に関する新たな制度を設け、役員会と教育研究評議会の機能分担を明確化した。

②学長によるテレビ会議・伝達システムを継続して実施し、大学運営などに関する学長の意志を全教職員に伝達する仕組みを徹底した。

③部局長等連絡会のシステムを維持し、学長及び役員会と部局長・教授会との機能の分担を明確化した。

IV. 柔軟な人事制度の構築に係る取組み

①人事の刷新、経営能率の維持・向上を目的として、「国立大学法人お茶の水女子大学選定年制度に関する要項」を制定した。

②平成17年度に制定した外国語教員制度を、今年度より施行した。

2. 共通事項に係る取組状況

(業務運営の改善及び効率化の観点)

○戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

本学の企画経営上における戦略的かつ重点的な事項について調査・分析及び企画立案を行う「企画経営統括本部」を学長の下に設置し、今年度は、新たな受験生獲得に向けた入試広報活動や公開講座の計画・実施などを行った。

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

○法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

(1) 予算面からの資源配分評価を行うため、当初予算に対する中間・事後評価を、役員会にて審議・決定した。

(2) 大学施設の有効かつ弾力的利用、特に新規事業の支援のために、①「大学建物・室の管理運営に関する基本方針」、②「大学建物・室の管理運営に関する運用指針」の制定、③大学建物・室の保有状況に関するデータベースの作成を行い、結果として、弾力的な施設利用の推進が可能となった。

(3) 本学の独身用職員宿舍の5室を、教職員用の短期宿泊施設に転用整備し、本学職員のほか、非常勤講師、外国人客員研究員及び海外の交流協定校の学生の宿泊施設として活用をはかった。

○業務運営の効率化を行っているか。

①それぞれが共通性の高い業務を有していた、人事・給与・共済業務の総務課への一元化を行い、効率的な業務運営体制を整えた。

②これまで、一つの係で行ってきた契約業務を、業務分析に基づき平成18年10月より3つの契約担当体制とし、それぞれ大学運営費、科学研究費補助金などの補助金、科学技術振興調整費などの外部資金を係単位で担当させることにより、集約化を図った。

③新たに外部資金契約係を設置し、競争的外部資金の発注から納品、支払までの会計処理の迅速化(効率化)を図った。

④同年10月から、資産管理担当係を新設したことにより、学内・学外施設の効率的な管理、及び減損会計に効果的に対応できるようにした。

⑤また、平成19年度からの大学院の改組を控え、「室・事務組織検討プロジェクトチーム会議」の場においても、事務組織の再編統合を視野に入れた案の検討を行った。

○収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

全ての学部、学科、研究科、課程で定員を充足している。一般入試の倍率も前期日程は4.13倍と、前年度より上昇した。また、後期日程については10.14倍であった。

○外部有識者の積極的活用を行っているか。

法人化移行時から、学外理事、監事(非常勤)及び経営協議会委員の外部有識者から様々な形で本学の運営に係る意見を得ている。さらに本年度からは、図書・情報システム・広報の充実と一元化に資するため、学外より参与として本学に参画を得ているほか、大学における知的財産管理体制の構築支援に資するために、学外から知的財産アドバイザーを採用し、活用をはかった。

○監査機能の充実が図られているか。

監事による、各機構に対して中期計画・年度計画の進捗状況、達成状況及び法人業務の適正かつ合理的な運営状況の監査を、中間・期末と年2回実施した。また、法人としての自律性と公共性堅持のために、企業経営の視点を運営に活かすことを目的とした、学長と監事との懇談会を年4回開催した。

○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。**○法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。**

大学院における教育研究機能の強化、学部間・学部大学院間をつなぐ教育の全学的運営、研究情勢に応じた柔軟な研究組織の構築と人事予算配分の効率化を主な目的とする「大学院改組」を実施した。それにより、教育面において大学院教員の所属が一元化され教育プログラムを柔軟に改編できる体制が整ったほか、研究部門においては、研究組織を基幹部門と先端融合部門に分けることにより基幹的研究の推進に併せて、研究の高度化を図る体制を整えた。

○従前の業務実績の評価結果について運用に活用しているか。

監査室を事務局とは別の学長直属の組織として、「国立大学法人お茶の水女子大学学長秘書室及び監査室規則」を制定し、設置した。また、平成18年4月1日付けで室長1名及び室員1名を配置した。内部監査については、「国立大学法人お茶の水女子大学内部監査要綱・内部監査基準」を制定し、同要綱に記載した、定期内部監査（業務監査）を実施、外部資金については書面監査を実施し、日常監査としては同要綱（監査室に回付する書類等）について、書面監査を実施した。定期内部監査（業務監査）及び外部資金書面監査の結果については、実施報告書を作成し、学長に報告を行った。

インターネット調達の導入については、平成19年2月から、物品の「納品検収センター」を設置し、納入物品の現物確認を徹底しているが、更に平成19年度より研究・教育への迅速な対応を図るため、教員のインターネット上での発注を認めることとした。これは、研究・教育目的に適合した物品に限りネット上で発注入力し、納品された物と発注確認画面や注文確認メールをプリントアウトしたものを納品検収センターに持参し、その場で現物を確認して、教員の個人口座から引落としされた金額（立替払）分を、大学が教員に銀行振込で支払うものである。このことにより、時間外での調達が可能になり、物品の発注から納品までの時間を短縮する効果が発生することとなった。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	国立大学法人としての自立性を高めるため、また、教育・研究・社会貢献等の大学の主要な機能の向上を図るため、外部資金その他の自己収入の確保に努める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウエイト
<p>【38】 ◇科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>1. 競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。</p>	<p>【38-1】 ◇科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>1. 競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。</p> <p>1) 研究費配分において、外部資金獲得へのインセンティブを更に高める措置を講ずる。</p>	IV	<p>1.</p> <p>1) 平成17年度において、研究費配分のインセンティブ枠（比率11%）を設け、外部資金等の獲得努力を研究費の配分額に反映しており、今年度においては、平成18年度の外部資金等獲得実績を勘案し、比率を前年度同様11%とすることで、更なる外部資金等の獲得を推進した。</p> <p>さらに、本学に在籍する常勤教員を対象として、本学独自の【研究計画書】を作成・提出させ、評価に応じて学内予算による研究費の追加配分を行ったことで、各教員の研究計画書等に係る書類作成能力の向上を促進し、外部資金獲得能力の向上を図った。</p>	
	<p>【38-2】</p> <p>2) 研究助成情報を収集し、学内に周知する。</p>	III	<p>2) 研究推進・社会連携室のウェブサイトで、最新の研究助成情報を提供している。重要なものはメールで各学科長、各講座主任、センター長、大学院の専攻長等に周知している。</p>	
	<p>【38-3】</p> <p>3) 複数の研究プロジェクトを立ち上げ、新たな外部研究資金の獲得を目指す。</p>	IV	<p>3) 学長の強いリーダーシップのもと、人文社会系、理工農系の各専門分野の中から教員を選抜し、プロジェクトチームを設置した。学際性、文理融合型の本学大学院組織の特徴を活かし、幅広い視点から新たな研究教育プログラムを計画立案し、各種競争的外部資金の公募に申請した結果、多大な成果を上げた。</p> <p>事項別に見ると、拠点システム構築事業、21世紀COE、科学技術振興調整費、原子力システム研究開発、教員養成GP、受託研究経費、共同研究経費の継続分の他、新たに魅力ある大学院教育イニシアティブ1件、科学技術振興調整費1件、新教育システム開発プログラム2件、次世代学術コンテンツ1件、NEDO1件</p>	

			が新規採択された。	
	【38-4】 3. 寄付金受入の担当課（学術研究課）を設置し、あらたに外部資金及び寄付金の受入を進める。	III	3. ①4月より、寄付金受入の担当課として、学術研究課を設置し、あらたな外部資金及び寄付金の受入を進めた。また、さらに事務組織の見直しを行い、平成19年4月からチーム制を導入し、寄附、基金の受入拡大を図るため、基金企画チームを設置することを決定した。 ②本学の教育・研究事業等の更なる充実を図るための財政基盤強化策として、寄附、基金のあり方を整理し、「大学運営基金」、「使途特定基金」のほか、「遺贈による寄附」の制度を導入することを決定し、募集パンフレットを作成し、募集活動を推進した。	
【39】 2. 大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。	【39-1】 2. 引き続き大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。外国語による広報紙媒体を強化する。	IV	2. ①2006年度日本語版『大学案内』の新装版を発行した。 ②2005年度版英語版『大学案内』をもとに英訳の確認と画像などを取り込んだ再編集を実施した。同様に『リーフレット』英語版を作成した。③ホームページ英語版の充実を着実に進行させた。また一部では、すでに中国語版と韓国語版を作成している。特に本学の研究教育の成果である、外部資金導入により進められている研究・教育プロジェクトを外部に広く宣伝するため、本学ホームページ上で各プロジェクトのバナーを設置し、その中で英語版も含めて、広報力を増大させた。④大学協定に基づき、海外大学との交流プログラムが実施される際には、大学の広報関係資料を配付する努力をした。⑤新たな広報媒体の検討を行った。法人化後初めて学報『Ochadai Gazette』を発行し、大学内の情報共有と広報によって、外部資金獲得の試案作成に役立てた。	
【40】 ◇収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 1. 確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。	【40-1】 ◇収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 1. 確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。	III	1. 平成18年度新入生アンケートの結果は、見学会参加者が合格者の30%を超え、大学における説明会の充実の必要性が示唆された。これに関して、大学説明会を年2回実施した（7月及び10月）。また、物理学科において、女子高校生を招いて体験授業を実施し、好評を得た。大学院については、大学院学生募集戦略ワーキンググループにおいて、大学院説明会を開催することとし、19年1月に開催した。また、19年度より、年1回の大学院説明会を開催することとした。	
【41】 2. 社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを	【41-1】 2. 社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを総	III	2. 国立大学法人お茶の水女子大学土地・建物使用細則を制定し、近隣の公共施設及び大学の使用料を参考にし	

総合的に勘案して、入学検定料、入学料、授業料の額を検討する。	合的に勘案して、施設使用料額を検討する。		て、新たな料金を設定し運用している。
【42】 3. 公開講座等の社会貢献を積極的に行い、講習料等の収入の増加を図る。	【42-1】 3. 公開講座等の社会貢献を積極的に行い、受講料等の収入の増加につながる企画についてさらに検討する。	IV	3. ①文京区・北区・足立区との連携で本学教員を講師として公開講座を実施し、地域への社会貢献を行った。 ②地域への社会貢献として本学独自の公開講座を実施し4講座で1,030人が受講し1,332千円の受講収入があった。なお、同講座の実施に向けては、公開講座企画プロジェクトチームを立ち上げ、公開講座受講料の改定(受講者の人数により柔軟に設定できる料金改定)、公開講座の定義、目的及び申請・承認機関を明確にするための公開講座規程の改正を行った。
【43】 4. 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。	【43-1】 4. 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。	III	4. 利用料金の算出を簡素化し、利用者からの使用料金の問合せに素早く対応できるようにした。
			ウエイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	管理業務の合理化、効率的な施設運営及び事務の合理化、人員配置の適正化等を進めることにより、管理的経費の抑制を図る。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウエイト
<p>【44】 ◇人件費の抑制に関する具体的方策 1. 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減をはかる。</p>	<p>【44-1】 ◇人件費の抑制に関する具体的方策 1. 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費削減をはかる。</p>	IV	<p>1. ①法人化移行時の予算定員「437」をベースとし、職種毎に算出した5%の削減数を平成18年度から平成22年度までの5年間の対象期間中、年度毎に削減数及び各種別人件費積算単価表に基づく削減額を割り当てた。 ②選択的定年制を実施した。 ③平成18年4月からの給与改正法を参考として、本学職員の給与を平均4.8%引き下げ、また、平成19年度より非常勤講師の時間単価を、5%引き下げることにした。 ④俸給の調整額（大学院手当）の見直しを行った。 以上の結果、決算ベースでは、18年度は17年度と比較し、1.7%減となり、1%減の目標を越えた人件費削減を達成した。また、③、④は、19年度の当初予算に反映した。</p>	
<p>【45】 ◇管理経費の抑制に関する具体的方策 1. 事務の外部委託や非常勤職員の効率的な配置について検討する。</p>	<p>【45-1】 ◇管理経費の抑制に関する具体的方策 1. 事務の外部委託や非常勤職員等の効率的な配置について検討する。</p>	IV	<p>1. ①会計関係：業務分析を行い、繁忙期には民間からの派遣職員を臨時的に雇用するなどして、機動的な人員配置を行い、効率的な業務の遂行に努めた（1ヶ月間、2名）。また、事務の外部委託を推進する観点から、退職した非常勤職員の後任に派遣職員を雇用した。（1年間、2名） ②学生関係：国際学生宿舎では非常勤職員3名（事務補佐員2名、用務員1名）及び警備員が配置されているが、平成20年度から一括して外部委託する可能性について検討を行った。 ③広報渉外関係：事務局長の指示のもと、外部委託検討WGを立ち上げ、事務連絡協議会において検討を行った。</p>	

<p>【46】 2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。</p>	<p>【46-1】 2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。 1) 平成17年度に作成した新たな「中期計画を踏まえた管理経費抑制計画」により、さらなる一般管理費の抑制を目指す。</p>	III	<p>2. 1) 平成17年度の国立大学法人評価結果を踏まえ、管理費については一時的な増加要因等も含めて実現可能な目標設定を行ったうえで、各課等の事務費について、予算の段階で対前年1%以上の削減をし予算配分を行った。また、教員及び事務職員で構成する管理経費抑制ワーキンググループを立ち上げ、教員にも光熱水料の節約の啓蒙を行うとともに、東京電力との折衝により、平成19年度の電力使用実績次第では、基本料金の節減可能との了解を得た。</p>	
<p>【47】 3. 設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。</p>	<p>【47-1】 3. 設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。</p>	IV	<p>3. ①東京都の条例に基づく地球温暖化対策として、CO2削減の年次計画を策定し、計画以上のCO2を削減することが出来た。(省エネ対策に伴うCO2削減値の合計は141.5 tであった。) ②大学講堂及び図書館の改修に伴い、省エネ型の照明器具を採用した。(電気料金年間約60万円節減, CO2排出量年間33.3 t削減) ③大学講堂改修に伴い、空調・換気設備に全熱交換ユニット及び空気搬送ユニットを採用した。(冷暖房費年間10万円節減, CO2排出量年間3.6 t削減) ④附属中学校校舎の屋上防水改修に伴い、断熱材を敷いて省エネ化を図った。(夏季冷房費15%節減) ⑤共通講義棟2号館女子トイレに節水装置を採用した。(水道料金年間80万節減, CO2排出量年間0.8 t削減) ⑥暖房用ボイラーの各種バルブを保温することにより、省エネを図った。(暖房費4.5万円節減, CO2排出量年間1.3 t削減)</p>	
<p>【48】 4. 夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。</p>	<p>【48-1】 4. 夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。</p>	IV	<p>4. 8月14日、15日と2日間、大学全体の夏季一斉休業を行なったことで、約50万円の管理的経費の削減ができた。</p>	
<p>【49】 5. ペーパーレス化を図る。</p>	<p>【49-1】 5. ペーパーレス化について検討を行う。</p>	IV	<p>5. ①諸会議・委員会等の開催通知・議事録、大容量の会議資料等は電子メールでの配信を行った。 ②グループウェアを導入し、導入研修を行った。これにより、今後、教育研究評議会・部局長連絡会等の資料は、紙媒体ではなく、グループウェアのファイル管理機能を利用して、閲覧できることになった。</p>	
<p>【50】</p>	<p>【50-1】</p>	IV	<p>1.</p>	

<p>◇施設設備費の抑制に関する具体的方策</p> <p>1. 電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。</p>	<p>◇施設設備費の抑制に関する具体的方策</p> <p>1. 電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。</p>	<p>①エレベーターの保守管理業務を随意契約から一般競争入札に変更した。(保守管理業務費470万円節減)</p> <p>②ガス事業法の改正に伴い、ガスメーターデマンド装置を設置し、大口契約締結を行った。(ガス料金年間200万円節減)</p> <p>③事務室・研究室等のエアコンフィルター清掃及び照明・エアコン等の消し忘れの注意を管理者及び使用者に通知及び掲示を行った。(冷暖房費年間約67万円節減, CO2排出量年間21.9t削減)</p> <p>④大学夏季一斉休業を実施し、光熱水経費の削減を行った。(光熱水費50万円節減, CO2排出量12.2t削減) また、その結果を掲示板で公表し、学生・教職員に啓蒙を行った。</p>	
<p>【51】</p> <p>2. 主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。</p>	<p>【51-1】</p> <p>2. 主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。</p>	<p>IV</p> <p>2.</p> <p>①大学本館・大学講堂等のエアコン設置による蒸気暖房の供給面積減少に伴い、ボイラーの運転台数を3台から2台に減らした。(270万円節減, CO2排出量年間68.4t削減, 法定検査料約50万円節減)</p> <p>②暖房設備の系統を見直したことにより、廃止可能な暖房用第1種圧力容器を撤去、廃止した。(次年度以降の暖房設備整備費及び法定検査料を約20万円節減)</p> <p>③入試時に支障なく対応させるため共通講義棟2号館トイレは、給水系統を他の棟から独立させた。</p> <p>④大学講堂改修に伴い、照明・放送・映像・スクリーンの分散したスイッチを1ヶ所に集約した。</p> <p>⑤文教育学部1号館の耐震改修計画に伴い、給水設備老朽化による赤水対策として、給水配管の更新及び系統の整理・見直しについて改修計画を策定した。</p>	
		<p>ウエイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	大学が所有する外部研究資金等の資産の安定的な運用に努める。 大学の施設について、点検・評価を行い、施設・設備の有効活用の促進を図り、適切な維持管理を行う。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウエイト
【52】 ◇資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。	【52-1】 ◇資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。	III	1. 安全確実な観点を踏まえ、金利の動向等を見ながら、各種金融商品の情報を収集した。	
【53】 2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。	【53-1】 2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。	IV	2. 大学施設の有効かつ弾力的利用、特に新規事業の支援のために、①「大学建物・室の管理運営に関する基本方針」、②「大学建物・室の管理運営に関する運用指針」の制定、③大学建物・室の保有状況に関するデータベースの作成を行った結果、弾力的な施設利用の推進が可能となった。また、全学的見地に立った使用を前提とした全学共通利用スペースを設けることができ、新規事業の研究室等として活用していくことができた。 さらに、今年度は、大塚宿舎の5室を教職員用の福利厚生施設に転用した他、外国人客員研究員や交流協定校(ヴァッサー大学)の学生等の宿舎にも利用した。	
			ウエイト小計	
			ウエイト総計	

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等**1. 特記事項**

1. 21世紀COEプログラム、魅力ある大学院教育イニシアティブ、各種G P、科学技術振興調整費などをはじめとする様々な外部資金や、特別教育研究経費を獲得することにより、教育の進展及び研究重点領域の進捗に資した。

2. 学習・研究環境の整備という、学長の方針に基づき、学長裁量経費を積極的に活用し、附属図書館及び大学食堂の改修・整備に着手した。

3. 当初配分予算を年度途中で再検証することで、学長の戦略に基づく効果的な予算の再配分を実施

①教育経費として各学部及び大学院に追加配分を行い、教育条件の向上を担保。

②学長自ら「教員研究発表会」を開催し、教員の発表を自ら聞き、本学の知的財産を把握したほか、全教員を対象とした研究課題の公募を行い、優秀な課題について研究費を配分するなど、本学の研究活動の活性化に努めた。

また、上記のほかに、特に若手研究者育成の観点から、学内の若手研究者（リサーチフェロー）を対象とした、研究課題の公募を実施し、優秀な研究課題に対して、研究費を助成し、育成に努めた。

③文理融合リベラルアーツを中心とした、『21世紀型お茶の水女子大学』を構成する重要な要素のひとつである、「情報リテラシー」活性化のため、19年度の学部新入学生全員に1年間無料貸与するべく、ノートパソコン500台を購入することを決定した。

4. 学内の「共通機器センター」で、集中管理を行っている『教育研究機器』について、計画的に維持・管理・更新が行えるよう、平成18年度学内予算から、外部資金による共通経費（外部資金の取得に伴う間接経費、オーバーヘッド分を大学に繰り入れる制度）の仕組みを整えたほか、「分子科学研究所」を中心とする『化学系研究設備有効活用ネットワーク』に参加することで、老朽機器の復活再生や最先端機器が共同利用できる体制を整えた。

5. 自己収入の増加及び社会貢献に資するものとして、本学独自の公開講座（有料）を実施し、4講座で1,030人が受講し1,332千円の受講収入があった。また、学内施設使用料金を近隣の大学及び公共施設の実態に合わせ見直しを行った。

6. 省エネ型機器の導入に係る取り組み

①東京都の条例に基づく地球温暖化対策として、CO2削減の年次計画を策定し、計画以上のCO2を削減することが出来た。（省エネ対策に伴うCO2削減値の合計は141.5tである。）

②大学講堂及び図書館の改修に伴い、省エネ型の照明器具を採用した。（電気料金年間約60万円節減、CO2排出量年間33.3t削減）

③大学講堂改修に伴い、空調・換気設備に全熱交換ユニット及び空気搬送ユニットを採用した。（冷暖房費年間10万円節減、CO2排出量年間3.6t削減）

④附属中学校校舎の屋上防水改修に伴い、断熱材を敷いて省エネ化を図った。（夏季冷房費15%節減）

⑤共通講義棟2号館女子トイレに節水装置を採用した。（水道料金年間80万円節減、CO2排出量年間0.8t削減）

⑥暖房用ボイラーの各種バルブを保温することにより、省エネを図った。（暖房費4.5万円節減、CO2排出量年間1.3t削減）

2. 共通事項に係る取組状況

（財務内容の改善の観点）

○財務内容の改善・充実が図られているか。

1. 本学の研究重点領域について、21世紀COEプログラム、魅力ある大学院教育イニシアティブ、各種G P、科学技術振興調整費などをはじめとする様々な外部資金及び、さらには特別教育研究経費の積極的な獲得への努力の結果、本年度実績は昨年度を上回るものとなった。

・外部資金及び特別教育研究経費

① 科学研究費補助金

H18年度： 122件 310,040（千円）

H17年度： 118件 259,860（千円）

② 21世紀COEプログラム

H18年度： 2件 182,127（千円）

H17年度： 2件 182,100（千円）

③ 魅力ある大学院教育イニシアティブ

H18年度： 3件 102,540（千円）

H17年度： 2件 49,410（千円）

④ 科学技術振興調整費

H18年度： 3件 185,885（千円）

H17年度： 4件 158,724（千円）

⑤受託研究等

H18年度：	18件	45,106 (千円)
H17年度：	26件	67,217 (千円)

⑥奨学寄附金

H18年度：	79件	168,500 (千円)
H17年度：	74件	182,826 (千円)

⑦教員養成G P

H18年度：	1件	14,000 (千円)
H17年度：	1件	8,000 (千円)

⑧特別教育研究経費 (重点事項)

H18年度：	5件	138,130 (千円)
H17年度：	2件	68,158 (千円)

(参考：H19年度獲得予定額 8件 511,146 (千円))

2. 寄附、基金の更なる受入拡大を図るため、事務組織の見直しに伴い、平成19年4月から基金企画チームを設置することを決定するとともに、本学の教育・研究事業等の更なる充実を図るための財政基盤強化策として、寄附、基金のあり方を整理し、「大学運営基金」、「使途特定基金」のほか、「遺贈による寄附」の制度を導入することを決定した。

なお、平成18年度における寄附金、あるいは募金による代表的な事業を以下にあげる。

- (1) 大学講堂改修整備 (大学講堂整備全体金額477,277千円のうち146,527千円 (30%) を募金で整備)
- (2) 附属小学校グラウンド整備等 (552万円) ・屋上防水整備 (463万円) ・給食室給湯設備改修 (207万円) ・第2校舎トイレ改修 (300万円) (附属小学校のPTA・後援会の寄附)
- (3) 附属高等学校特別教室エアコン整備 (1,400万円) (附属高等学校のPTA・後援会の寄附)

3. 業務分析に基づき契約業務の集約化を行うことで、会計処理の迅速化が図られた。また、他機関等状況を踏まえ、調査・検討を行ってきた、インターネット調達を、業務の迅速化及び効率化の観点から平成19年度以降、実施することとした。

4. 管理費について、一時的な増加要因等も含めて実現可能な目標設定を行ったうえで、各課等の事務費等の予算について対前年1%以上の削減をするとともに、平成19年度からは、これまで各課等の事務費予算に包括されていた、事務職員のPC等の情報機器に関する維持・管理に係る予算を、学術・情報機構 (図書・情報チーム) に一元的に管理させることで、効率的かつ効果的な運用並びに経費執行が可能となるよう、

体制整備を行った。また、夏季の大学一斉休業の実施 (光熱水費50万円節減、CO2排出量12.2t削減。その結果を掲示板で公表し、学生・教職員に啓蒙。) 、これまで事務組織に限定されていたグループウェアを、平成19年度当初から全学的に導入することを決定したことによる、ペーパーレス化の推進などによる管理費の節減を行った。

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

総人件費改革の実行計画を踏まえ、法人化移行時の予算定員をベースに、職種ごとに5%の削減計画を策定し、具体的には、定員の削減、選択的定年制、給与の引き下げ等の取組の結果、概ね1%の人件費を予算ベースはもちろんのこと、決算ベースにおいても削減が図られた。

○従前の業務実績の評価結果について運用に活用しているか。

評価結果を踏まえ、本学では管理費抑制ワーキンググループを立ち上げた。始めに行ったのが、平成16、17年度の一般管理費の分析である。この分析を基に平成18年度の経常的な管理経費の削減可能なものを検討した。その結果、租税公課、減価償却費については、本学の努力では削減が不可能なこと、また、運営費交付金において予算措置される特殊要因経費である移転費、建物新営設備費及び施設整備補助金の執行における費用については、本年度の管理経費増要因であることとした。さらに、平成16年度当時に想定していなかった弁護士報酬、財務諸表の官報掲載料及び会計処理の変更による入学試験学生募集要項の印刷については、抑制の対象から除外することとした。

次に、タクシー利用の見直しを検討し、対16年度で約170万円ほど節減することができた。また、図書の定期購読の見直しや購入の取りやめなどで400万円ほど節約が出来た。コピー用紙節減のための両面印刷の促進、光熱水料節減のための空調の温度調整、定時帰宅の推進等度につなげる形として、電力会社との契約の見直し、コピー機に関わる費用節減のための共用印刷機の導入を決定した。

年々増大する外部資金の執行にあたり、事務量の増加や煩雑化、資料、帳票類の大量化等、管理経費にかかる負担が増大すること等から、本学では、「国立大学法人お茶の水女子大学外部資金に係る共通経費取扱要項」を平成18年4月1日から施行し、その共通経費を積極的に管理経費に使用することで運営費交付金を抑制し、増加、大量化する外部資金に係る管理事務処理に対応することとし、職員の欠員不補充による人件費削減分には、派遣職員を活用することとした。

最後に、抑制目標額の設定について検討し、外部資金に係る共通経費の収入状況をにらみ、積極的活用を図り、経常的な管理経費の抑制目標額の2年間分である7,208千円 (2.4%) 減額の293,134千円とした。

なお、その執行に関しては、執行時点において、事項を細分化したうえで明確に表示し、執行管理を行うこととした。

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び情報提供
① 評価の充実に関する目標

中 期 目 標	1. 全学及び各学部、大学院、センター、附属学校等各組織において自己点検・評価を行う。 2. 全学で統一した自己点検・評価項目を整備し、教育研究及び組織の運営に関する評価システムの構築を目指す。 3. 第三者評価及び学位授与機構等の外部評価を受け、各組織の運営の改善に活かす。
----------------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	計画の進捗状況	ウエ イト
【54】 ◇自己点検・評価の改善に関する具体的方策 1. 自己点検・評価項目、評価方法は、各組織の自己点検・評価委員会で原案を作成し、その原案について総合評価室で理系・文系の事情を考慮しつつ審議して評価基準を作成する。	【54-1】 ◇自己点検・評価の改善に関する具体的方策 1. 評価指針のもとに作成された、部局別評価要綱、個人活動評価要綱に基づき、評価を実施し、結果を公表する。評価にあたっては、外部評価の視点を加える。全学一部局一人の各次元における有機的な評価システムの構築を進める。	IV	1. 部局別評価要綱、個人活動評価要綱に基づき、3学部1研究科1センター一部においてそれぞれ部局別自己点検・自己評価を行い、その結果を24名の外部評価委員を含む評価委員によって、検証した他、教員の個人別活動状況についても、外部評価委員による評価を受けた。また、評価結果の取りまとめと公表の準備を行った。	
【55】 ◇評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 1. 総合評価室で各学部、大学院等から上がってきた自己点検・評価を総括し、その結果を大学運営に反映させるシステムの構築を図る。	【55-1】 ◇評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 1. 部局別評価要綱、個人活動評価要綱に基づき評価を実施し、その過程で評価結果の公表、運営へのフィードバックのあり方に関して、修正を加える。	III	1. 24名の外部評価委員を含む評価委員によって、3学部1研究科1センター一部の部局別自己評価と、教員の個人別活動状況評価を行い、評価結果の取りまとめと、公表のための準備を行った。外部委員等からの学生定員・教員数に対する指摘等を運営にフィードバックする方法を検討した。	
【56】 2. 教員個人の教育研究業績、授業評価、社会貢献、大学運営への貢献等について評価システムを構築し、本人及び学部へ評価内容を知らせ、学部・学科等の運営改善に役立たせる。	【56-1】 2. 個人活動評価要綱に基づき、教員個人の教育研究業績、社会貢献、大学運営への貢献について評価を実施し、その成果をふまえて評価システムに検討を加える。評価結果はプライバシーに配慮しつつ学内外に公表し、大学・学部・学科等の運営改善に役立たせる。	III	2. 個人活動評価要綱に基づき、教育、研究、社会貢献、大学運営・経営の4分野の教員の個人活動評価を行い、24の研究分野の外部評価委員によって評価を受けた。また、評価結果の取りまとめと公表の準備を行った他、大学教員の給与の査定に、個人活動評価の評価結果を基礎データとして用いた。	
			ウエイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び情報提供
② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	1. 情報推進室のもと総合情報処理センターで情報のデータベース化、情報の一元管理を行い、窓口の一本化を図る。また、広報活動を強化して、情報の健全な活用・推進を図る。 2. 情報公開に伴う紛争防止策を推進する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウエイト
<p>【57】 ◇大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的な方策 1. 情報の発信窓口を一つにし、社会との接点を明確にする。</p>	<p>【57-1】 ◇大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的な方策 1. 情報の発信窓口の一体化をさらに進め、社会への対応をより一層迅速に行なえる体制を図る。</p>	IV	<p>1. ①学内メールマガジン・ホームページ掲載記事を広報推進室が一括して把握することにより、統一的で正確な情報が迅速に発信された。②広報の情報源が大学からの発信であることの責務と自覚を求め、責任体制を明確にした。③恒久性の高い情報については、『大学案内』『学報』などの紙媒体の刷新によって、継続性のある情報発信をおこなった。④オープンキャンパスでは、各学部長と連携して詳細な事業マップをつくり、また来訪者のウェブ登録を開始し、当日の受付の混雑を緩和させた。⑤大学紹介のビデオについては、ネット上で見ることを踏まえてその内容と構成を企画した。⑥学内で実施する行事の発信先を体系化し効率的な発信が可能になった。</p>	
<p>【58】 2. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を広く一般に知らせる。</p>	<p>【58-1】 2. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を広く一般に知らせる。特にホームページあるいは学内メール通信における学生の参加を検討する。</p>	IV	<p>2. ①『大学案内』では学生からの写真・文章の提供や、レイアウトに関する意見感想を求めた。②オープンキャンパスでは見学者の誘導や案内だけでなく、大学生活に関する質問に答える体制を整備。③学生向けメール発信では学生の意見も取り入れて数次に亘る刷新をおこない、関心の惹起や簡便なアクセスを試みた。④お茶大グッズの制作では学生の研究成果やアイデアを有効に活かした。⑤全般的な学生参加については、参加の様態の検討を開始。⑥大学紹介ビデオでは、学園祭実行委員会作成のビデオを視聴し、ビデオ制作への学生参加を検討。⑦ホームページ上に卒業生向け頁を</p>	

<p>【59】 3. マスメディアで活躍する卒業生の組織作りを行い、大学の広報媒体の拡大を図る。</p>	<p>【59-1】 3. マスメディアで活躍する卒業生の組織作りを行い、大学の広報媒体の拡大を図る。</p>	III	<p>作成し、在学生と卒業生の一体化を図った。</p> <p>3. ①平成17年度以降継続的に、マスメディアで活躍する卒業生データを収集し、連絡方法などを確認した。その結果として、該当する卒業生マスメディア関係一覧を整備し、分野ごとに情報発信に協力を求めた。これを基に「主要メディア連絡先一覧」を作成して、大学が戦略的に行なった教育・研究プロジェクトなどを、各種新聞紙面、雑誌、テレビ放映で広報活動を行なった。②特記すべき広報内容については、直接に個人に依頼して、広報の拡大を図っている。</p>	
<p>【60】 4. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を図る。</p>	<p>【60-1】 4. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を進める。</p>	IV	<p>4. 全学学籍データベースと入試データとの結合により、入学後の成績の追跡調査および分析が可能となった。また、教育研究活動状況データベースに、ほぼ全教員が入力を行い、それに基づき全教員の Annual Report を電子化し、ネットでの公開を行った。さらに、機関リポジトリ (Tea Pot) を構築し、本学の教育研究成果、公開講座、歴史資料等に関する電子情報を一元的に管理・発信する体制の整備を行なった。</p>	
	<p>【60-2】 5. 教員の研究活動・成果をデータベース化し、ホームページ上で公開する。</p>	IV	<p>5. 総合学術情報基盤プロジェクトと連携し、本学の教育研究成果、歴史資料の電子的コレクションを一元的に構築し、本学の教育・研究のアクティビティを広く発信・広報する体制の整備を行なった。また、機関リポジトリ (Tea Pot) の試験運用を開始すると共に、附属図書館において、学術情報の著作権処理に関する業務を行なう体制も整えた。教育研究活動状況データベースに基づく全教員の『Annual Report 2005』の電子公開も開始した。</p>	
<p>【61】 ◇情報公開活動における紛争防止等に関する具体的方策 1. 大学と企業等との紛争を防止するため、社会連携・広報推進室、情報推進室でウェブページ等の規程整備を図る。</p>	<p>【61-1】 ◇情報公開活動における紛争防止等に関する具体的方策 1. 大学と企業等との紛争を防止するため、研究推進・社会連携室、広報推進室、情報推進室でウェブページ等の規程整備を図る。</p>	III	<p>1. ホームページの規程整備を終了した。更に、ホームページの責任体制を明確化し、既定のセキュリティーポリシーに基づいてプライバシーポリシーを定め、企業等との紛争の防止に努めた。 また、各部局において管理するホームページの掲載内容についての再確認作業を実施し全学体制で、企業等との紛争の防止に努めた。</p>	
	<p>【61-2】 2. 個人情報保護の観点から、情報公開活動、情報セキュリティについて見直しを図る。</p>	IV	<p>2. ①全学の教職員、附属中学校生、附属学校部教諭を対象に情報セキュリティセミナーを実施した。②Webセキュリティに関して、運用マニュアルを整備し、各ホー</p>	

		<p>ムページ担当者の責任体制を明確にするとともに、全学的な連絡網体制を完備した。③個人情報を含むデータの取り扱いについて、全学的な取り扱い基準を策定した。特に入試データに関しては、利用できる利用者の範囲、利用形態、管理方法、公表等の規定をガイドラインとして作成した。④さらに、事務用パソコンとして、シンクライアント端末（ICカードによる認証機能と個々のパソコンにはハードディスクを持たない）の導入を進め、個人情報保護に関して具体的に改善を図った。</p>	
		ウエイト小計	
		ウエイト総計	

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項**1. 特記事項**

部局別評価要綱に基づき、3学部1研究科及びセンター一部においてそれぞれ部局別自己点検・自己評価を行い、その結果について、24名の各専門分野の外部評価委員を含む評価委員による評価を受け、その評価結果を取りまとめた。

①文教育学部、理学部、生活科学部、人間文化研究科、センター部にそれぞれ各部局自己評価委員会を設置し、各部局の教育活動を中心とした11の評価基準を基に、自己点検・自己評価を行い、その結果報告書を作成した。

②文教育学部、理学部、生活科学部、人間文化研究科、センター部にそれぞれ各部局評価委員会を設置し、学外の学識経験者24名、及び学内の専門委員を委嘱して、各部局の行った自己点検・自己評価を評価した。自己評価書だけではなく、12月に現地調査を兼ねた評価会議を開き、学生に対する聞き取り調査や、施設見学なども行い、評価結果報告書を作成し、改善点を指摘した。

③文教育学部、理学部、生活科学部、人間文化研究科、センター部のそれぞれの部局自己評価委員会は、上記の評価結果報告書で指摘された改善点を点検し「指摘事項対応説明書」を提出した。

2. 共通事項に係る取組状況**○情報公開の促進が図られているか。**

本学の教育研究成果の蓄積と発信強化のために、学長のもとに「総合学術情報基盤プロジェクト」を設置し、本学の教育研究成果の発信拠点（サーバ）TeaPot：「お茶の水女子大学教育・研究成果コレクション」を構築し、試験公開した。

「TeaPot」は機関リポジトリ（Institutional Repository）と呼ばれる仕組みであり、2007年4月現在、世界の約850の大学が機関リポジトリを公開している。国内では、約40の大学が公開している。なお、本学のこの取り組みは、平成18年度委託事業の優良校（グッド・プラクティス）に選定された。

本学の全教員の教育研究活動に係る報告書である『Annual Report 2005』を刊行し、周辺関係者を含み、広く公開に供し、運営費交付金や学生納付金を資源として研究活動を行っていることのアカウンタビリティ（説明責任）を果たした。（教員の原稿提出率は100%であった。）それによって、大学からの情報発信に対する教職員の意識が格段に高まった。

また、大学ホームページのリニューアルを行ない、学内の教育活動、研究活動、大学管理運営、社会貢献などの情報を分かりやすく編集して、教職員、学生、卒業生、受験生、一般の方向けに大学ホームページや広報誌で随時情報を公開し提供することができた。

さらに、各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等についてもデータベース化を積極的に推進し、大学からの情報提供の拡大を図った。

○従前の業務実績の評価結果について運用に活用しているか。

（自己点検・評価）

個人活動評価要綱に基づき、教育、研究、社会貢献、大学運営・経営の4分野の教員の個人別活動状況調査を行い、各専門の研究分野の外部評価委員24名によって、評価を受けた。その評価結果を取りまとめた。

①全教員約230名が教育、研究、社会貢献、大学運営・経営の4分野 約100項目の自己活動の状況をWebで入力した。

②総合評価室で教員の4分野100項目の各項目について点数化を行い、各分野ごとの順位を付けた他、総合点を算出し、同様に順位を付けた。

③各教員は分野ごとの活動状況の相対値を基に、自己点検を行った。

④各教員の自己点検評価・結果と各教員の代表著書・論文1篇を基に、外部評価委員24名による教員の個人活動状況評価を受けた。

⑤総務室で自己点検・評価結果を基に、給与の査定を行った。

（情報提供）

本学では、学外への情報発信を効率的に行うため、学内の情報を広報渉外課に集約し、外部からの問合せ等に対応するための窓口を一元化した。

学内教職員に情報提供の周知を図り、学内の教育活動、研究活動、大学管理運営、社会貢献情報などあらゆる学内の情報を集約することができた。

これらの情報を、分かりやすく編集して教職員、学生、卒業生、受験生、一般の方向けに大学ホームページや「学報」を刷新し、情報発信の迅速化と公開体制の強化を実現した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他の業務運営に関する重要事項

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中 期 目 標	1. 本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備を推進する。 2. 既存施設の有効活用及び施設の維持管理体制を確立する。 3. 大学キャンパスの環境形成を推進する。
----------------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	計画の進捗状況	ウエ イト
<p>【62】 ◇本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置</p> <p>1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画を策定しなおし、整備を推進する。</p>	<p>【62-1】 ◇本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置</p> <p>1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画の整備を推進する。</p>	IV	<p>1.</p> <p>①新たな第2次緊急5か年整備計画のため、耐震診断結果を基にして耐震補強整備計画を策定し、耐震化・老朽再生を最優先に整備計画を進めるため、予算要求を行い、平成18年度補正予算として附属中学校第1校舎改修と文教育学部1号館耐震改修の2事業を取得した。</p> <p>②特別高圧受変電設備等のインフラ整備計画、老朽化の著しい構内給水管・ガス管等のインフラ整備計画及び附属図書館の空調設備改修計画を策定し、耐震化・老朽化整備と併せ5か年整備計画に加えた。</p>	
<p>【63】 ◇施設設備等を整備するための財政措置の検討</p> <p>1. PFI（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。</p>	<p>【63-1】 ◇施設設備等を整備するための財政措置の検討</p> <p>1. PFI（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。</p>	IV	<p>1.</p> <p>①大学講堂改修整備において施設整備費補助金に創立130周年記念講堂施設整備募金事業による募金を加え施設整備を行った。（大学講堂整備全体金額477,277千円のうち146,527千円（30%）を寄附で整備）</p> <p>②附属小学校のPTA・後援会の寄附によりグラント整備等・屋上防水・給食室給湯設備改修・第2校舎トイレ改修等を行った。（計1,522万円）</p> <p>③附属高等学校のPTA・後援会の寄附により特別教室エアコン整備を行った。（1,400万円）</p> <p>④附属幼稚園の創立130周年記念募金事業による施設整備で外壁等保存改修計画を策定した。</p>	

<p>【64】 ◇キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置</p> <p>1. 既設施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。</p>	<p>【64-1】 ◇キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置</p> <p>1. 既設施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。</p> <p>1) 単身用宿舎の一部を活用して、学内にゲストハウスを設置する。</p>	IV	<p>1.</p> <p>①本部棟の事務局移転跡の共通利用スペースにジェンダー研究センター、開発途上国女子教育協力センター及び全学共通の非常勤講師控室に再配分を行った。(533㎡)</p> <p>②図書管理の一元化・効率化を図るため、書庫スペースの改修を行った。(365㎡)</p> <p>③理学部1号館1階のラウンジ室に若手研究者(大学院後期等)のための研究室を確保した。(39㎡)</p> <p>1) 大塚宿舎(単身用宿舎)の5室をゲストハウスに転用した。</p>	
	<p>【64-2】</p> <p>2) 既存施設の改修により、歴史資料館を設置する。</p>	IV	<p>2)</p> <p>①大学本館の改修により歴史資料館を設置した。</p> <p>②資料館整備のための募金を開始し、寄附金によりガラス展示ケースを整備した。また、オープンキャンパス等での一般公開展示に加え、「日本初の幼稚園」「女高師と皇室」の特別企画展を実施し、一般に公開した。</p>	
<p>【65】</p> <p>2. 実験設備の共有化促進の検討をする。</p>	<p>【65-1】</p> <p>2. 実験設備の共有化促進の検討をする。</p>	IV	<p>2.</p> <p>①生活本館改修Ⅱ期工事で新設した薬品庫を学内共通実験薬品保管庫として利用することにした。(31㎡)</p> <p>②生活本館2の4階動物実験室を共有実験室として利用できるよう防水改修整備を行った。</p>	
<p>【66】</p> <p>3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM(施設管理マネジメント)の活用を検討する。</p>	<p>【66-1】</p> <p>3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM(施設管理マネジメント)の活用を検討する。</p>	IV	<p>3.</p> <p>①巡回による施設設備点検を定期的に行っており、それを基にして平成22年度までの改修計画を策定した。</p> <p>②電子化した建物の図面データをパソコン上で検索・閲覧できるシステムを導入し、改修図面の作成や維持管理に利用し図面作成の効率化を行った。</p> <p>③既存建物の利用状況及び改修履歴の電子データ化することにより効率的な改修計画の策定が可能となった。</p>	
<p>【67】</p>	<p>【67-1】</p>	IV	<p>1. 主要設備機器台帳を作成し、表示ラベル化として設</p>	

<p>◇施設設備の経年劣化に対応する整備</p> <p>1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。</p>	<p>◇施設設備の経年劣化に対応する整備</p> <p>1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。</p>		<p>備台帳にて機器ごとに設置年数に応じたカラー表示をすることにより、修繕及び更新時期の把握が一目で判断することができるようになり、設備機器の中長期的な修繕計画や更新計画を年次計画にて行えるようになった。今年度は設置から48年経過している附属図書館のダムウェーターを更新した。</p>
<p>【68】</p> <p>◇キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置</p> <p>1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。</p>	<p>【68-1】</p> <p>◇キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置</p> <p>1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。</p> <p>1) 「都心に緑のキャンパス計画」を進める。</p>	IV	<p>1.</p> <p>1)</p> <p>①より良いキャンパス内の環境・景観を目指し、低木の植栽計画を作成し、その計画に基づき植樹面積889㎡の整備を行った。また構内のキャンパスマップを作成し、大学本館改修記念式典の時に配布し屋外環境のアピールに努めた。</p> <p>②構内に(財)宝くじ協会の助成を受けグリーンアドベンチャー(構内樹木案内図・周辺の植樹の名札取付け)のコースを設置した。</p> <p>③構内の落下の危険のある枯れ枝処理及び歩行に支障のある枝の剪定を計画的に実施した。</p> <p>④構内環境整備として大学グラウンド裏の植物園、散策道の整備計画を策定し、ニリンソウ群生地帯4箇所杭とロープによる囲いを設け、植生保護を行った。</p>
<p>【69】</p> <p>2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。</p>	<p>【69-1】</p> <p>2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。</p> <p>1) 特に大学講堂の改修をはじめ、その徹底を図る。</p>	IV	<p>2.</p> <p>1)</p> <p>①大学講堂(昭和7年竣工)に関しては、建設当時の外装・内装を継承した保存整備を行った。</p> <p>②附属幼稚園園舎(昭和7年竣工)の保存整備のため老朽化した蒸気管を全て取替える改修を行った。</p> <p>③大学の保存建物を後世に残すため、文化庁登録有形文化財建造物の登録を平成19年度当初に行うために登録申請書類の作成を完了した。</p>
<p>【70】</p> <p>3. 学生支援施設の充実に努める。</p>	<p>【70-1】</p> <p>3. 学生支援施設の充実に努める。</p> <p>1) 学生サービス部門を強化するために、既存施設を改修する。</p>	IV	<p>2) 大学本館の改修により歴史資料館を設置し、資料展示のための整備を実施し、オープンキャンパスなどで展示した。さらに本学所蔵の歴史資料による特別展「女高師と皇室」を開催した。</p> <p>3.</p> <p>1)</p> <p>①事務局移転跡の旧本部棟の学生センターの2階に学生課を移転し、手狭であった1階の学務課も含め窓口スペースを広くした。</p>

			<p>②図書館の改修整備において、学生からの要望が強かったパソコン専用自習スペースの拡張整備を行った。</p> <p>③経年劣化等で汚れていた大学体育館、附属小学校第1・2・3校舎の便所改修整備を行った。</p> <p>④大学食堂の昼食時の混雑解消のため、食堂スペース拡充の計画を作成し、設計までを完了させた。</p> <p>⑤大学講堂改修に併せて、放送機器等の操作の簡素化や舞台照明、音響設備、映写スクリーンの整備等を行った。</p>	
<p>【71】</p> <p>4. その他</p> <p>1) 身障者対策の施設・設備の整備を図る。</p>	<p>【71-1】</p> <p>4. その他</p> <p>1) 身障者対策の施設・設備の整備を図る。</p>	IV	<p>4.</p> <p>1) 身障者対策は、本学においてほぼ完了しているが、維持保全のためと文京区の指導により次の整備を行った。</p> <p>①構内歩行道路の各種整備を行った。(舗装、段差解消、点字シート、側溝蓋等)</p> <p>②車椅子用スペース、スロープの整備(大学講堂、生活科学部本館2)</p> <p>③身障者便所及び女子便所内に子育て支援用ベビーシート設置計画の策定を行った。</p> <p>④大学本館、大学講堂内の総合案内板、サイン表示の計画を策定と整備を行った。</p>	
<p>【72】</p> <p>2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。</p>	<p>【72-1】</p> <p>2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。</p>	IV	<p>2)</p> <p>①大学講堂改修工事に於いて発生した床・天井・地下地材の丸太・角材及び撤去された電気器具等を附属学校等で再利用した。</p> <p>②建物の改修等に伴い撤去、保管をしていた擬音装置を、共通講義棟2号館トイレ改修時に設置、再利用をした。</p> <p>③附属図書館改修にて不用となり撤去した空調機2台を附属図書館事務室に移設した。</p>	
			ウエイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他の業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	1. 労働安全衛生法に基づく安全管理の体制の整備・構築を図る。 2. 災害時における危機管理体制の構築及び学内における防犯対策の充実を図る。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	計画の進捗状況	ウェイト
【73】 ◇労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 1. 安全管理の目的を達成するため、全学的な委員会を設置する。	【73-1】 (16年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし)			
【74】 2. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。	【74-1】 1. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。	IV	1. 組織としては安全衛生管理委員会の下に、実働組織としてフットワークよく安全衛生管理に対応するための全学的な組織、安全衛生管理専門部会を設置した。具体的な対策として、以下の事項を実施した。 ①薬品管理について購入から廃棄までのマニュアル「薬品管理マニュアル」を作成した。 ②災害に対する安全対策として、附属高等学校、附属中学校、附属小学校に転倒防止対策を行った。 ③AED（自動体外式除細動器）を正門守衛所に装備し、防災訓練時にはデモを行った。 ④化学実験後の有機溶媒回収の際、有機溶媒の排水への混入を防ぐため溶媒回収ユニット20台を設置した。	
【75】 3. 学生・生徒及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。	【75-1】 2. 学生・生徒等及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。	IV	2. ①安全管理に関し、学生便覧やセキュリティーマニュアルを用い、新入生セミナー等の場で周知徹底を図った。 ②AEDの学内設置場所について、ポスターや学内お茶メール（学生版、職員版）で周知し、防災訓練時にはデモを行った。 ③毎月衛生管理者で行っている安全衛生管理チェックシートに基づき安全管理の周知徹底を図った。	

<p>【76】 4. 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、保険制度の検討を行う。</p>	<p>【76-1】 3. 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、さらに充実した保険制度の検討を行う。</p>	<p>IV</p>	<p>3. 保険制度については、平成17年度末までにほぼ全てをカバーしていたが、今年度は新たな保険商品についての情報収集と検討を行うとともに、公用車の任意保険を強化するなど更なる充実に努めた。</p>	
<p>【77】 ◇災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策 1. 災害発生時対応マニュアル等、危機管理に対するマニュアルを整備する。</p>	<p>【77-1】 ◇災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策 1. 平成17年度に作成した「危機管理マニュアル」を更に充実させる。 1) 「危機管理マニュアル」の検証をさらに進め、かつ災害発生等における事前の防止策(リスクマネジメント)について検討を進める。</p>	<p>IV</p>	<p>1. 1) 平成17年度作成した危機管理マニュアルを検証し、防災訓練時における班編成の修正及び本部と各隊の連携について再構築を行い、平成18年度防災訓練において実地検証を行った。また、これまでの薬品管理安全マニュアルを再検証するとともに、学内規則として新たに制度化し、災害発生時における人的、物的被害を最小にする措置を行った。</p>	
<p>【78】 2. 災害時における学生・生徒、教職員の安否把握システムを構築する。</p>	<p>【78-1】 2. 平成17年度に完成した、災害時における教職員、学生・生徒等の安否把握システムの検証を行ない、より現実に即したシステムを構築する。</p>	<p>III</p>	<p>2. 災害時における教職員、学生、生徒の円滑な避難と安否および建物などの状況に関する情報が円滑かつ確実に伝達されるために、平成18年度防災訓練時の班編成の見直し及び、本部と各隊の流れをひとまとめになるような行動マニュアルを作成した。</p>	
<p>【79】 3. 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。</p>	<p>【79-1】 3. 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。</p>	<p>IV</p>	<p>3. ①耐震補強工事の実施：大学講堂 ②学内施設の吹付アスベスト除去を全て完了した。 ③大学グラウンド南側よう壁の崩壊及び排水蓋等による事故防止のため、周辺にフェンスを設置した。 ④大学・附小プールにおける排水口吸い込み事故防止策の実施 ⑤耐震補強整備計画の作成：1次診断結果の公表と3次診断及び補強設計案の作成 ⑥定期的な学内巡回と地震・台風等の自然災害時における事後施設点検 ⑦附属学校に対する、構内危険箇所マップの配布と説明 ⑧PCB機器の管理報告と処分に関する年度計画の策定</p>	
<p>【80】 4. キャンパス内の施設に関連する防犯対策の現状調査及び保全追加の措置を図るとともに、防犯に対する配慮の検討を行う。</p>	<p>【80-1】 4. キャンパス内の施設に関連する防犯対策の見直しと、防犯体制の強化を図る。</p>	<p>III</p>	<p>4. 大学本館および総合研究棟について、身分証認証入退館システムを導入し、夜間及び休日の防犯体制の強化を図った。</p>	
<p>【81】 5. 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。</p>	<p>【81-1】 5. 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。</p>	<p>IV</p>	<p>5. 1) 文京区と災害時における相互協力に関する協定を締結した。</p>	

	1) 文京区と災害時における相互協力に関する協定を締結する。			
【82】 6. 危機管理意識の高揚を図る。	【82-1】 6. 危機管理意識の高揚を図る。 1) 文京区と協力して、教職員、学生・生徒等を対象に防災に関する講習会を行ない意識の高揚を図る。	III	6. 1) 総合防災訓練時に文京区防災安全課による講話、起震車、煙体験及びAED講習を行い、意識の高揚を図った。	
	【82-2】 2) 防災等における理解を深めていくため様々な防災会議等に参加する。	III	2) 防災等における理解を深めていくため、文京区との様々な防災に関する会議、打合せ等に参加した。	
	【82-3】 3) 非常食等の物資を計画的に備蓄する。	III	3) 非常食について、18年度2,000食を備蓄した。今後5年の年次進行にて10,000食の備蓄を計画している。	
			ウエイト小計	
			ウエイト総計	

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

1. 施設マネジメント等に関する取り組み

(1) 施設マネジメント実施体制及び活動状況

①本学では、教員と事務組織が一体となった総務機構・総務室が施設マネジメントを実施しており、室長を含む室員は各学部教員と関係事務職員の少人数で構成されており、審議・決定を迅速に行える効率的な組織となっている。この総務室において、管理・運営に関する指針の策定や研究室の再配分の素案を策定し、学長の決定を受け方針を定めた。

②総務室において審議を行い策定した「大学建物・室の管理運営に関する運用方針」において、主に教育・研究に使用する建物毎の用途に応じた使用方針を規定した。これにより、外部資金・プロジェクト等による研究スペースを、関連する領域の建物内に確保した共通利用スペースを当てることで対応することになり、共通利用スペースの再配分を適切に行うことが出来た。

③大学全体の共通利用スペースの管理は総務室で行っており、管理を適切に運営するため室管理データベースを作成し、再配分に際しては使用期間を定めた学長の許可制とし、今まで教員が持っていた既得権意識を払拭し、研究室を含む大学の施設は全て学長の管理により運営されていることを全教職員に啓蒙することが出来た。

(2) キャンパスマスタープラン等の策定状況

①第2次緊急5か年整備計画の基本方針に基づき、老朽施設の改善（耐震対策・機能向上）を最重要課題とし、耐震診断を行っていなかった全ての施設の耐震診断を実施し、その結果に基づき優先順位を定め年次計画的に整備を行うための耐震補強整備計画を策定した。この整備計画に沿って長期的な視点に立って施設整備を進めた。

②教育研究環境の向上のためのエアコンの整備や情報機器の増設等による電力量の増加に対応するため、特別高圧受変電設備等のインフラ整備計画と、老朽化の著しい構内給水管・ガス管等のインフラ整備計画及び附属図書館の空調設備改修計画を策定し、耐震化・老朽化整備と併せ緊急5か年整備計画に加えた。

③本学の歴史と伝統を象徴する歴史的建造物である大学本館は大学講堂改修整備において施設整備費補助金に募金を加え本年度で完了したが、まだ未整備の附属幼稚園園舎等の保存建物を後世に残すため、文化庁一登録有形文化財建造物の登録を行い長期的に保存するための保存計画を策定した。

(3) 施設・設備の有効活用の取組状況

総務室で定めた「大学建物・室の管理運営に関する運用方針」に基づき共同利用スペースの確保と再配分を次の方針で実施した。

学内（文系）センターの一元化、分散する図書スペース及び全学共通の非常勤講師控室の一元化、教員の退職による空室等について、施設の有効活用により生み出された部屋は、下記の部屋に有効活用を行う。

- ①若手研究者（大学院後期等）のための研究・実験スペース
- ②学生用のスペース（パソコン専用自習スペース、情報処理教室、セミナー室）
- ③外部資金等のプロジェクトスペース

(4) 施設維持管理の計画的実施状況（施設維持管理計画等の策定状況）

①施設・設備の経年劣化に対応するため、主要設備機器台帳を作成し、設置年数に応じたカラー表示を行うことにより、修繕及び更新時期の把握を容易にし、中長期的な年次計画の策定により維持管理を実施した。

②施設維持管理マニュアルを作成して、マニュアルに基づき計画的に設備機器の維持管理を行うことが出来た。

③各種設備機器の点検や官公庁への届出、入試の試験会場の事前点検等を計画的に実施することにより、教育研究に支障のない環境を提供することが出来た。

④電話契約の見直しや複数年契約の実施により、費用対効果の向上に努めてトータルコストの縮減に取り組むことが出来た。

⑤構内のトイレ改修や教室・実験室の照度不足の改修、建物周囲への緑化や樹木剪定などは、年次計画に基づく改修（整備）を行うことにより、継続的な施設の水準を向上させて、最適な教育研究の整備を行うことが出来た。

⑥設備機器の設置年数に対応した分解整備を計画的に実施することにより、機器の長寿化に対応させた。

⑦実験設備、アスベスト対策、PCB 管理、構内の防犯対策等の安全管理を積極的に取り組むことにより、学生や教員への安全が向上した。

⑧身障者に配慮したキャンパスとなるよう年次計画に基づいた整備を行い、構内のバリアフリー化を推進させた。

⑨本学は、女子の高等教育機関として子供を持った女性に対して、学習（研究）しやすい子育て支援の環境を計画的に整備した。

⑩構内の危険箇所をまとめ各附属学校に周知することにより、安全教育の実施と安全対策の立案や改修計画に活用するため「構内危険箇所マップ」策定した。

(5) 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

①東京都の環境確保条例に基づき地球温暖化対策計画書を策定し、全学的な省エネに関する基本方針や数値目標を定め、省エネ対策、温室効果ガスの削減対策の年次計画を作成して、学生及び教職員が全学を上げて積極的に進めることにより、目標としていた削減数値よりも効果をあげることが出来た。

②構内の各種工事において、省エネ型の照明器具やエアコン、節水型の器具を採用することや、老朽化した器具を順次省エネ型に取替えを行うことにより、省エネの推進を行うことが出来た。

③太陽光発電や太陽熱式給湯器、雨水の地下浸透、構内の緑化など自然エネルギーを積極的に利用することにより、CO₂等の温室効果ガスの排出を抑制して環境面に配慮した。

④文具・電化製品のグリーン購入法適合品採用、ペットボトル再生品の作業服採用、公共交通機関の利用など学生・教職員が積極的に参画することにより、目標としていた排出抑制量よりも効果をあげることが出来た。

⑤構内環境の維持保全とCO₂ガスの削減が期待できる植栽による緑化を進めた。

○ 危機管理への対応策が適切にとらえられているか。

・災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況

(1) 組織の整備

安全衛生管理について、個別に運営されている各学内委員会（衛生委員会、放射線等管理委員会、組換えDNA実験安全委員会、生物医学的研究の倫理特別委員会、防災委員会、廃水管理委員会等）の連絡調整を図り、統一された効率的な対応を行えるよう安全衛生管理委員会の下に安全衛生管理専門部会を設置した。

(2) 学生・教職員への周知

①教職員へは危機管理マニュアル（防犯、防火、地震）を配付し周知させている。

②学生に対しては、安全対策マニュアル（悪徳商法・勧誘等、スーカー被害防止、災害時の対応）を学部新入生全員に配付し、被害に遭わぬよう注意喚起した他、サークル代表者会議、リーダー研修等でも安全管理、事故防止について、サークルを通じて周知を図った。

(3) 職場環境の安全対策

①衛生管理者と産業医による実験室、教室、事務室等の巡視、安全衛生管理チェックシートによる定期点検及び専門業者によるドラフトチャンバーの作業環境測定を定期的実施し、作業環境の改善を図った。

②薬品管理について購入から廃棄のマニュアル「薬品管理マニュアル」を作成し教員、研究室、附属学校へ配付した。

③自動体外式除細動器（AED）を正門守衛所に設置し、お茶大メールマガジン Ocha Mail および掲示板に設置場所の周知を行い、総合防災訓練時に使用の訓練を行った。

④災害に安全対策として附属高等学校、附属中学校、附属小学校の書棚等の転倒防止の工事を行った。

⑤化学実験後の有機溶媒回収のため、有機溶媒の排水への混入を防ぐため溶媒回収ユニット 20 台を設置した。

(4) 防犯対策

IC カードによる入退館システムを本部等に設置し、夜間、休日の防犯体制を強化した。今後、全学へ入退館システムの導入を含め、本学キャンパス内の施設に関する防犯対策の見直し、防犯体制の強化を図った。

(5) 災害時の対応策

①各附属学校は避難訓練、引き取り訓練を行っているが、保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生まで含めた全学総合防災訓練を実施し、非難・通報訓練の総合点検を行った。

②文京区の広域避難場所に指定され、地域住民の一次非難場所になっていることから、文京区と災害時の相互協力協定を締結した。

③災害時の備蓄倉庫を設置し、非常食 2000 食を 5 年間で 10,000 食まで増やしていくこととし、毛布等の非常備品も購入した。

④大学の新生にはオリエンテーション時にキャンパスガイドの巻末にある安否確認の葉書で安否の連絡をするよう説明した。また、電話の伝言ダイヤルでの安否確認を検討した。

○ 従前の業務実績の評価結果について運用に活用しているか。

①過去 2 年間の評価結果は学内全ての教職員に周知しており、この評価を基に平成 18 年度の年度計画及び実施事項について従前以上の評価を得るべく、学長のリーダーシップの下で業務運営の改善に努めた。

②共通利用スペースの確保については従前から評価を受けているが、さらに今年度において管理運営に関する運用方針を定め、外部資金・プロジェクト・若手研究者用のスペースを確保した。

施設維持管理のための主要設備機器の表示ラベル化については従前から評価を受けているが、引き続き平成 18 年度において主要設備機器台帳の作成を行い、計画的な維持管理を行い安全対策・事故防止に努めた。歴史的建造物である大学本館・大学講堂の保存整備については従前から評価を受けているが、さらに今年度は、大学本館、大学講堂、附属幼稚園園舎及び大学正門を文化庁の登録有形文化財建造物に登録するため、申請書類の作成を完了した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中 期 目 標	◇教育の成果に関する全学的な目標 1. カリキュラム・プログラムの改善による基礎学力、問題発見能力、問題解決能力等の向上を図る。 2. 学士課程と大学院課程との連携教育の実施による専門学力の向上と進学意欲の上昇を図る。 3. 女性のライフスタイルに即した教育課程・方法の開発に基づく就学環境を改善する。 4. 社会人のキャリア・アップを支援する。 5. アフガニスタン等開発途上国の女子教育・女性研究者支援を充実させる。
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【83】 ◇学士課程教育の目標達成のための具体的な措置 1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。	【83-1】 ◇学士課程教育の目標達成のための具体的な措置 1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。 1) 少人数ゼミを30以上開講する。	1. 1) 新入生を対象にした少人数ゼミである基礎ゼミⅠを27クラス(新入生529名中411名受講)、基礎ゼミⅡを3クラス(23名が受講)開講した。
【84】 2. コアクラスター制度を充実させ、副専攻制度に発展させることを検討し、専門領域以外での視点を獲得させ、知識・見識の養成を図る。	【84-1】 2. コアクラスター制度、副専攻制度を発展させ、科目群履修認証制度を設けることを検討する。専門領域以外での視点を獲得させ、知識・見識の養成を図る。 1) 新しいコースの開設などコアクラスター制度の展開を図る。	2. 1) 特別教育プログラム「コミュニケーション・システムの開発によるリスク社会への対応」と「女性リーダー育成プログラム」の一環をなす新たなコアクラスター「共生社会とコミュニケーション」及び「優れた女性リーダーになろう」をスタートさせた。
	【84-2】 2) コアクラスターを発展させた、グローバル文化学環において副専攻制を実施する。	2) グローバル文化学環には平成18年4月に最初の二年生が進学し、副専攻制度を実際に開始した。
【85】 3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。	【85-1】 3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。 1) 1年生ほぼ全員が、TOEIC試験を入学時及び年度末の2回、受験することを目指す。	3. 1) 習熟度別クラス編成のためにTOEIC試験を、学内で実施した。第1回目は18年4月8日に実施し、新入生529名中、527名(99.6%)が受験した。第2回目は19年2月13日に実施し、1年生450名(85%)が受験した。
	【85-2】 2) 海外語学研修に25名以上の参加を目指す。	2) 今年度は海外語学研修(期間6週間)を夏期および春期に、計2回実施し、あわせて40名が参加した。夏期語学研修(ニュージーランド:オタゴ大学、)には16名が、春期語学研修には、24名(オタゴ大学12名、オーストラリア:クイーンズ

	<p>【85-3】 3) 「語学キャンプ」を実施する。国内で英語母語話者と数日間生活をともにし、英語のコミュニケーション能力と異文化理解の向上をはかる。</p> <p>【85-4】 4) 英語の自習用教材をさらに整備するとともに、授業担当講師や教務補佐員による自習の指導や補助を行い、自習の促進を図る。CALL教室ホームページにおける情報提供をさらに充実させる。</p>	<p>ランド大学12名)が参加した。</p> <p>3) 英語のコミュニケーション能力や異文化理解の向上を目的として、「語学キャンプ」(平成19年2月20～22日)を実施した。参加学生は5名で、指導・サポートにあたる教員のほか、学生と同年代の英語母語話者の留学生1名が参加した。</p> <p>4) 様々なレベル・ジャンルに渡るリーディング・リスニング・プレゼンテーション・シャドーイングなどの教材を購入し自習用教材の整備を進めた。授業担当講師の自習指導に加え、新たに、TAを週8時間(後期は週7時間)配置し、CALL教室での自習指導を充実させた。コースマネジメントシステムを導入し、自習の情報を掲載しているCALL教室ホームページを自宅からもアクセスできるようにした。</p>
<p>【86】 4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。</p>	<p>【86-1】 4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。 1) 途上国支援を支える女性人材の育成を目指す教育プログラムを、グローバル文化学環を中心に作成し、実施する。</p>	<p>4. 1) グローバル文化学環は、25名の初の専攻の学生を迎え、また副専攻を希望する学生は37名と多く、学生の今日的関心に合致したカリキュラム構成であることが確認された。本学環のカリキュラムに加え、本学環の発達途上国女子教育協力センターなど学内外の諸組織・機関との有機的な連携を維持しつつ、途上国支援に貢献できる女性人材の育成に努めた。</p>
<p>【87】 5. 学士課程・大学院課程の連携プログラム(6年課程・9年課程)の検討を開始する。</p>	<p>【87-1】 5. 大学院組織改革(部局化)にあわせて、学士課程・大学院課程の連携プログラムの検討を進める。</p>	<p>5. 学士課程・大学院課程の連携プログラム(6年制、9年制)の一環として「本学学部4年生が大学院博士前期課程の授業を聴講し、本学大学院進学後に単位認定する制度」を平成19年度から導入することを決め、実施のための準備を行った。また、博士前期課程と同後期課程の連携プログラムとして、昨年度の「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された2つの教育プログラム①「<対話と深化>の次世代女性リーダーの育成」(人社系)と②「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」(理工農系)に加えて、本年度新たに新規の③「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成」(人社系)が採択され、計3課題で成果をあげた。</p>
<p>【88】 6. 「教育推進室」を設置し、教育課程の編成を検討し、改善等の業務を遂行する。</p>	<p>【88-1】 6. 「教育推進室」で、教育課程の編成を検討し、改善等の業務を遂行する。</p>	<p>6. 学部教育の改善のため、FDシンポジウム「人気教員・授業を語る」を開催した。また、10月より毎月Ocha Mailにおいて「FDエッセイ」を連載し、学生からの評価の高かった教員のコメントを教員・学生に流した。また、こうした取組に関する教員の意識を問うためのアンケートを実施した。</p>
<p>【89】 ◇大学院教育の目標達成のための具体的措置 1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を図り、学生の</p>	<p>【89-1】 ◇大学院教育の目標達成のための具体的措置 1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を図り、学生の</p>	<p>1. 本学大学院博士後期課程では複数の領域の指導教員による指導体制がとられ、新領域への挑戦を支援する指導が行われている。このような方針のもとで昨年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された2つの教育プログラム①「<対話と</p>

<p>領域への挑戦を支援する。</p>	<p>する。「魅力ある大学院教育」イニシアティブ採択2件を着実に実行し、新たな申請を積極的に行う。</p>	<p>深化>の次世代女性リーダーの育成」(人社系)と②「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」(理工農系)に加えて、本年度新規に採択された、③「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成」(人社系)が実施された。</p>
<p>【90】 2. 副専攻制度の導入、ダブルディグリーの取得可能領域を検討する。</p>	<p>【90-1】 2. 科目群履修認証制度、副専攻制度、ダブルディグリーの取得可能領域を検討する。</p>	<p>2. 「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成」で科目群認定制度を設定し、対象の「発達環境科学基礎論」を履修した学生数は22名であった。「<対話と深化>の次世代女性リーダーの育成」では、「男女共同参画リソース研究」と「文化マネジメント研究」という二つの副専攻制度を活用している学生は、それぞれ17名、27名であった。このほかに副専攻として「政策評価政策分析法プログラム」と「社会コミュニケーションプログラム」を立ち上げ、それぞれ、1名、5名が履修している。「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」プログラムでは、修了証を発行しており、このように専攻分野以外の授業科目を弾力的に修得させることができた。</p>
<p>【91】 3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。</p>	<p>【91-1】 3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。 1) 保育所(いずみナーサリー)において、院生、学生、教職員の子育て、及び研究・就業支援の充実を図るとともに、学外の就学・就業者の受け入れを図る。</p>	<p>3. 1) 保育時間は平成17年度に同じとしたが、非常勤職員を1名増員し、任期付き講師3名、非常勤職員4名体制とした。月極利用者は17名(学部生1、院生6、課目等履修生3、教員2、外部5)、平均登所者は8名であった。また臨時預かりは延べ83名であった。学外利用者は学内関係者、同窓会、附属学校園保護者を通じて受け入れを図った。今年度より保育士も参加して特別教育研究経費採択事業の発達研究を始めた。 また、文部科学省科学技術振興調整費による事業「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」事業によって、育児中の女性研究者への支援と全学的雇用慣行の整備を開始した。</p>
<p>【92】 4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。</p>	<p>【92-1】 4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。</p>	<p>2) 学部生、院生で保育料の半額援助を利用するものの人数が昨年の3名から6名に倍増し、学生の就学支援を果たした。</p> <p>4. 発達社会科学専攻保育・教育支援コースにおいて昼夜開講制を実施しており、夜間(18:20~19:50並びに20:00~21:30)に開講した科目(12科目)と受講者数は以下のとおりであった。応用発達科学論特論(5名)、フィールド心理学特論(10名)、成人学習論特論(3名)、成人学習論演習(5名)、小児医療論特論(9名)、保育基礎論演習(6名)、教育課程論(6名)、メンタルヘルス論(15名)、保育者養成論特論(4名)、教育臨床学(8名)、授業臨床論(2名)、社会臨床論特論(6名)。なお、授業期間中の月・金曜日は20時まで学務課の大学院窓</p>

<p>【93】 5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。</p>	<p>【93-1】 5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。</p>	<p>口を開けており、学生の便宜を図っている。</p> <p>5. 大学院博士前・後期課程の院生は、ティーチングアシスタント（TA）として、学部、大学院博士前期課程の授業、研究指導の補助を行い、教育経験を積んでいる。今年度は、博士前期課程 248 名（延べ人数）、博士後期課程 80 名（延べ人数）が TA の業務に携わった。また、今年度より、TA に対するオリエンテーションを企画・実施（2 回）した。</p>
<p>【94】 6. 博士前期課程のライフサイエンス専攻と、博士後期課程の人間環境科学専攻に「遺伝カウンセリングコース」を設け、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。</p>	<p>【94-1】 6. 博士前期課程のライフサイエンス専攻と、博士後期課程の人間環境科学専攻に「遺伝カウンセリングコース」を設け、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。</p>	<p>6. 人間文化研究科博士後期課程人間環境科学専攻に新しく「特設遺伝カウンセリング講座」を設置した。人間文化研究科博士前期課程ライフサイエンス専攻生命科学系特設遺伝カウンセリングコースと連動し、新しい高度な人材育成のモデルコースが完成した。本年度は、博士後期課程特設遺伝カウンセリング講座に 4 名の入学者があり、新しい学際領域で活躍する先駆的人材育成がスタートした。遺伝カウンセラー教育では臨床実習を重視するので、東京女子医科大学など外部機関との連携により 6 単位（180 時間）を開講した。</p>
<p>【95】 7. 大学院の組織の改革を検討する。</p>	<p>【95-1】 7. 大学院組織改革（部局化）の中で、教員組織の見直しを行う。</p>	<p>7. 平成 19 年度より大学院を改組し、3 学部 1 研究科とセンターに所属していた教員（大学院担当者）をすべて新大学院「人間文化創成科学研究科」の研究院の所属とすることとした。研究院では、基幹部門（文化科学系、人間科学系、理学系）と先端融合部門の 2 部門にわけ、教育の全学的運営と機動的な編成がとれるようにした。</p>
<p>【96】 8. 現職教員の再教育等を実施する専門職大学院の設置を検討する。</p>	<p>【96-1】 8. 現職教員の再教育等を実施する専門職大学院の設置を検討する。 1) サイエンス&エデュケーションセンターを中心に初等中等教育における現職教員を対象とした再教育カリキュラムとして教員養成 GP プログラム「科学コミュニケーション能力をもつ教員養成」を実施する。</p>	<p>8. 1) 「教材開発法研究」や「科学教育企画特論（実践）」をはじめ平成 17～18 年度の 2 年間で 30 科目を開講し、総計 367 名の受講があった。受講者の 90% が「非常に満足」または「満足」と回答し、総合理解度では 73% が「非常に良かった」または「よく分かった」と回答した。なお、受講者の 53% が現職の小・中・高校教員、42% が大学院生であった。以上、当初の目標を十分に達成することができた。</p>

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標を達成するための措置

中 期 目 標	<p>1. アドミッションポリシーに関する目標 国籍・年齢に関係なく、本学の教育理念に合致して、すぐれた資質を持ち、勉学・研究に対する強い意欲を有する女性を受け入れる。また諸外国、とりわけアジア諸国よりすぐれた女子の留学生を受け入れる。</p> <p>2. 教育課程に関する基本方針 ◇教養教育： 日本語によるプレゼンテーション能力、英語のコミュニケーション能力及び情報リテラシーの養成などスキル教育を授けるとともに、21世紀を生き抜くための「知」を重視した教育を授ける。 ◇専門教育： 専門分野における教育目的を明確に達成しうる教育科目を配当し、体系的な教育プログラムを編成するとともに、幅広い教育を行う。</p> <p>3. 教育方法、授業形態、学習指導法、成績評価等に関する基本方針 新入生を対象とする少人数制のゼミの充実をはかり、授業の理解度を把握するための方策を実施し、学生のモチベーションを高める。また、各授業科目の成績評価基準を明確化し、厳格なる評価を行う。</p>
------------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【97】 1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策 現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、3年次編入学試験等を維持するとともに、入試推進室で新たな入学試験の方法について検討する。 ◇学士課程 1. 後期日程試験において、大きな枠組で入学者選抜を行い、入学後に学部学科を選択しうるような制度の設置を検討する。</p>	<p>【97-1】 1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策 現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、3年次編入学試験等を維持するとともに、新たな入学者選抜の方法について検討する。 ◇学士課程 1. 本学におけるカリキュラム改革の方向と同調しながら、現行の各選抜方法及びそれらの募集定員等の検討と併せて、後期日程試験における入学者選抜の枠組みについて検討を続ける。また、アドミッションポリシーに即した学生の選抜のために、特に前期日程試験に関してより適切な入試問題を提供するための方策について、第三者評価を含めたあり方について検討する。</p>	<p>1. アドミッションポリシーに即した学生の確保のために、各選抜の募集枠の検討を行い、平成17年度において2つの学科で推薦入学枠を拡大し、18年度に、文教育学部と生活科学部で帰国子女・外国学校出身者特別選抜試験を開始した。 後期日程試験における入学者選抜の枠組みに関する検討の一環で、新たな入学者選抜の方法として、AO（アドミッション・オフィス）入試の本学への導入可能性について検討を行った。また、入試方法検討のための基礎資料として、16年度より継続して、新入生アンケート、入学辞退者調査を実施した。さらに、入試問題の改善のために、第三者評価を目指し、18年度入試問題について、附属高校教員による評価を試行として実施した。</p>
<p>【98】 2. 附属高等学校の生徒に対して、大学が設けた教育プログラムを受けさせることによって、優秀な</p>	<p>【98-1】 2. 附属高校生徒に対する特別選抜（指定校推薦入学）を平成20年度入試から導入する準備を行う。</p>	<p>2. 1) 高大連携実施委員会を通じ、特別教育プログラムの効果の研究のために附属高校生徒に対する調査を実施した。</p>

<p>学力を持ち、かつ勉学に対する意欲やプレゼンテーション能力を持つ者を判定した上で、進学を認定するシステムの開発とその設置について検討する。</p>	<p>1) 附属高校1、2年生に対し、すでに実施されている特別教育プログラムについては、成績をはじめとする様々な調査を継続する。</p> <p>【98-2】 2) 附属高校3年次で履修予定のプログラムを、1年前倒しで実施する。</p> <p>【98-3】 3) それらをふまえ、特別選抜（指定校推薦入学）の方法の詳細について決定する。</p>	<p>2) 附属高校3年次で履修予定のプログラムを、1年前倒しで実施した。科目「選択基礎」の履修者を募り、2名の生徒を対象として当科目を文教育学部、生活科学部にそれぞれ1科目開講し、当該学科より履修状況の報告を求めた。履修状況報告をもとに、来年度実施のスケジュールを決定した。</p> <p>3) 高大連携実施委員会において検討し、科目「選択基礎」の履修継続中であること等を条件とし、当該学科ないしは募集単位において一般推薦と同様の試験を行うこととした。</p>
<p>【99】 ◇大学院課程 1. 10月入学を実施する。</p>	<p>【99-1】 ◇大学院課程 1. 早期卒業制度（飛び卒業）や大学院前期課程、後期課程への推薦入学（進学）などについて検討し、10月入学制度を利用しやすい環境を作ることに努める。</p>	<p>1. 大学院学生募集戦略ワーキンググループにおいて、大学院前期課程及び後期課程における推薦入学、内部進学者に対する入試方法を検討した。前期課程については、すでに4専攻において9月入試を行っているが、全専攻において、9月入試及び推薦入試の実施について検討を始めた。</p>
<p>【100】 2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 1) 4年を通して体系的なカリキュラム編成を行う。</p>	<p>【100-1】 2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 1) 大学院組織改革（部局化）の構想の中で、学部教養教育の充実について検討する。</p> <p>【100-2】 2) キャリア教育の充実について検討する。</p>	<p>2. 1) 教養教育科目は、3学部の学科・コースの担当に分かれていたが、大学院改組に伴う教員組織の統合により、教養教育の全学的な立案と運営を行う体制が準備された。</p> <p>2) 【科目の新設】インターンシップ(平成19年度開始)、ビジネス英語Ⅰ・Ⅱ、英語プレゼンテーションⅠ・Ⅱ、【シンポジウムやセミナーの開催】日本語教育とキャリア、留学生のためのキャリアパスセミナー、大学院生のためのキャリアパスセミナー、【カリキュラムの新設】社会調査士資格取得、【卒業生等による講演会・進路相談】数学科、化学科、人間・環境学科、生活社会講座等を実施した。</p>
<p>【101】 2) とび級制度等を活用し、学士・博士前後期を通じた教育システムについて検討を行う。</p>	<p>【101-1】 3) 大学院組織改革（部局化）の構想の中で、とび入学制度等を活用し、学士・博士前後期を通じた教育システムについて検討を行う。</p>	<p>3) ①博士前期課程への飛び級1名（化学科→物質化学専攻）、②学部4年次→大学院博士前期・後期6年を一環とするアカデミックトラック制の検討を開始し、そのために平成20年入試から大学院博士前期課程への推薦入試制の導入を準備（文教-心理）、③大学院の授業の学部生への開放について検討を行った。（文教-英語）</p>

<p>【102】 3) 全学共通科目を増加させて学生が受講しやすい環境を整えるとともに、学部設置の専門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。</p>	<p>【102-1】 4) 全学共通科目を増加させて学生が受講しやすい環境を整えるとともに、学部設置の専門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。</p>	<p>4) 専門科目を全学部生に開放したり（日本語教育、歴史、心理、グロ文、数学、化学）、隣接専門コース・講座間で相互乗り入れを実施したり（人間社会コースと生活社会講座間）と、学内共同教育体制が進んだ。また、生活科学部では「アラカルト科目群」が編成され、文理を超えた幅広い学習が可能になった。</p>
<p>【103】 4) 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。</p>	<p>【103-1】 5) 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。</p>	<p>5) 高校で不得手となった学生用に“英語基礎強化ゼミ”、“物理学サプリメント”、“生物学サプリメント”を開講した。また、高校教育と大学教育の橋渡しの科目“数の歴史”を開講した。</p>
<p>【104】 5) 基礎的専門学力を養成するためのカリキュラム編成を行う。</p>	<p>【104-1】 10) 新学習指導要領のもとで学んだ新入生の学力状況を把握しながら、理系の基礎教育を進める。</p>	<p>10) 理学部カリキュラム委員会が各年理学部入学生に対して、各学科目の基礎知識を調べるためのアンケート調査を行い、活用した。</p>
<p>【105】 6) 教養教育、専門基礎教育、専門教育における適切な科目配当と年次配当を行う。</p>	<p>【105-1】 (18年度は、対応する年度計画なし)</p>	<p>「21世紀型文理融合リベラルアーツ(平成19年度特別教育研究経費)」の20年度開始のため、現行システムから同教育システムへの移行措置を検討した。領域横断型の教養教育コアクラスターの平成19年度開始の中止を決定した。</p>
<p>【106】 7) 教養教育及び専門教育の方針に従って、必修科目、選択必修科目と選択科目とのバランスを考慮した編成を行う。</p>	<p>【106-1】 (18年度は、対応する年度計画なし)</p>	<p>「21世紀型文理融合リベラルアーツ(平成19年度特別教育研究経費)」の20年度開始のため、同教育システムの検討に着手した。</p>
<p>【107】 8) 領域横断型の教養教育コアクラスター制度を質量ともに充実させ、専門領域外での教養・見識を養成し、さらに副専攻制度への発展を検討する。</p>	<p>【107-1】 6) 領域横断型の教養教育コアクラスター制度を充実させ、専門領域外での教養・見識を養成し、また、グローバル文化学環における副専攻制を実施する。</p>	<p>6) 新コアクラスター「共生社会とコミュニケーション」及び「優れた女性リーダーになろう」をスタートさせた。グローバル文化学環には平成18年4月に最初の2年生が進学、副専攻制度の実質的なスタートとなった。</p>
	<p>【107-2】 9. 文教育学部を中心にグローバル文化学環の運営を進める。</p>	<p>9. 平成18年4月に最初の2年生25名を受け入れ、新たな副専攻制度による教育をスタートさせた。助教授1名を新規採用し、非常勤講師枠の手当てなどを行って、新しいカリキュラムの運営の円滑化を図った。</p>
<p>【108】 9) 21世紀に必要とされる、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の内容を含む教育の充実を図る。</p>	<p>【108-1】 7) 21世紀に必要とされる、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の内容を含む教育の充実を図る。</p>	<p>7) 国際性を重視する講義を、文教育学部の一英語圏、日本語教育、グローバル文化学環などで開講した。途上国支援については、化学科、生物学科、生活環境研究センターによるアフガニスタン女子教育支援の活躍があった。ジェンダーの諸問題は、生活社会講座をはじめ日文、英文など多くの専門領域でとり挙げられた。安全・環境は人間・環境学科をはじめ化学科などで多数の講義が開講された。ボランティアもコアクラスター「共生社会とコミュニケーション」のNPOインターンシップなど</p>

		で取り上げられた。
【109】 10) 教職課程の適正な実施をするとともに、介護実習を支援する体制の整備を図る。	【109-1】 8) 教職課程の適正な実施とともに、介護等体験実習を支援する。	8) 教育実習の実施に当たって、附属学校園と連携して運営を行った。平成18年度の教員就職者は47名であった。介護等体験では、介護等体験希望者を対象に2日間に渡って介護等体験報告会、講演会を実施し、介護等体験に対する理解を深めた。教育実習修了者は179名で、介護等体験実施予定者は183人である。
【110】 11) 転学部、転学科を容易にしうる制度を設ける。	【110-1】 9) 転学部、転学科に関する学生からの相談にきめ細かく応じる。	9) 学科・コース・講座ごとに異なるが、それぞれの事情に即したルールをきめて、きめ細かい指導に当たった。その結果、文教育学部で1名の転学科が実現できた。
【111】 3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 1) 本学と提携した海外の大学における海外語学研修の単位化を図る。	【111-1】 3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 1) 本学と提携した海外の大学における海外語学研修の単位認定を引き続き実施する。	3. 1) 夏期の語学研修に参加した16名の学生について、条件を充たしていることを確認の上、単位認定を行った。春期の語学研修についても、参加学生24名のうち単位認定を申請した23名について、同様に単位認定を行った。ただし、春期語学研修においては、参加資格を緩めたため、TOEICスコアが基準未満の学生については、認定対象科目を限定するという原則を立てた。
【112】 2) 英語教育において、習熟度別クラス編成をし、効果を上げようようにクラスサイズの少人数化を図る。	【112-1】 2) 習熟度別クラス編成を「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語」において引き続き実施する。	2) 昨年度に引き続き、「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語」においてTOEIC試験のスコアに基づく習熟度別クラス編成を行った。さらに、今年度は、英語の基礎力が十分ではない学生を対象とする全学共通の選択科目「英語基礎強化ゼミ」を開設し、これまで以上に学生の語学力のレベルに合う指導ができるようにした。
【113】 3) 問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するために、新入生対象の基礎ゼミの充実を図る。	【113-1】 3) 問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するために、新入生対象の基礎ゼミの充実を図る。	3) 1年生を対象とする少人数の演習形式で、学生の調査・口頭発表や教員を含めたディスカッション等を通して問題発見能力や論理的思考力・自己表現力を養成する基礎ゼミⅠ、Ⅱを合わせて30クラス開講し、1年生529名のうち、延べ434名が受講した。
【114】 4) 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進する。	【114-1】 4) 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進する。	4) 学部学生に関する単位互換は派遣23名、大学院では派遣115名であった(人数はいずれも延べ人数)。大学院生の間で単位互換の利用が定着化した。
【115】 5) シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図る。	【115-1】 5) シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図る。	5) ホームページのシラバスには、成績評価基準およびオフィスアワーの明示を促進してきた。また、今年度からは大学院前期課程の授業も掲載対象とした。
【116】 6) 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学	【116-1】 6) 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配	6) 平成16年度から、シラバスに、予習・復習に関する指示や助言を記載する取り組みを行っている。平成18年度は、FD

習への配慮を行う。	慮を行う。	活動の一環として「‘学生による授業評価アンケート’の活用に関する教員アンケート」を実施し、学生の予習・復習に関する項目を盛り込み、授業外の学習に対する教員の配慮を促した。各学科においては、オリエンテーションや授業において、予習・復習・自主学習についての指示や助言を行うとともに、図書やコンピュータ等を備えた自習室を設け、自習の便宜を図った。
【117】 4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 1) 5段階での成績評価の基準を設定し、シラバスにおいてそれを明示する。	【117-1】 4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 1) 5段階成績評価基準を学内に周知し、適切な成績評価を実施する。	4. 1) 学生に対しては、成績評価基準を学生便覧とホームページに記載した。また、成績評価に関する問い合わせ制度があることも明示した。一方、授業担当教員に対しては、シラバス作成時、及び前後期成績票提出依頼時に、新しい成績評価基準に関する説明文書を配布した。また、S評価ガイドラインについて教授会等を通じて周知徹底を図った。
【118】 2) 受講の上限単位数の設定について検討を行う。	【118-1】 2) 受講の上限単位数の設定について検討を行う一環として、単位制の趣旨を教員に徹底させるためのFD活動等を計画する。	2) 一昨年からの課題として引き続き検討し、「受講単位の上限は年間 50 単位とし、教職単位など資格取得のための科目は上限の制約の対象に含めないこととする」との学内の合意を得ることができた。 また、単位制の趣旨を教員に徹底させるため、FD シンポジウムの総合討論で話題に取り上げた他、学生便覧を通じて周知を図った。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育の実施体制等に関する目標

中期 目 標	教職員の適正な配置を行うとともに、退職者の後任補充については役員会管理とし、各部局の意見を聴取しながら配置を定め、学内の人材の流動化を図る。 教育推進室で教育環境を把握しその整備をはかり、また教育の質の改善をはかることを目標とする。
--------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【119】 1. 教育推進室で、全学の授業科目や担当教員等を統括し管理運営体制を整えるとともに、教養教育の円滑な運営と改善を企画実施する。	【119-1】 1. 教育推進室で、全学の授業科目や担当教員等を統括し管理運営体制を整えるとともに、教養教育の円滑な運営と改善を企画実施する。	1. カリキュラム改正案をはじめ教育の円滑な運営と改善のため、全学的な検討を行った。個別の活動の主だったものは以下のとおり。①科目群認証制度に関する提案、②非常勤講師のあり方の提案、③授業評価アンケートおよび教養教育に関する卒業時アンケートの実施と取りまとめ、④FD活動、⑤大学院の授業評価アンケートの実施、履修科目登録の上限に関するガイドラインの設定、⑥卒業生によるアンケート評価の実施及び取りまとめ、⑦卒業生が就職した企業等によるアンケート評価の実施及び取りまとめ、ほか多数。
【120】 2. 教育研究調査書・授業評価などを活用して、教育評価を行い、教育推進室及び総合評価室を通じて改善を図る。	【120-1】 2. 教育研究調査書・授業評価などを活用して、教育評価を行い、教育推進室及び総合評価室を通じて改善を図る。 1) 授業評価アンケート、卒業時教養教育アンケートを継続して実施し、教育改善を進める。	2. 1) 昨年度に引き続いて「学生生活アンケート」、「卒業時教養教育に関するアンケート」、「授業評価アンケート」の分析を行い、課題を整理した。さらに今年度は、長期的視点にたった教育評価を行うため、卒業生や卒業生の就職先が本学の教育をどのように評価しているかのアンケートを実施し、報告書を作成した。報告書類は以下のとおり、①平成17年度「学生による授業評価アンケート調査」と「教員による授業評価活用調査」、②平成17-18年度お茶の水女子大学の Faculty Development、③平成18年度「卒業生から見たお茶の水女子大学の教育」と「企業・官公庁から見たお茶の水女子大学の教育」に関する調査報告書。

	<p>【120-2】</p> <p>2) 部局別評価及び教員個人活動評価の一環として、教育領域の評価を実施する。</p>	<p>2) 3 学部 1 研究科による教育領域を中心とした部局別評価と、全学の教員を対象とし、教員の教育活動を含む個人活動評価を、24 名の外部評価委員を委嘱した上で実施した。</p>
<p>【121】</p> <p>3. 教育推進室、総合評価室及び総務室と連携して、教職員の配置を改善するシステムを構築する。</p>	<p>【121-1】</p> <p>3. 自己点検・評価の一環として、個人活動評価、部局別評価を実施し、また、平成 19 年度からの大学院組織改革（部局化）を見据えて、教員再配置案を検討する。</p>	<p>3. 自己点検・評価の一環として、全教員の「個人活動評価」、3 学部 1 研究科 1 センター部による「部局別評価」を実施した。平成 19 年度の大学院組織改革として、教員を大学院人間文化創成科学研究科研究院に再配置し、5 専攻に再編した大学院の前期・後期課程の各専攻内の教育コース、領域を担当することとした再編成案を作成した。また、教員の昇給の査定に同評価結果を基礎データとして用いた。</p>
<p>【122】</p> <p>4. 語学センターを設置し、語学教育の充実を図る。</p>	<p>【122-1】</p> <p>4. 語学センターにおいて、語学教育の充実を図る。</p> <p>1) 英語授業担当教師 2 名を維持する。CALL 教室において自習の指導にあたる。</p>	<p>4.</p> <p>1) 英語の授業担当講師 2 名が週 6 コマずつ授業を担当するとともに、週 3 時間ずつ CALL 教室で自習指導にあたった。また、授業担当講師を含む語学センタースタッフが中心となり、平成 17 年度より行っている自習指導の研究をさらに発展させ、授業時間外の語学学習を充実させる方法を研究した。</p>
<p>【123】</p> <p>5. 図書館の情報化、総合情報処理センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。</p>	<p>【123-1】</p> <p>5. 図書館の情報化、総合情報処理センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。</p> <p>1) 全学的情報ネットワークを整備する。</p>	<p>5.</p> <p>1) 統合認証システムの導入と共に、学内の学生が主として集う場所（附属図書館、学生会館、大学食堂と大教室等）に無線 LAN 接続のアクセス・ポイントの整備を行った。また、学務データベースサーバ、教員活動状況データベースの脆弱性チェックを完了させ、前者については、学外からの入力を可能にした。また、学生用のネットワーク・カラープリンターを 1 台増設し、学生サービスを向上させた。</p>
	<p>【123-2】</p> <p>2) 図書の集中化を推進する。</p>	<p>2) 効率的な図書集中化に向けて、全学の図書資料の所在を明らかにするために、平成 18 年 4 月現在でデータベース化されていなかった 32 万冊の資料のうち、24 万冊の目録データのデータベース化を完了した。集密書架の増設計画、学生用の自学自習環境整備を含めた附属図書館将来計画を策定し、ジェンダー研跡地の第 1 期改修工事を実施した。また、平成 17 年度の学生アンケートの分析を行い、附属図書館の開館時間を平日 21 時まで正式に延長した。</p>
<p>【124】</p> <p>6. 補助を必要とする教養教育の科目に TA を配置し、個々の学生への対応を可能とする体制を整える。</p>	<p>【124-1】</p> <p>6. 教養教育を含め、補助を必要とする学部、大学院博士前期課程の授業科目に TA を効率的に配置し、個々の学生に対するきめ細かい教育を実施する。</p>	<p>6. TA の配分方法の考え方を変更した。これまでのような任用される大学院生が中心になるのではなく、開講科目ごとの TA 配置の必要性を重視し、教育の質の向上を第一番目の目標に据えた。</p>

<p>【125】 7. 留学生センター等で、学外と連携して共同教育を実施する可能性について検討を行う。</p>	<p>【125-1】 7. 国際教育センター等で、学外と協力して共同教育を実施する。 1) 国際教育センターにおいて、海外の交流協定校と共同して、双方向的な異文化理解プログラムを作成し、実施する。</p> <p>【125-2】 2) 開発途上国支援のための女性人材プログラムに、他大学の学生を参加させる。</p> <p>【125-3】 3) インターネットを利用した渡日前留学生に対する遠隔教育を実施する。</p>	<p>7. 1) ヴァッサー大学交流事業（18年5月－7月、英語圏言語文化コース交流授業30名、グローバル文化学環共同研究授業 35名）及び日韓大学生国際交流セミナー（ソウル、同徳女子大学、18年8月22日－28日実施、18名参加）を実施した。</p> <p>2) 開発途上国女子教育協力センターが中心となる、途上国支援のためのプログラムに、本学及び五女子大学コンソーシアム参加大学の学生をインターンとして参加させ、国際協力の現場での学習を行った。</p> <p>3) 国際教育センターにおいて、インターネットを利用した渡日前留学生に対する遠隔教育を実施した。</p>
<p>【126】 8. 大学院人間文化研究科と学部が連携し、それぞれ所属の教員が相互に兼担することで、学内資源を有効に活用する。</p>	<p>【126-1】 8. 大学院人間文化研究科と学部が連携し、それぞれ所属の教員が相互に兼担することで、学内資源を有効に活用する。</p>	<p>8. 大学院専任教員が学部を兼担、かつ学部所属教員が大学院を兼担する体制をとり、教育の充実を図った。</p>
<p>【127】 9. 生活科学部で、生活環境学科を改組し、食物栄養学科と人間・環境科学科に再編する。</p>	<p>【127-1】 (16年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし)</p>	

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④ 学生への支援に関する目標

中期目標	情報化の推進をはかり、学内施設の利用状況を的確に把握し、教室を開放するなど学習環境を整備し、学生相談体制を充実し、学習や生活支援を行うとともに、出来る範囲での経済的支援を実施する。また、学生の意見を吸い上げるシステムを構築し、良好な学内環境を保持する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【128】 学生が自由に意見を述べられる意見箱を設置し、学内での諸問題を解決しうるシステムの構築を図る。	【128-1】 学生サービス部門を強化して、学生相談、履修支援を充実させる。	学生課と就職資料室を移転し、窓口を拡充・パソコンの増設等（iMac 4台）による学生サービスの向上を図った。また、学生便覧等の学生への学生支援情報提供も刷新した。
【129】 ◇学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 1. 適宜、授業科目選択のためのオリエンテーションを行う。	【129-1】 ◇学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 1. 適宜、授業科目選択のためのオリエンテーションを行う。	1. 入学式後の1週間の間に、全学レベル、各学科・講座レベルのオリエンテーションを実施し、共通科目や専門科目の履修方法、4年間の学習計画作成指導などを行った。学生便覧の使い勝手をよくするため『履修ガイド』、『キャンパスガイド』の2分冊とし、また文教育学部・生活科学部では独自の履修案内を作成・配付した。
【130】 2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。	【130-1】 2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。	2. 学生の質問や学習相談に応じるために、授業科目毎にホームページ上のシラバスにオフィスアワーを掲載し、学生に知らせた。文教育学部では教員が週1回以上のオフィスアワーを設け、ホームページ上に掲示した。また、実験系の学科では、教員は通常時間帯は研究室におり、特にオフィスアワーを指定せず、学生の質問や相談に常時対応した。
【131】 3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、チューター体制を整備する。	【131-1】 3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、チューター体制を整備する。 1) ピア・サポートに関係する学生、教職員の意見交換会、交流会の開催 【131-2】 2) 先進的な取組をしている大学の関係者を招いたシンポジウム、又は講演会を実施する。	3. 1) ピアサポート連絡会を3回開催した。また、年間のピアサポートプログラム活動を取りまとめた報告書を作成した。 2) ピアサポート講演会・シンポジウムを開催した。広島大学保健管理センターから講師を招聘し講演会を行い、各学部の担当教員及びピアサポーターからの実践報告を行った。（参加人数：40名）

<p>【132】</p> <p>4. IT教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。</p>	<p>【132-1】</p> <p>4. IT教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。</p> <p>1) CALL教室の開放時間を延長し、自習をしやすくする。</p>	<p>4.</p> <p>1) 学生の要望に応え、CALL教室開放時間を1時間延長し、17時45分までとした。これにより、学生が放課後（4コマ目の授業終了後）にもCALL教室を利用できるようになった。また、LL教室の昼休みの開放も週2日から週3日に増やした。</p> <p>2) ドイツ語・フランス語・中国語の自習用CALL教材（France.go、Deutsh Online、中国語入門「北京の街角で」）を10月に導入し、学内LANに接続するコンピュータで、これらの教材を利用することができるようにした。</p>
<p>【133】</p> <p>5. 図書館本館と各部局の図書室とのオンライン化をはかるとともに、各部局所蔵の図書を全学の学生に自由な閲覧を可能とし、貸出できる体制を整備する。</p>	<p>【133-1】</p> <p>5. 各部局所蔵の図書が自由に閲覧できるよう、目録データベースの整備を進める。同時に、データベース利用マニュアルを作成し講習会を実施するなど学生の図書館情報検索能力の向上を図る。</p>	<p>5. 図書集中化に向けて、24万冊の目録データのデータベース化を完了した。学生用の自学自習環境整備のため、附属図書館の第1期改修工事を実施した。附属図書館の開館時間を平日21時まで延長し、学生サービスを向上した。図書館利用案内を作成し、新入生全員に配布した。図書館オリエンテーション及び論文検索オリエンテーションを実施し、学生の情報リテラシー支援を行った。携帯電話対応など図書館サービスのシステム高度化を実現した。</p>
<p>【134】</p> <p>6. 海外留学に関する相談体制を整備する。</p>	<p>【134-1】</p> <p>6. 海外留学に関する相談体制を整備する。</p> <p>1) 国際教育センターにおける相談体制を強化する。</p>	<p>6.</p> <p>1) 国際交流室に、講師およびアソシエイトフェローにおいて、留学相談、留学説明会を実施した。留学説明会は100名ほどの参加があり、学生の海外留学への期待を高めた。19年度の交流協定校への応募者は20名（推薦決定11名）となり、昨年度よりもさらに増加を示した。</p>
<p>【135】</p> <p>◇生活相談・就職支援等に関する具体的方策</p> <p>1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。</p>	<p>【135-1】</p> <p>◇生活相談・就職支援等に関する具体的方策</p> <p>1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。</p> <p>1) 学生支援センターにおいて個別相談に対応するだけでなく、様々な不安に対処するためのワークショップ等予防的な企画を実施する。</p>	<p>1.</p> <p>1) 学生相談室において、個別相談及び予防的カウンセリングのためのワークショップを企画し、実施した。（第9回目までの参加人員：88名）学生の参加を増やすために、掲示、お茶メール及びホームページを活用して周知・広報を行った。</p>
<p>【136】</p> <p>2. 保健管理センターにおける健康診断の受診率を高め、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。</p>	<p>【136-1】</p> <p>2. 保健管理センターにおいて、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。</p> <p>1) 健康管理システムの内容充実に伴い個人情報保護のため保健管理センター専用サーバを設置し、より質の高い健康管理と、内容の充実を図る。</p>	<p>2.</p> <p>1) サーバ室に専用サーバを設置し、学生・教職員の健康診断データや診療カルテ等のデータを専用LAN経由で管理することで、より安全に管理できる健康管理システムを構築した。また、紙媒体のカルテ等についても鍵のかかる保管室を設置し、個人情報の保護体制を整備した。</p>

<p>【137】</p> <p>3. 就職支援体制を整備するとともに、就職ガイダンスをさらに充実させる。また、女性の多様な生涯を展開したキャリア教育充実のため、卒業生を含む第一線で活躍する女性たちを講師に招き、キャリアガイダンスを徹底させる。</p>	<p>【137-1】</p> <p>3. 就職支援体制を整備するとともに、就職ガイダンスをさらに充実させる。</p> <p>1) 女性の多様な生涯を展開したキャリア教育充実のため、卒業生を含む第一線で活躍する女性たちを講師に招き、キャリアガイダンスを徹底させる。</p>	<p>3.</p> <p>1) 社会の第一線で活躍している本学OGを講師に招き、キャリアガイダンスを3回行った。(参加人数:40名)なお、企業90社を招いて実施した企業等合同研究会の際に、本学OGとの懇談も併せて実施した他、多くの企業で導入されている、SPI試験や一般教養試験に対応した模擬テストが受けられるように「e-testing」を導入し、本学のホームページから登録・ログインできるようにした。</p>
<p>【138】</p> <p>4. インターンシップの拡充を図る。</p>	<p>【138-1】</p> <p>4. インターンシップの拡充を図る。</p> <p>1) 一定の要件を満たせば単位を付与できる制度を検討する。</p>	<p>4.</p> <p>1) 相手先と契約を結ぶこと、所定の事前・事後指導に参加することを条件に、学生が体験したインターンシップを単位認定することを決定し、そのための全学共通科目「インターンシップ」を、平成19年度から開設することとした。</p>
<p>【139】</p> <p>5. 留学生チューター制度の充実を図る。</p>	<p>【139-1】</p> <p>5. 留学生チューター制度の充実を図る。</p>	<p>5. 平成17年度に2種類(留学生相談室にて日本語等の指導を行うチューターと、留学生個人について学習及び日本生活上の指導を行うチューター)の留学生チューターを制度化した。今年度は、昨年度の取り組みを継続し、さらに新人チューターの面接指導を行い、相談員・相談室の質の向上に努めた。</p>
<p>【140】</p> <p>◇経済的支援に関する具体的方策</p> <p>1. 奨学金の充実を図る。</p>	<p>【140-1】</p> <p>◇経済的支援に関する具体的方策</p> <p>1. 奨学金の充実を図る。</p> <p>1) 平成17年度に発足させた奨学金制度を継続して実施すると共に、奨学金制度の広報に努める。</p>	<p>1.</p> <p>1) 入学時成績優秀者奨学金及び育児支援奨学金を継続するとともに、育児支援奨学金の規程を改正し、支給対象が大学院生に限っていたものを、学部生も含むよう対象を広げることとした。また、これらの奨学金を含め、募集案内のあった地方公共団体及び民間奨学金の情報をホームページに掲載し、リンク可能な機関についてはリンクすることにより、学生が奨学金の内容を確認しやすい環境を提供した。</p>
<p>【141】</p> <p>2. アルバイト情報の提供と斡旋を充実させる。</p>	<p>【141-1】</p> <p>2. アルバイト情報の提供と斡旋の充実を図るため、引き続きアルバイト情報ネットワークに事業を委託する。学生及び企業に周知を図る。</p>	<p>2. アルバイト情報については、引き続きアルバイト情報ネットワークに委託し、質の良いアルバイトの継続的な提供を行った。また、ホームページにアルバイト情報ネットワークのホームページをリンクさせ、簡単にアクセスできるようにした。</p>
<p>【142】</p> <p>3. 学生後援会組織を検討し、充実を図る。</p>	<p>【142-1】</p> <p>3. 平成16年12月に改組された「お茶の水女子大学後援会」を活用し、学生支援の充実を図る。</p>	<p>3. ワークショップ、就職ハンドブック、キャリアガイダンス等の経費を後援会の補助を受けることで、学生支援の充実が図られた。学内すべてのトイレの洗面台にハンドソープを設置し、メンテナンス契約を行った他、会計課と共同して環境整備の補助を行い、学内環境の向上が図られた。</p>
<p>【143】</p> <p>4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。</p>	<p>【143-1】</p> <p>4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。</p> <p>1) 現在の貸付金の不足等を補うため、寄付の募集や後援会</p>	<p>4.</p> <p>1) 学資貸付金は、特に授業料の半期分を限度として貸与する特別貸付の需要が多いが資金が少なく、必要な学生に貸与するこ</p>

	の活用などについて検討する。	とができない状況が多くなっているため、学生支援室において本学後援会の緊急貸付金（災害等非常時積立金）の規則の見直しを行い、困窮者に対して授業料半期分を上限として貸与できる制度に改正する案を作成し、平成19年度後援会理事会に提案することが確認された。
【144】 ◇社会人・留学生等に対する配慮 1. 多様な新入生（編入生、留学生、社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。	【144-1】 ◇社会人・留学生等に対する配慮 1. 多様な新入生（編入生・留学生・社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。	1. 3年次編入生に対しては、4月の入学式後に学科・コース・講座ごとにオリエンテーションを実施し、前在籍校で取得した単位の読み替えなどの作業を行った。また、編入生が作成した時間割を学年担当が点検し、必要に応じて個別指導を行った。また、入学前、1月のゼミオリエンテーションに招き、入学前後に説明会を独自に実施するとともに、新入生のフレッシュマンセミナーにも参加させるケースもあった（生活社会）。社会人入学生や留学生に対しては、多くの学科・コース・講座で基本的に個々の教員が個別に対応を行った。
【145】 2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の設置を検討する。	【145-1】 2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の設置を検討する。	2. アプリカの寄附講座において、科目等履修生68名のうち、社会人の6単位以上の受講者16名に対して、上限6万円に軽減して実施した。人間文化研究科博士前期課程においては、長期履修制度を設け、社会人学生32名中24名に対する授業料の軽減を図った他、附属保育所である「いずみナーサリー」の利用者6名（大学院生5名のうち1名は留学生、学部学生1名）に対して、「育児支援奨学金」を授与した。
【146】 3. アフガニスタンを含む途上国女子留学生支援のために、特別奨学金を設置する。	【146-1】 3. アフガニスタンを含む途上国女子留学生支援のために、特別奨学金の設置を検討する。	3. 途上国女子留学生支援のため本学卒業生より寄附があり、富永ふみ奨学金が新設された。

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	<p>1. 研究活動を活発化して拠点化をはかるとともに、国際交流を推進して国際的に認知され、高度な水準を維持する。</p> <p>2. 社会連携・広報推進室より、各種メディアを通じて研究成果を社会に発信し、社会的還元を促進する。</p> <p>3. 世界の女性研究者、特にアジアの女性研究者との間にネットワークを形成し、緊密な連携の下に共同研究をし、その成果を広く世界に発信する。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【147】</p> <p>◇目指すべき研究の方向性</p> <p>1. 国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を通じて、国際的に認知される研究を行う。</p>	<p>【147-1】</p> <p>◇目指すべき研究の方向性</p> <p>1. 国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を通じて、国際的に認知される研究を行う。</p>	<p>1. 21世紀COE、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ、比較日本学研究センター等において、計画通りにシンポジウムが実施され、教員の海外の学会での発表も活発に行われた。国際シンポジウム開催数：比較日本学研究センター3回、開発途上国女子教育協力センター3回、コミュニケーションシステム開発1回。公開講演会開催数：比較日本学研究センター4回、子ども発達教育研究センター1回、21世紀COE（5回）。海外の学会等への参加者数：延べ172名。また、イタリア文化会館との共同シンポジウムはイタリア本国でも報道された。</p>
<p>【148】</p> <p>2. 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探求することによって、若手女性研究者を育成する。</p>	<p>【148-1】</p> <p>2. 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探求することによって、若手女性研究者を育成する。</p> <p>1) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、重点的な研究者養成のプログラムを本格的に実施し、所期の目標の達成を図る。</p>	<p>2.</p> <p>1) 平成17年度に採択された2件に加え、平成18年度に「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成（人文社会系）」が採択され、重点的な研究者養成のプログラムを計画的に実施した。</p>
	<p>【148-2】</p> <p>2) 大学院組織改革（部局化）による研究者養成体制の拡充と、重点的な研究領域の明確化を図るため、教育研究体制を整備する。</p>	<p>2) 平成19年度概算要求で、大学院人間文化研究科の大学院人間文化創成科学研究科への改組が認められたので、組織を研究組織と教育組織の二つに分離して、研究領域の明確化を図り、教員の所属も学部から大学院に配置換えする方針を定めた。</p>
	<p>【148-3】</p> <p>3) 「女性リーダー育成プログラム」を着実に実施する。</p>	<p>3) 平成18年4月から「女性リーダー育成プログラム」の授業をスタートさせた。優れた女性リーダーになるために必要な「資質とノウハウとパワー」を強化・育成するものである。</p>

		<p>①前期の授業は大学院生を対象とした「アカデミック女性リーダーへの道」基礎編、ロールモデル編、実践編を開講し、授業の一環としてゲスト講師を招き公開講演会を開催した。</p> <p>②後期の授業は学部生を対象としたコアクラスター（優れた女性リーダーになろう）「女性リーダーへの道」入門編、ロールモデル入門編、実践入門編を開講し、学生による講演会の企画（平成18年度実施）、海外での研究計画（平成19年度派遣予定）を公募し、本プログラムで身につけた「資質とノウハウとパワー」を実践する機会を提供した。</p>
<p>【149】</p> <p>3. 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。</p>	<p>【149-1】</p> <p>3. 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。</p> <p>1) 二つの21世紀COEプログラムを引き続き実施し、アジア諸国並びに欧米諸国と緊密な学術交流を行いつつ、人間発達領域及びジェンダー研究における女性研究者の養成・支援を一層推進する。</p>	<p>3.</p> <p>1) 21世紀COEプログラムを計画通り実施した。また、「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成（人文社会系）」が採択され、さらに拠点システム構築事業で、「開発途上国における女子教育支援モデルの構築・日本における女子教育経験の応用可能性」と、「幼児教育分野における派遣隊員支援と幼児教育協力の質的向上」が採択された。幼児教育研修に、中西部アフリカ5ヶ国より15名、ベトナムより3名の参加があった。国際協定校が3校増えた。また、平成19年度からアジア・アフリカの開発途上国の女子教育支援に関する新たに協定を結んだ。アフガニスタンより10名の教員が研修に訪れた。二国間交流事業が採用され、シンガポール、フランスと共同研究を実施した。</p>
<p>【150】</p> <p>4. プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。</p>	<p>【150-1】</p> <p>4. プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。</p>	<p>4. 21世紀COE等の特定領域のプロジェクトを推進するとともに、基礎研究・応用研究を問わず、競争的研究資金の獲得を推進した。基盤的研究費として各教員に配分される経費の水準も、他大学と比べて同等以上の水準を維持できるよう配慮した。平成18年度における科学研究費の新規の採択率は28.2%で、全国平均23.5%より高く全国大学中30位、全国立大学89校中11位であった。このことに伴い、間接経費の配分も増加し追加配分もあったことから、研究費の増額が必要な教員から研究計画書の応募により、75名に対し研究費の配分を行い研究の充実を図った。また、平成19年度の概算要求に特別教育研究経費として「文理融合21世紀型リベラルアーツの創成」を要求し認められた。</p>
<p>【151】</p> <p>5. 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。</p>	<p>【151-1】</p> <p>5. 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。</p> <p>1) 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づいて、各部局等倫理委員会規程に即した研究が行われているかを検証するため</p>	<p>5.</p> <p>1) 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に加え、新たに「研究者行動規範」、「研究ミスマイクトへの対応に関する規程」、「研究倫理委員会規則」を制定した。これらの規定に基づき、研究倫理委員会において、研究倫理に関する基本的方針を定め</p>

	の仕組みを整える。	るとともに、研究倫理委員会等による審査の体制の充実を図るなどの取り組みを進めることとした。
<p>【152】</p> <p>◇本学として重点的に取り組む領域</p> <p>1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。</p>	<p>【152-1】</p> <p>◇本学として重点的に取り組む領域</p> <p>1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。</p> <p>1) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された2つのプログラムを実施し、女性リーダー、女性人材の育成に向けた指導体制を確立する。</p>	<p>1.</p> <p>1) 平成17年度に採択された「対話と深化」の次世代女性リーダーの育成、「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」と、平成18年度に採択された「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成（人文社会系）」の3つのプログラムを計画的に実施した。なお、科学技術振興調整費で採択された「女性研究者に適合した雇用環境モデル構築」の研究を計画通り進めた他、平成19年度概算要求に、女性研究者育成に特化した「女性が進出できる新しい研究分野の開拓」、「主婦を研究の世界に呼び戻そう」の2件が認められた。</p>
	<p>【152-1】</p> <p>2) 大学院組織改革（部局化）の中に先端的融合的研究に特化した部門を位置付け、本学として重点的に取り組む領域の研究体制を整備する。</p>	<p>2) 平成19年度から、大学院の改組が実施される予定であり、そのなかで人間文化創成科学研究科研究院に先端融合部門を設け、重点的な研究領域を明確化して、研究を推進することとした。</p>
<p>【153】</p> <p>2. 21世紀COEに採択されたプログラムを推進する。</p>	<p>【153-1】</p> <p>2. 21世紀COEに採択されたプログラムを推進する。</p> <p>1) 21世紀COE及び科学技術振興調整費で獲得した大型プログラムを推進する。</p>	<p>2.</p> <p>1) 21世紀COE（2件）及び科学技術振興調整費（2件）、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（2件）により継続的に実施している大型プログラムを計画通り実施した。さらに本年度採択された、「魅力ある大学院教育」イニシアティブの「ユニバーサルマインドをもつ女性人材の育成」、科学技術振興調整費での「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」についても、短期間のうちに実施体制を整え、円滑に実施した。</p>
<p>【154】</p> <p>3. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。</p>	<p>【154-1】</p> <p>3. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。</p> <p>1) サイエンス&エデュケーションセンターを中心として、教員養成GPに採択された「サイエンスコミュニケーション能力養成」プログラムを推進する。</p>	<p>3.</p> <p>1) サイエンス&エデュケーションセンターを中心として、教員養成GPに採択された「科学コミュニケーション能力養成」プログラムを計画通り実施したのに加え、文部科学省の新教育開発プログラム事業「デリバリー実験教室による理科離れの解決」が新たに採択され、計画的に事業を実施した。また、附属学校（研究開発学校制度）の受託研究に2件採択された。</p>
<p>【155】</p> <p>4. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。</p>	<p>【155-1】</p> <p>4. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。</p> <p>1) 研究成果が伝統的に蓄積され今日的意義をもつ、児童学、発達科学研究を基盤とした「幼・保の発達を見通したカリキュラム開発」、人文科学、発達科学、生活科学研究を基盤とした「リスク社会対応型コミュニケーション・システム開発」及び女性学、ジェンダー開発学を基盤とした「女性リーダー育成プ</p>	<p>4.</p> <p>1) 基礎研究・応用研究を問わず、競争的研究資金の獲得を推進した。</p> <p>①特別教育研究経費により「幼・保の発達を見通したカリキュラム開発」、「リスク社会対応型コミュニケーション・システム開発」及び「女性リーダー育成プログラム開発」などの研究プロジェクトを計画通り実施した。</p> <p>②科学技術振興調整費により「女性研究者支援モデル育成プログ</p>

<p>【156】 ◇研究成果の社会への還元に関する具体的方策 1. 社会連携・広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、HP等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。</p>	<p>ログラム開発」などの研究プロジェクトを推進する。 【156-1】 ◇研究成果の社会への還元に関する具体的方策 1. 研究推進・社会連携室及び広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、ホームページ等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。 1) シーズ情報を含む研究要覧を作成する。</p>	<p>ラム」を計画通り実施した。 1. 1) 「イノベーションジャパン」に知的財産本部として出展し、研究成果の紹介及びシーズ情報の提供に努めた。また、シーズ情報を含む平成 17 年度の全教員の研究成果を網羅したアニュアルレポートが今年度刊行され、ウェブ上でも閲覧可能とした。また、研究推進・社会連携室のワーキンググループにおいて、研究要覧を含むシーズ情報の効果的提示の方法について検討を進めた。</p>
<p>【157】 2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。</p>	<p>【157-1】 2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。 1) 教員研究発表会を実施し、学内外に研究成果を発表する。 【157-2】 2) 教員の研究実績について、アニュアルレポートを作成し、開示する。 【157-3】 3) 学外から有識者を招き、研究推進フォーラムを開催する。</p>	<p>2. 1) 教員研究発表会は昨年度（74名）に引き続き実施し、70名の教員の研究発表を行った。（助手以上の全教員の約60%済）さらに、各教員により活発に研究成果の発表が行われたのに加え、各部局、21世紀COEプログラム、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等において、シンポジウム、教育セミナーやワークショップを開催した。また、教員の業績成果に関するデータの共有化に向けて、教員活動状況データベースと機関リポジトリシステム（総合学術情報データベース、Tea Pot）とのシステム連携の設計を行った。 2) 全教員から集められた平成 17 年度の研究及び教育の年次報告を、『アニュアルレポート 2005』として紙媒体で作成し配布・開示した他、ホームページにも掲載した。各教員 2 頁、和文と英文の説明よりなり、全 472 頁。文部科学省からも、その迅速性を評価された。 3) 21世紀COEや各センターで海外有識者招待の国際シンポジウム（7回）、公開講演会（10回）を開催し、各学科等の講演会を多数開催した。イタリア文化会館と共同で日伊女性国際会議を行った他、特許庁と本学知財統括アドバイザーの特許の研修会及び本学監事の弁護士による著作権の研修会を開催した。</p>
<p>【158】 3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。</p>	<p>【158-1】 3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。</p>	<p>3. ジェンダー研究センターでは国立女性教育会館と連携して夜間セミナーの実施や紀要「ジェンダー研究」の発行を行い、遺伝カウンセリングコースでは東京女子医科大学との連携により、それぞれ研究成果の普及を図っている。五女子大学コンソーシアムによるアフガニスタン女子教育のための女性指導者支援の研修を実施し、教育機関としての女子大学の共通認識を深めている。しかし、アフガン支援が今年度限りであることから、対象地域をアジア・アフリカの発展途上国に拡大した協定を締結し直した。</p>

<p>【159】 4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。</p>	<p>【159-1】 4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。</p>	<p>4. 国際・研究機構長のもとにワーキング・グループを設置し、公開講座の実施体制の整備、公開講座による収入の確保、及び公開講座の企画に取り組んだ。また、公開講座規程を改正し、研究推進・社会連携室において公開講座の基本方針を定め、全学的な公開講座（有料4件の他、無料のもの多数）を実施した他、発達社会科学専攻保育・教育支援コースにおいて、社会人入学制度を実施し、社会人教育の充実を図った。さらに、サイエンス&エデュケーションセンター、子ども発達教育研究センター等で現職教員の再教育を実施した他、ライフワールド・ウオッチセンターにおいて社会人教育を行った。</p>
<p>【160】 ◇研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 1. 総合評価室の中に、研究の水準・成果を検証する部門を設置する。</p>	<p>【160-1】 ◇研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 1. 総合評価室において、教員活動状況データベースを用いて、研究の水準・成果を向上させるための評価システムを引き続き開発する。</p>	<p>1. 教員活動状況データベースを用いて、研究の水準・成果を向上させるための評価システムを完成させ、ほぼ全員の教員が教育、研究、社会貢献、大学運営・経営の4領域約100項目の入力を行い、それに基づき点数化して評価を行った。また、その結果を基に外部評価委員に個人活動の評価を依頼し、その評価結果を教員にフィードバックした。</p>
<p>【161】 2. 分野毎の特殊性を考慮しながら、単に論文数だけでなく、掲載紙のインパクトファクターやサイテーション等の数値評価も導入しつつ、絶えず客観的な検証を試みる。</p>	<p>【161-1】 2. 教員活動状況データベースを分析し、研究の水準を向上させるための評価システムに検討を加える。分野毎の特殊性、インパクトファクターの採用も検討する。</p>	<p>2. 教員活動状況データベースに入力された教育、研究、社会貢献、大学運営・経営の4領域約100項目の点数化を行い、各領域ごとに順位を付けた。また、点数化に当たって分野ごとの特殊性やインパクトファクターを検討した。</p>
<p>【162】 3. 単年度毎の活動報告の提出を全教員に義務付けるとともに、3年目終了時に第三者を加えて分野別評価を実施する。</p>	<p>【162-1】 3. 単年度ごとの活動報告の提出を全教員に義務付け、評価要綱に基づき、平成17年度の個人活動評価及び部局別評価を実施する。</p>	<p>3. 単年度ごとの活動報告（アニュアルレポート）を全教員が提出した。また評価要綱に基づき、平成17年度の個人活動状況評価及び部局別評価を、24名の学外委員を委嘱した上で、実施した。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

② 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

中期 目 標	<p>1. 教職員の適正な配置を行うとともに、退職者の後任補充については役員会管理とし、各部局の意見を聴取しながら配置を定め、学内の人材の流動化を図る。</p> <p>2. 研究推進室で研究環境を把握しその整備をはかり、また研究の改善を図る。</p> <p>3. 特に女性のライフスタイルに即した研究環境や研究体制を整備する。</p> <p>4. 重点領域の研究推進のため、設備使用の便宜を図る。</p> <p>5. 総合評価室において、第三者を交えた厳正な評価をする。</p>
--------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【163】</p> <p>◇女性研究者の研究支援に対する具体的方策</p> <p>1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を発足させる。</p>	<p>【163-1】</p> <p>◇女性研究者の研究支援に対する具体的方策</p> <p>1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を充実させる。</p> <p>1) 9名の特別研究員の採用を目指す。</p>	<p>1.</p> <p>1) 日本学術振興会特別研究員として昨年度5名の採用があり、平成19年度の目標を9名としていたが、目標を多く上回り16名が採用された。また、大学院人間文化研究科等において12名のリサーチフェローが採用されている。また特別教育研究経費による事業「コミュニケーション・システムの開発によるリスク社会への対応」において、3名の講師・4名のアソシエイトフェローが採用されており、うち6名が女性研究者である。</p>
	<p>【163-2】</p> <p>2) 日本学術振興会の特別研究員制度への応募を奨励する。</p>	<p>2) 各学部長、各学科長、各講座主任、各人間文化研究科専攻長、各センター長それぞれに文書やメールで広く周知し、69名の応募者があった。</p>
<p>【164】</p> <p>2. 妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を開発して、育児等の原因による研究の中断を防止する。</p>	<p>【164-1】</p> <p>2. 妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を検討し、育児等の原因による研究の中断を防止する。</p> <p>1) いずみナーサリーの積極的な活用を図る。</p>	<p>2.</p> <p>1) いずみナーサリーが調剤に運営されており、さらに科学技術振興調整費「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」においては、隣接する職員宿舎との連携による女性研究者支援を試行的に実施することとしている。</p>
	<p>【164-1】</p> <p>2) 育児休業制度の活用、育児休業をとらない女性教員に対する校務負担の軽減により研究支援を行なう。</p>	<p>2) 育児休業制度の活用、育児休業をとらない女性教員に対する校務負担の軽減により研究支援を行なう。</p>

		一、職員宿舎の活用等による多様な女性研究者支援を試行的に実施し、その成果を記録するとともに、「女性研究者支援情報バンク」を構築し、事業の成果の普及を図ることとしている。
【165】 3. 女性若手研究者に関して、妊娠・育児・介護等の特定期間中の勤務を容易にするため、柔軟な勤務体制を検討する。	【165-1】 3. 女性若手研究者の育児期間中の勤務を容易にするために、柔軟な勤務体制を定めた制度の円滑な運用を図る。	3. 育児休暇を取らない教員への子育て支援策を継続実施し、3名が支援を受け、うち女性若手教員は2名であった。また、文部科学省科学技術振興調整費による事業「女性研究者に適合した雇用環境整備」事業により、「9時5時」体制の全学的実施に向けた事業を開始した。
【166】 ◇適切な研究者等の配置に関する具体的方策 1. 研究推進室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。	【166-1】 ◇適切な研究者等の配置に関する具体的方策 1. 研究推進・社会連携室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。 1) 大学院組織改革（部局化）案を確定し、平成19年度概算要求に盛り込む。	1. 1) 平成19年度より、大学院の改組を行うため、平成19年度概算要求に盛り込み、新規組織整備等の内示を得た。
	【166-2】 2) 特定業務を担当する講師、リサーチフェロー、アソシエイトフェローの円滑な運営を図るとともに、3年間の制度運用の問題点の有無の検討を行う。	2) 平成19年度より実施される教員組織制度、及び大学院改組に関連して、講師、リサーチフェロー、アソシエイトフェローの業務内容及び俸給の見直しを行った。また業務の軽重を勘案して、平成18年度から新規採用の特定業務を担当する講師の年俸を360万円から300万円に、リサーチフェロー・アソシエイトフェローの年俸を240万円から210万円に改定した。
【167】 2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。	【167-1】 2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。 1) 現在採用している外部資金導入による研究者数を維持するとともに、さらなる採用者数の増加を図る。	2. 1) 外部資金及び特別教育研究経費による研究者は、教授6名、助教授2名、任期付き講師14名と計22名に達し、前年度より8名の増員である。年俸制のリサーチフェローは3名、アソシエイトフェローは5名であり、前年度より6名増員である。リサーチアシスタント、アカデミックアシスタント、教務補佐員は92名と前年度より67名の増員である。
【168】 3. 新領域研究部門の設置、あるいは、特定領域のさらなる重点化等に関しては、複数の他大学（例えば、私学を含む複数の大学院研究科）との間に連合大学院等の設置を構想し、そのための基礎研究を開始する。	【168-1】 3. 新領域研究部門の設置、あるいは、特定領域のさらなる重点化等に関しては、複数の他大学（例えば、私学を含む複数の大学院研究科）との間に連合大学院等の設置を構想し、そのための基礎研究を開始する。 1) 大学院組織改革（部局化）後の体制に円滑に移行できるように準備を進めると共に、重点研究分野を明確にする。	3. 1) 平成19年度から大学院改組が実施され、そのなかで人間文化創成科学研究科研究院に先端融合部門を設け、重点的な研究領域を明確化して、研究を推進することとした。改組後の体制に関しては、教員の所属希望アンケートなどを実施し、平成19年1月に所属を決定した。
【169】 ◇研究資金の配分システムに関する具体的方策	【169-1】 ◇研究資金の配分システムに関する具体的方策	1. 本学の研究重点領域については、21世紀COE、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ、GP、科学技術振興調整費、

<p>1. 重点領域に関して、学長裁量経費によって特別配分を実施する。</p>	<p>1. 重点領域に関して、学長裁量経費や特別教育研究経費などによって特別配分を実施する</p>	<p>さらには特別教育研究経費などをはじめとする様々な外部資金を獲得しながら事業を遂行していくことが全体戦略である。実績としては昨年度を上回り、本学の研究重点領域に関する配分はよりよい方向へ進んでいるといえる。学長裁量経費においては、附属図書館の改修に着手することにより、研究重点領域の補完も含め、研究基盤等を整備するための予算配分を行った。また、本学に在籍する常勤教員を対象として、本学独自の【研究計画書】を提出させたうえで、追加研究費の配分を行うなどし、各教員における研究資金獲得意欲の高揚と、配分方針の意識付けを行った。</p>
<p>【170】 2. 学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を行う。特に若手女性研究者用（ポスドク、博士後期課程学生等）の学内科研を整備する。</p>	<p>【170-1】 2. 学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を行う。特に若手女性研究者用（ポスドク、博士後期課程学生等）の学内科研を整備する。 1) COE、学長裁量経費、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等による研究費支援の対象者を40名とすることを目指す。</p>	<p>2. 1) 21世紀COEにおける公募研究（ジェンダーCOEに29件中19件、人間発達COEに22件中8件採用）に加え、「魅力ある大学院教育」イニシアティブによる海外調査、学会発表の支援等（96名）を実施し、支援対象者は合計123名で、目標の40名を大幅に上回った。また、研究費の追加配分を公募による審査に基づき行った。</p>
<p>【171】 3. ポスドクや博士後期課程学生対象の「お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」の基金拡充に努める。</p>	<p>【171-1】 3. ポスドクや博士後期課程学生対象の「お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」の基金拡充に努める。</p>	<p>3. 桜蔭会国際交流奨励賞により博士後期課程学生2名に奨学金を支給し、さらに途上国からの留学生を対象とする「富永ふみ教育基金」を設けた。外部資金による海外派遣支援として、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ・プログラム（人文社会系2、理工農系1）では、公募による海外調査や国際学会派遣を行った。</p>
<p>【172】 ◇研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 1. 重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要とされる施設・設備を整備する。</p>	<p>【172-1】 ◇研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 1. 重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要とされる施設・設備を整備する。</p>	<p>1. 2つの21世紀COEプログラム、子ども発達教育研究センター（アプリカの寄附講座）、特設遺伝カウンセリングコース及びライフワールド・ウオッチセンター等に加え、今年度あらたに特別教育研究費による事業、科学技術調整振興費による事業「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」等に対して、時限付きで研究スペースを提供した。大学建物・室の管理運営に関する基本方針及び運営指針を定め、重点領域研究に関しては、時限を設けて使用を許可することとした。</p>
<p>【173】 2. 機器に関しては、共通機器センターによる集中管理を原則とし、同センターが共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たる。</p>	<p>【173-1】 2. 機器に関しては、共通機器センターによる集中管理を原則とし、同センターが共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たる。</p>	<p>2. 共通機器センターによる共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検等を計画通り実施している。また、共通機器センターの機能拡充計画について、検討を行った。</p>
<p>【174】 ◇知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策 1. 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する支</p>	<p>【174-1】 ◇知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策 1. 研究推進・社会連携室が中心となって設立した知財本部に</p>	<p>1. JSTからの派遣による特許調査員3名に加え、発明協会の公募事業に採択されたことにより、知的財産統括アドバイザー1名の派遣を受け、本学客員教授として、知財の創出・取得・管理及び活用の支援を受けた。具体的には、社会貢献ポリシー</p>

<p>援は、研究推進室が行い、評価に関する専門員制を設ける。</p>	<p>おける専門員の登用と知的財産アドバイザー制度の利用により、知的財産の創出・取得・管理及び活用の支援を行う。</p>	<p>と知的財産ポリシーを策定し、中期アクションプログラムを検討した。また、研究推進・社会連携室に知財WGを設け、「知的財産管理体制の整備」に向けて基本事項の確認を行ない、教職員に対して特許庁の講師と共に知財セミナーを開催するとともに、知的財産統括アドバイザーによる事務スタッフに対しての集中教育を行い専門人材の育成を行った。</p>
<p>【175】 ◇その他、研究の質を保全するための具体的方策 1. 研究推進室の内部で、研究の倫理に関する問題を検討する。</p>	<p>【175-1】 ◇その他、研究の質を保全するための具体的方策 1. 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づき、研究推進・社会連携室で、研究の倫理に関する問題を検討する。</p>	<p>1. 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に加え、新たに「研究者行動規範」、「研究ミスコダクトへの対応に関する規程」、「研究倫理委員会規則」を制定した。これらの規定に基づき、研究倫理委員会において、研究倫理に関する基本的方針を定めるとともに、倫理委員会等による審査の体制の充実をはかるなどの取り組みを進めた。</p>
<p>【176】 ◇全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 1. 現存する学内共同研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。</p>	<p>【176-1】 ◇全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 1. 現存する学内共同研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。</p>	<p>1. センター部教授会において、センター部全体の運営方針が検討され、各センターの研究、教育及び社会サービス活動等について、監事によるヒアリング及び学内から評価委員を選出し、加えて外部評価委員による部局別評価を実施した。各センター間の連携については順調に実施されている。（【177-1】参照）また、19年度の大学院改組により、センター部教授会が廃止され、新たにセンター部運営委員会で審議を行うこととなった。</p>
<p>【177】 2. 各研究センターの個別活動を支援すると同時に、学内共同研究センターを拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。</p>	<p>【177-1】 2. 各研究センターの個別活動を支援すると同時に、学内共同研究センターを拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。</p>	<p>2. 各センターにおいて、競争的外部資金の獲得、委託研究等を通じた社会連携が順調に実施されている。ジェンダー研究センターと子ども発達教育研究センターは、大学院人間文化研究科と共に21世紀COEの学内の研究拠点として、国内だけでなく外国とも連携し共同研究を行っている。サイエンス&エデュケーションセンターは、湾岸教育研究センターとともに都や区及び地方の県教育委員会等と連携し、理科離れ対策の教育支援を行っている。また、新教育システム開発プログラム事業の「デリバリー実験教室による理科離れの解決」が採択された。</p>
<p>【178】 3. 本学に拠点を置き、産官学の研究者が結集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。</p>	<p>【178-1】 3. 本学に拠点を置き、産官学の研究者が結集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。</p>	<p>3. 平成19年度からの大学院改組による新たな研究組織において、産官学の研究者が結集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの機能が果たせるよう検討を進めた。大学院、各学部、各センターの研究、教育及び社会サービス活動等について、監事によるヒアリングを受けると共に、学内から選出された評価委員に加えて外部評価委員を委嘱して、部局別評価を実施した。</p>
<p>【179】 ◇学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項 1. センター部の設置</p>	<p>【179-1】 (16年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし)</p>	

<p>「センター部」を設け、研究を主務とする生活環境研究センター、ジェンダー研究センター、子ども発達教育研究センター、糖鎖科学研究教育センター、ライフワールド・ウオッチセンター、ソフトマター研究センター等の学内共同研究センターを統括する。</p>		
<p>【180】 2. 教育サービスセンター 語学センター、留学生センター、総合情報処理センター、保健管理センター、開発途上国女子教育協力センター、共通機器センター等教育サービスを主務とするセンターは、それぞれ相応した各室で統括する。</p>	<p>【180-1】 (16年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし)</p>	
<p>【181】 3. その他の附属施設 女性研究者・女子職員のキャリア支援のために附設された『保育施設』を正規の施設として位置付ける。 人間文化研究科附設の『附属心理臨床相談センター』の整備について検討する。</p>	<p>【181-1】 1. 人間文化研究科附設の『附属心理臨床相談センター』の整備を進め、相談、研究活動を充実させる。</p>	<p>1. 面接室、プレールーム、家族面接室等の改善により相談活動のための施設環境が改善された。また、センター員及び大学院生からなる内部スタッフに加え、4名の客員研究員を招聘して外部の専門クリニックなどとの連携を強めることで、スタッフ面でもいっそうの充実が図られた。本センターの活動は、大学の社会貢献の一端を担うとともに、大学院生にとって貴重な実習の場を提供している。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	<p>1. 社会人教育の推進、特に社会人女性の勉学再開とその成果の社会還元を支援する。</p> <p>2. 地域社会との相互交流を密にする。</p> <p>3. 国際交流に関しては、海外各地の大学との交流協定締結を促進し、研究者及び学生の交流を活発化する。</p> <p>4. 国際貢献に関しては、アフガニスタンに代表される途上国女子教育支援を強化充実する。</p>
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【182】</p> <p>◇社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策</p> <p>1. 大学院博士前期課程の「社会臨床論コース」を強化し、社会人、特に教職従事者の現職研究と上位資格の取得を支援する。</p>	<p>【182-1】</p> <p>◇社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策</p> <p>1. 大学院博士前期課程の「社会臨床論コース」を強化し、社会人、特に教職従事者の現職研究と上位資格の取得を支援する。</p>	<p>1. 社会臨床論コースは本年度より「保育・教育支援コース」と改称し、保育従事者、教職従事者の受け入れ体制をいっそう拡充強化した。入試方式や修了要件についても、社会人学生に配慮した改革を行った。社会人特別選抜による入学者は、平成17年度9名、平成18年度9名であり、各5名、4名の院生が専修免許取得をめざして修学に励んでいる。</p>
<p>【183】</p> <p>2. 現職教員対象の研修を行う。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を積極的に実施する。これら研修に際しては、地域教育委員会との連携を密にする。</p>	<p>【183-1】</p> <p>2. 現職教員対象の研修、児童対象の実験学習プログラムを実施する。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を、地域教育委員会と連携しつつ積極的に実施する。</p>	<p>2. サイエンス・エデュケーションセンター、湾岸生物教育研究センター、子ども発達教育研究センターにおいて、現職教員対象の研修、理科離れ対策として北区との連携、SPP7件を通じて高等学校等での特別授業や実験指導、幼稚園教諭のレベルアップのための研修等を、東京都、群馬県、北区等の地域教育委員会と連携しつつ積極的に実施した。さらに文部科学省から新教育システム開発プログラム事業の「デリバリー実験教室による理科離れの解決」が採択された。</p>
<p>【184】</p> <p>3. 社会連携・広報推進室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。</p>	<p>【184-1】</p> <p>3. 研究推進・社会連携室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。</p>	<p>3. 公開講座規程を改正し、研究推進・社会連携室において公開講座の基本方針を定め、全学的な公開講座の推進を図っていくこととし、また、事務機構の改組により学術研究課と広報渉外課との連携のもとで、研究推進・社会連携室が研究成果の社会的還元の機能と、地域社会との窓口機能を果たす体制ができた。さらに、19年度の事務局廃止に伴い、広報渉外課で所管していた社会連携担当業務を学術研究課に移し、新たに研究基盤情報係として設置し、新チームの研究協力・産学連携チームとして体制を強化することを決定した。</p>
<p>【185】</p> <p>4. 研究成果を活かし、北区との総合協定を結び、教育サービスを推進する。</p>	<p>【185-1】</p> <p>4. 教育・研究上の社会連携を行う基本方針を再検討する。その上で自治体との総合協定を結び教育サービスを提供する。</p>	<p>4. 北区・文京区とは総合協定が締結され公開講座や教育支援等を、また足立区とは放送大学の運営委託大学として公開講座を実施した。また、公開講座規程を改正し、研究推進・社会連携</p>

		室において公開講座の基本方針を定め、全学的な公開講座の推進を図っていくこととした。
<p>【186】</p> <p>◇産学官民連携の推進に関する具体的方策</p> <p>1. 民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。</p>	<p>【186-1】</p> <p>◇産学官民連携の推進に関する具体的方策</p> <p>1. 民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。</p> <p>1) 研究者要覧の充実をはかり、ホームページの充実と共に本学の資源を開示する。</p>	<p>1.</p> <p>1)</p> <p>①「教員総覧」の充実という目標を達成し、全教員の研究・教育活動について外部から閲覧可能とした。②必要なすべての部局で、広く海外に向けて発信するための英語版ホームページを完成させ、公開した。③新・大学ホームページの作成と公開。大学ホームページによる情報発信のあり方の改善及びユーザビリティの向上を図り、本学の理念とミッションをより反映したメッセージ色の強い、かつ本学が公開する総ての情報へのアクセシビリティを高めた新・大学ホームページの作成。(受験生などホームページ閲覧対象者を意識したコンテンツの再配置及び検索の容易さ等の改善を含む。)</p> <p>2) 産学官連携推進会議に参加するとともに、「イノベーション・ジャパン」において出展し、本学の教員の研究内容を紹介した。</p>
	<p>【186-2】</p> <p>2) 産学官連携推進会議等に参加し本学の教員の研究内容を紹介する。</p>	
<p>【187】</p> <p>2. 寄付講座の設置を検討する。</p>	<p>【187-1】</p> <p>2. 寄付講座の位置付けを検討する。</p> <p>1) 新たな寄付講座の設置を模索するか、またはプロジェクトラボ(外部資金による研究スペース)を活用した産学連携プロジェクトの推進を検討する。</p>	<p>2.</p> <p>1) ライフワールドウオッチセンター、アプリカ、遺伝カウンセリングコースが外部資金による研究スペースを確保している。また、生活科学部のカリキュラムに寄附講座の科目を組み込み、学生が単位を取得できるよう整備している。大学建物・室の管理運営に基づく基本方針及び運営指針を定め、外部資金によるプロジェクトは、時限を設けて使用を許可することとした。</p>
<p>【188】</p> <p>3. 学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマ募集する方法を検討する。</p>	<p>【188-1】</p> <p>3. 学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマを募集する。</p>	<p>3. アニュアルレポートの刊行とウェブ上で公開により研究成果の情報を提供したほか、新たに国立情報学研究所の学術情報基盤整備事業「次世代学術コンテンツ基盤共同構築事業」に採択され、より効果的な情報提供方法を検討している。</p>
<p>【189】</p> <p>◇地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策</p> <p>1. 大学間単位互換制度を拡充強化し、学部・大学院両者に係わる相互受講を促進する。</p>	<p>【189-1】</p> <p>◇地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策</p> <p>1. 大学間単位互換制度を拡充強化し、学部・大学院両者に係わる相手校との相互受講を促進する。</p>	<p>1. 今年度新たに単位互換に関する協定を結ぶことは見送られた。学部学生に関する単位互換は、派遣 23 名、受け入れ 5 名であり、大学院では派遣 115 名、受け入れ 48 名であった(人数はいずれも延べ人数)。</p>
<p>【190】</p> <p>2. 途上国支援のために結成された 5 女子大学コンソーシアムを強化充実し、国際貢献以外の目的の活動を検討する。</p>	<p>【190-1】</p> <p>2. 途上国支援のために結成された 5 女子大学コンソーシアムを強化充実し、国際貢献以外の目的の活動を検討する。</p>	<p>2. 五女子大学コンソーシアムの協定書を改定し、開発途上国の女子教育の支援と研究を連携して実施し、併せて、この分野での女性人材育成に共同で取り組むためのプランの検討を開始した。</p>

<p>【191】 ◇国際交流の推進に関する具体的方策 1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより緊密化し、教員・学生による相互の積極的な交流を推進する。</p>	<p>【191-1】 ◇国際交流の推進に関する具体的方策 1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより強化し、交流プログラムの策定及び交流セミナーの実施を通じて、教員・学生による相互の積極的な交流を推進する。</p>	<p>1. ①協定校の同徳女子大学（韓国）と共同で異文化交流プログラムを実施した。 ②同徳女子大学との日本語教育に関する大学院共同授業、淑明女子大学大学院とも日本語に関する大学院共同授業を実施した。 ③同徳女子大学、淑明女子大学、インディアナ大学間でテレビ会議を実現し、共同授業を実施した。</p>
<p>【192】 2. 海外大学との間のダブルディグリー制度を充実させる。</p>	<p>【192-1】 2. 海外大学との間のジョイントディグリー制度を充実させる。</p>	<p>2. ジョイントディグリー制度の周知を図ったが、学生から希望が出なかった。</p>
<p>【193】 3. 交流協定校の存在していない地域での協定を推進し、世界各地との国際交流を検討する。</p>	<p>【193-1】 3. 交流協定校の存在していない地域での協定を推進し、世界各地との国際交流を検討する。 1) 開発途上国女子教育協力センター、比較日本学研究中心などにおける協力の実績を踏まえて、アジア諸地域における大学・研究機関との協力協定の締結を推進する。</p>	<p>3. 1) 新たに、ヴァッサー大学（米国）、マウント・アリソン大学（カナダ）、大連外国語学院（中国）、カイロ大学（エジプト）と交流協定を締結した。</p>
<p>【194】 4. 「アジア女性研究者支援奨学金」の活用により、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。</p>	<p>【194-1】 4. 「アジア女性研究者支援奨学金」の活用などにより、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。</p>	<p>2) ヴァッサー大学の男子を含む学生（10名）の日本語研修を実施し、お茶大生との交流授業（英語圏言語文化コース、グローバル文化学環）を実施した。</p>
<p>【195】 5. 国際シンポジウムの開催を強化する。</p>	<p>【195-1】 5. 国際シンポジウムの開催を強化する。</p>	<p>4. 魅力ある大学院教育イニシアティブ「＜対話と深化＞の次世代女性リーダー育成」プログラムにおいて、大学院生の共同研修セミナーを実施した（北京日本学研究中心、台湾大学、北京外国語大学）。</p>
<p>【196】 6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、アフターケアをはかるとともに、国際交流の拠点としての活動を要請する。</p>	<p>【196-1】 6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、教育・研究上のアフターケアを図るとともに、本学と連携した国際交流の拠点としての活動を要請する。</p>	<p>5. ロンドン大学、ヴァッサー大学、パリ第IV大学での共同シンポジウム、イタリア文化会館との共同シンポジウム、マウントホリヨーク大学准教授を招待したシンポジウムを実施し、共同シンポジウムの国際性が著しく拡大した。</p>
<p>【197】 7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。</p>	<p>【197-1】 7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。 1) 異文化理解講座や外国語講座を開催するとともに、自治体の国際理解事業に留学生などを派遣する体制を整備する。</p>	<p>6. 平成18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ「ユニバーサルマインドをもつ女性人材の育成」プログラムと国際教育センターが連携し、帰国留学生の調査やキャリア形成についてのシンポジウムなどが実施された。</p>
		<p>7. 1) 留学生による外国語講座として韓国語講座を開催した。アフガニスタン留学生と本学卒業生、附属校PTAとの交流会を開催した（19年1月、3月）。</p>

<p>【198】 ◇教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 1. 開発途上国女子教育協力センターを中核として、アフガニスタン女子教育支援を始めとする途上国の女子教育の協力体制を整える。</p>	<p>【198-1】 ◇教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 1. 開発途上国女子教育協力センターを中核として、アフガニスタン女子教育支援を始めとする途上国の女子教育の協力体制を整える。 1) 理科教育、保健教育などの分野での研修プログラムを充実させるとともに、教材開発を進めて、現地における研修機会の拡大をはかる。</p>	<p>1. 1) 理学部の教員を中心に、アフガニスタン・開発途上国などで使用できる理科教材を開発し、研修会のテキストとして活用した。</p>
<p>【199】 2. 途上国からの国費留学生招聘を積極的に行う。</p>	<p>【198-2】 2) 開発途上国における乳幼児保育支援について拠点形成を進める。 【199-1】 2. 途上国からの国費留学生受け入れを積極的に行う。</p>	<p>2) 開発途上国女子教育センターを中心に、JICAや文部科学省国際課と協力し、女子教育支援や乳幼児教育支援の活動を強化した。 2. 開発途上国からの国費留学生受入の拡充のため、カイロ大学（エジプト）と締結し、また、タマサート大学（タイ）などとの交流協定締結を進めた。アフガニスタン国費留学生受入を継続し、『漢語－ダリー語化学辞典』を編集刊行し、アフガニスタンからの留学生のいる大学に配布した。</p>
<p>【200】 3. 途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域の有志と提携して、ホームステイ及びペアレント制度の実現を検討する。</p>	<p>【200-1】 3 途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域の有志と連携して、ホームステイ及びペアレント制度の実現を検討する。</p>	<p>3. アフガニスタン女性教員研修におけるホームビジットやアフガニスタン留学生と卒業生との交流セミナーを実施して、交流をはかった。</p>

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

② 附属学校に関する目標

中期目標	<p>1. 大学の教育研究のための実験機関としての性格を明確化し、公教育の実施困難な教育課題に関して常に先導的な実践研究を遂行し、その成果を公教育等に還元して、教育の本質とその実践形態に関する問題提起と解決方法を示すことを目的とする。</p> <p>2. 大学の研究施設「子ども発達教育研究センター」によってなされる、大学と附属学校の連携による発達と教育の研究の実験的場を提供する。</p> <p>3. 大学が着手しているアフガニスタン女子教育支援活動に協力し、来日研修団に研修の場を提供する。</p>
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【201】</p> <p>1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。</p>	<p>【201-1】</p> <p>1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。</p>	<p>1. 教頭人事3件、教諭人事6件、スクールカウンセラーの採用2名、定数削減（附属学校全体で4名）の具体案の検討、中学校における少人数学級編制の調査研究、幼稚園創立130周年記念式典の実施、高大連携、食育プログラムの実施計画、各後援会からの寄附金の大学基金としての受け入れ、萩山郊外園に隣接する土地の民設公園・高層建築計画への対応、夏の一日現職研修、公開研究会、子ども発達教育研究センター改組問題など、前年度以上に対応すべき問題や事案があったが、いずれも大学との密接な意向調整を行って進めた。</p>
<p>【202】</p> <p>2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の4附属が同一キャンパスにある特色を活かし、4校連携研究開発学校の指定を受けるために、「子ども発達教育研究センター」において学校間移行接続に関する研究課題を設定して体制作りを図る。</p>	<p>【202-1】</p> <p>2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の4附属が同一キャンパスにある特色を活かし、「子ども発達教育研究センター」を中心に学校間移行接続に関する研究を進める。</p> <p>1) 文部科学省指定の「幼・小・中12年間の学びの適時制と連続性を考えた連携型一貫カリキュラムの研究開発」を進める。</p>	<p>2.</p> <p>1) 「幼・小・中12年間の連携型一貫カリキュラム」研究開発活動の2年目として本学及び子ども発達教育研究センターと附属学校園による研究組織を作り、合同研究会13回、実践研究会（3校合わせて32回）、プロジェクト会13回、外部委員を交えた運営指導委員会2回等を開催した。カリキュラム開発の実践研究の一環として合同公開研究会（2月22、23日）を開催し、全国から約3,500人の参会者があった。日常の授業参観や学校訪問は3校園合わせて226名、他校への講師派遣は73件にのぼった。</p>

<p>【203】</p> <p>3. 高大連携教育を実施し、大学の授業聴講を認める制度を発足させる。また、高校で特別な教育カリキュラムを編成した上で、受講生に大学入学を許可する制度の導入を検討する。</p>	<p>【203-1】</p> <p>3. 高大連携教育を継続する。また、高校で特別な教育カリキュラムを編成した上で、受講者に大学入学を許可する制度(高大連携特別教育プログラムに基づく特別選抜)を平成20年度から実施する。</p> <p>1) 附属高校に対する特別推薦入学の方法を決定する。</p> <hr/> <p>【203-2】</p> <p>2) 附属高校との連携授業「選択基礎」を試行的に実施する。</p> <hr/> <p>【203-3】</p> <p>3) 高大連携教育プログラム「教養基礎」などについて評価を行い、結果をフィードバックする。</p>	<p>3.</p> <p>1) 高大連携実施委員会において、附属高校に対する特別推薦入学の方法を検討し、決定した。原則として、当該学科または募集単位における一般推薦入試と同様の方法で行うこととした。また、3年次における「選択基礎」を履修継続していること等を資格条件としているが、当科目の履修については当委員会が最終的な判定を行うこととした。</p> <p>2) 「選択基礎」科目の受講者を試行的に2名決定し、食物栄養学科、比較歴史学講座にて受講させた。各講座に対し、5月末並びに7月末までの状況に関して2回のアンケートを実施し、指導内容と学生の様子を把握した。一般推薦入試により、このうち1名が本学に進学することが決定した。また附属高校2年生から来年度の「選択基礎」の受講者希望者を募集し、選考の結果9名が文教育学部・理学部で受講することが決まった。</p> <p>3) 科目「教養基礎」を開講し、評価を実施してその結果を関係教員にフィードバックした。</p>
<p>【204】</p> <p>4. 大学理学部との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。</p>	<p>【204-1】</p> <p>4. 大学理学部等との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。</p>	<p>4. 大学理学部と高校理数関係(理数プロジェクト)の教員から成る理数協議会。①高校の理数教科のカリキュラム;現教育課程で削減された内容とそれに伴う学力の低下の実態と対応。②理数系生徒の学力と大学入試:受験生の学力の低下の実態、目的に適う学生を採用する大学入試の在り方。③女性リーダーの育成プログラム:附属高校から女性科学者が育つためのプログラムを検討し、「虹の科学」のカリキュラム、「科学への誘い」セミナーの企画を行った。1月9日にカナダ人女性研究者を招き後援会を実施した。</p>
<p>【205】</p> <p>5. アフガニスタン女子教育について、附属学校における研修に協力する。</p>	<p>【205-1】</p> <p>5. アフガニスタン女子教育支援を含む、開発途上国女子教育協力センターの活動に附属学校を活用する。</p>	<p>5. JICA中西部アフリカ幼児教育研修(18年9-10月)、アフガニスタン女性教員研修において、附属園・小中高と協力して研修を実施し、また、国際教育センターでは、留学生が参加した授業を行い、異文化理解を深めた。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

教育機能の高度化、特色化の推進

女子高等教育機関として、リーダーとなる女性人材育成を目指し、特色ある高度な教育を推進するために、1. 女性人材育成プログラムの推進及びグローバル化、2. 学生サービスの充実を重点事項として以下のような取り組みを行った。

1. 女性人材の育成及びグローバル化に対する取り組み

(1) 指導的な女性人材の育成に対する取り組み

国際的な視野をもった人材育成を目指し、「問題発見能力」、「論理的思考力」、「自己発見、自己表現能力」、「コミュニケーション能力」など知的基礎能力育成のためのプログラムの充実、推進を図った。

①基礎ゼミの充実：教養教育を充実させるために、基礎ゼミを30クラス開講し、新入生の78%が受講した。

②副専攻制度の導入：17年度から文教育学部に学部共通の進学コースとして設置された「グローバル文化学環」に、本コースを主専攻とする学生(25名)が進学し、また他学部・他学科の学生が履修できる本コースの副専攻制度が開始された。

③女性リーダー育成プログラム(特別教育研究経費)の一環として「優れた女性リーダーになろう」(学部、コアクラスター科目群)、「アカデミック・女性リーダーへの道」(大学院、副専攻科目群)を開設した。また「コミュニケーション・システムの開発によるリスク社会への対応」(特別教育研究経費)の一環として「共生社会とコミュニケーション」をスタートした。

④全学共通科目を充実：学外でのインターン活動を授業単位とする「インターンシップ」、新入生向けのキャリア科目としての「お茶の水女子大学論」を新設した(開講は19年度より)。

⑤英語による総合的コミュニケーション能力向上のためのプログラムの充実：

1) TOEICの実施：入学時および1年終了時に学内で実施し、TOEICのスコアに基づき習熟度別クラスを編成し、英語教育の充実を図った。

2) 海外語学研修の実施：オーストラリア、ニュージーランドの大学にて語学研修を実施した。

3) CALL(コンピュータを使った外国語教育)教室の充実：英語の自習教材を各種整備し、担当講師らによる自習の指導を行い、コミュニケーション能力のスキルアップを図った。

⑥国際的な場で活躍する人材の育成のための特別プログラム(略称国際人材育成、特別教育研究経費)により、新入生の国際意識調査、海外招聘講師による英語での授業、テレビ会議システムを用いた海外との共同授業、米国ヴァッサー大学研修生との共同研究授業、海外での実習(韓国、タイ)などを実施し、大きな効果をあげた。

⑦大学院に新しい教育プログラムの導入：博士前期課程、後期課程を通じての教育プログラムとして、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ「<対話と深化>の次世代女

性リーダーの育成」、「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」(17年度採択)に加え、「ユニバーサル・マインドを持つ女性人材の育成」が採択され、これらを実施した。

⑧アフガニスタンからの国費女性留学生在が修士の学位を取得した。(受入留学生は計4名)

(2) 後期中等教育からの女性人材の育成

「高大連携7年間特別教育プログラム」の実施：附属高等学校と大学の間「高大連携7年間特別教育プログラム」の試行プログラムとして、高校3年向けの「選択基礎」を実施した。また19年度の当該科目履修予定者(特別推薦志望予定者)の選考を行った。

(3) 生涯にわたる女性職業人の育成

①社会人のための大学院昼夜開講制を充実：大学院発達社会科学専攻において社会人を主たる対象とした授業を夜間開講した。

②大学院前期課程の長期履修学生制度を実施：女性のライフスタイルに対応した3～4年の長期で大学院を修了する制度を実施した。

2. 学生サービスの充実

①シラバスとオフィスアワーの充実・徹底：シラバス(ホームページ掲載)には、成績評価基準およびオフィスアワーの記載を義務付け、学生と教員のコミュニケーションの充実を図った。大学院前期課程科目も掲載対象とした。成績評価問い合わせ制度の周知をはかった。

②各学科・コースにおける自習指導を強化するとともに、図書館などにコンピュータや図書を備えた自習室の拡充を測った。

③全学的なピア・サポートによる新入生支援の実施：ピア・サポート室を整備し、新入生支援を充実した。

④特別奨学金制度及び子育て支援奨学金制度の実施：入学試験成績優秀者(学部学生)に対して本学独自の特別奨学金を授与する制度を実施した。附属学校部に附属保育所「いずみナーサリー」を附設した。院生には保育料の半額相当額を子育て支援奨学金として授与する制度を実施した。

⑤就職支援体制の充実：就職ガイダンス、キャリアアドバイザーの招聘、キャリアガイダンスの実施、企業による説明会を実施した。

⑥「学生による教育・生活評価アンケート」(17年度末実施)の集計と分析を行い、報告書を作成した。卒業生および就職先企業への大学教育についてのアンケート調査を実施し、報告書を作成した。これらをふまえ、授業や学生サービスの改善を図った。

⑦学生による授業評価アンケートの結果をふまえ、FDシンポジウムを開催し(学生も参加)、FDエッセイをOchaMailにより、教職員・学生に配信した。

⑧図書館の開館時間を平日21時まで延ばし、図書集約化にむけて24万冊の目録データベース化(週及分)を行った。

- ⑨学内共用施設に無線LAN接続のアクセスポイントを設置した。
 ⑩学生相談室における予防的カウンセリングの導入、留学生相談室の相談員の研修など、学生相談室の強化を図った。

3. 研究に関する目標

研究を高度化し、研究成果を挙げるべく、組織、財政面からの検討、地域社会への貢献、国際的な情報発信などの視点から、取り組みを行った。

(1) 研究の高度化、個性ある取り組み

- ①21世紀COE：総合性・学際性を中心に据えた21世紀COEプログラム「誕生から死までの人間発達科学」拠点は成果のとりまとめの年度の事業（公開講座の6回の開催、研究書・英文論文集の出版）を実施した。COE拠点の成果として、拠点構築前と比較して国内外論文公刊数の3倍増、国内外学会発表件数の3倍増、課程博士授与率の3倍増(35%)を達成した。
 ②「魅力ある大学院教育」イニシアティブに申請した2件、人社系の「く対話と深化」の次世代女性リーダーの育成」及び理工農系の「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」の18年度の事業を推進することにより、大学院生を教育しつつ研究の質を高めることができた。
 ③大学院における教育研究機能の強化、研究情勢に応じた柔軟な研究組織の構築、研究拠点の明示化と人事・予算配分の効率化を目的とした大学院改組の制度設計を行った。教員組織としての「研究院」と教育組織としての「教育院」から構成され、全学的・戦略的視野から研究・教育の高度化を目指す「先端融合部門」に文系2名、理系7名の教員を配置した。
 ④文部科学省拠点システム構築事業：幼児教育に関するアジア拠点構築事業として「幼児教育に関する情報収集と幼児教育モデルの提案」を推進し、幼児教育途上国支援の「お茶大モデル」を構築した。
 ⑤個別的基礎研究の重視：大きなプロジェクトの対極にある個別研究をも奨励すべく、経費等を配分した。
 ⑥研究活動の活性化：科学研究費補助金等競争的外部資金への応募を奨励し、また、指導大学院学生の数等に応じて研究費を傾斜配分する、インセンティブ制を推進した。

(2) 大学の置かれている状況、条件等を踏まえた特記事項

- ①女性研究者養成：アカデミックな常勤職への就職に関しては、心理学、ジェンダーなどの分野で成果があった。
 ②特別研究員養成制度：女性研究者養成の具体策として「リサーチフェロー」制度を推進した。
 ③特色ある研究者養成コースの具体化：大学院博士後期課程に「ジェンダー学際研究専攻」、博士前期課程に「ジェンダー社会科学専攻」（平成18年度より）を発足させた。

(3) 外部資金による事業

- ①科学技術振興調整費の導入：大学院後期課程に「特設遺伝カウンセリングコース」の設置。「ライフワールド・ウオッチセンター」による安全管理教育の社会への発信。「原子力システム管理技術の大規模情報化に関する研究開発」、「科学技術リテラシー構築のための研究」等へ資金導入を行った。
 ②産学連携による資金の導入：民間企業から子ども発達教育研究センターに導入された寄附講座事業を推進した。

(4) 研究成果の社会への還元

- ①政府審議会委員等（科学技術・学術審議会専門委員会など）の委員として本学の教員29名が専門的知識を活かして社会貢献した。また、大学入試センターの委員として2名の教員が、大学入試センター試験の問題作成業務等に多大な貢献を果たした。
 ②SPP（サイエンスパートナーシッププログラム）及びSSH（スーパーサイエンスハイスクール）を通じた還元：研究成果は、高校生に対する集中講義、擬似卒業研究プログラムをとおして引き続き行った。
 ③開かれた実習プログラムによる還元：本学を含め、関東で4大学にしか設置されていない臨海実験施設である「湾岸生物教育研究センター」では、今年度も、ウニを用いた生物実習を、教員、学生、生徒、児童、地域住民を対象に実施した。参加者は延べ441名に及び、他大学の臨海施設と比較しても、その活動状況は活発となっており、社会貢献的見地から、海洋環境への意識の高揚、科学リテラシー向上へ大きく寄与しており、結果として、地域からは、実習機会の拡充を求める声も上がっている。
 ④発展途上国支援：途上国向けの理科教材、保健教育教材の作成を行ない、これを教材としてアフガニスタンからの教員に研修を実施した。帰国後、これらの教材は、アフガニスタンの学校で使用することとなった。
 ⑤ジェンダー関連：他研究機関との連携により、夜間セミナーの実施、紀要の発行等により成果を社会に還元している。「ジェンダー研究のフロンティア」を引き続き推進した。国内外から研究者の参加を得て、国際会議、国際シンポジウム、ワークショップ、セミナーを開催した。
 ⑥中西部アフリカ研修：JICAと連携して、中西部アフリカから15名の幼児教育行政官、幼児教育の教員養成大学の研究者、幼児教育実践者に対して「幼児教育途上国支援お茶大モデル」に基づき研修を実施した。

4. 教育と研究が関連した特記事項

(1) 女性研究者のリーダー育成

- ①特別教育研究経費「女性リーダーの育成プログラム」が実施できる体制を構築し、事業を推進した。
 ②研究の継続を可能とする制度：女性教員が育児のために研究を中断することのないよう、育児休暇を取らない場合でも校務を軽減するなどの研究支援を引き続き実施した。
 ③本学の附属学校部の「いずみナーサリー」に子どもを預けて学ぶ大学院生に対する保育料の半額補助に相当する、子育て支援奨学金制度を学部生にまで拡張して、支援を行

④「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（理工農系）におけるカリキュラム計画では、コンピュータを用いて自宅においても生命情報学の研究活動が継続できるよう、女性のライフサイクルに合った研究スタイルの確立を目指し、事業を推進した。

⑤特別教育研究経費で再チャレンジプログラム「主婦を研究の世界に呼び戻そう」が採択され19年度から大学院生の研究支援事業に着手する。

(2) 地域再生への貢献

①理科教育研究の重視と地域社会との連携：広く科学と教育の諸分野を包含すべく、「サイエンス&エデュケーションセンター」に専任教員を配置し、北区、文京区との交流協定のもと、北区では廃校跡の整備を進めて「理科実験講座」、「子ども学びワークショップ」を開催して地域の中高等教育に貢献した。

②公開講座等による研究成果の還元：国際公開講座の実施、講演会、シンポジウムの公開などを実施して研究成果を還元した。

③北区と連携して「不登校対策検討委員会」への委員派遣、「楽しい英語への招待」講演などを実施した。また、文京区との連携では「文京区民大学講座」を実施し、足立区との連携では「連携公開講座」、さらに千葉県館山市との連携などが活発に行われた。

④北区で実施している中学生対象の「イングリッシュサマーキャンプ」に本学留学生を派遣した。また、日研生（日本語・日本文化研修留学生）を文京区の小学校へ派遣した。各国の紹介活動とおし交流を深め、教育援助を行った。

(3) 産学官連携の促進

①ライフワールド・ウォッチセンターにおける産学官連携人材育成講座の進展：科学技術振興調整費を受け、産学官の研究者の協力により社会人に対する「化学物質・生物の総合管理の再教育講座」を夜間週末に開講している。遠方からの受講者もあり、延べ3,000名を越える参加人員を得た。

②現職教職員の研修を実施：サイエンス&エデュケーションセンターを中心に、初等中等教育における現職教員を対象とした「科学コミュニケーション能力をもつ教員養成」プログラムを作成した。同プログラムは「大学・大学院における教員養成推進プログラム」（教員養成GP）に採択され、18年度から実施した。また、SPP教員研修講座への参加者は延べ100名、シンポジウム「新世紀の理科教育」にも100名の参加があった。

③現職保育士の再教育実施拠点として寄附講座「チャイルドケア アンド エデュケーション」を開設した。70名を越える現職保育士等を、科目等履修生として受け入れた。また、同寄附講座において、授業料を半額にするなど、社会人に対する奨学金給付と相当のものを実施した。

った。

(4) 国際交流及び交流をととしての社会貢献

①海外の大学との大学間協定校の充実：海外の大学との大学間協定を積極的に推進した。米国のヴァッサー大学との交流が合意に達し、平成18年度初頭には男子学生を含む10名の学生が、本学で日本語・日本文化の研修を行い、成果をあげた。アジアでは、北京外国語大学との協定を締結した。

②アフガニスタンの指導的女性教育者のための研修を実施：途上国支援のために結成された五女子大学コンソーシアムの中核校として、附属学校と連携し、アフガニスタンの指導的女性教育者のための研修を実施した。

③幼児教育途上国協力事業として、JICAと連携して中西部アフリカから幼児教育担当行政官・大学教員・幼稚園主任教員の15名、及びベトナムのハノイ師範大学教授3名を招聘して「幼児教育途上国支援お茶大モデル」に基づき研修を実施した。

④公開講座の実施体制を整備し、公開講座による収入の確保、及び公開講座の企画に取り組んだ。また、公開講座規程を改正し、研究推進・社会連携室において公開講座の基本方針を定め、全学的な公開講座（有料4件の他、無料のもの多数）を実施した。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 12億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 12億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
特になし	土地譲渡の可否について検討していく。	国道の拡幅工事に伴い、本学の土地の一部を譲渡するか否かの検討を行った。

Ⅵ 余剰金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	該当なし

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
小規模改修	総額 156	施設整備費補助金 (156)	・総合研究棟改修Ⅲ (生活科学) ・アスベスト対策事業 ・小規模改修	総額 438	施設整備費補助金 (412) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (26)	・総合研究棟改修Ⅲ (生活科学) ・アスベスト対策事業 ・小規模改修	総額 438	施設整備費補助金 (412) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (26)
<p>(注1)金額については見込みであり、中期計画を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。</p>			<p>注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

- ・総合研究棟改修Ⅲ (生活科学) : 平成17年度補正予算の繰り越し分、RC2階建て 1,510㎡の全面改修を計画どおり実施した。(332百万円)
- ・アスベスト対策 : 平成17年度補正予算繰り越し分、理学部1号館1階～5階の2,270㎡ (除去面積) のアスベスト除去工事を実施した。(80百万円)
- ・小規模改修 : 営繕事業として附属中学校第1校舎の屋上防水改修を計画どおり実施した。(26百万円)

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>人事に関する方針について</p> <p>雇用方針、人事交流方針及び職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材最適ポジション配置のための厳格な評価システムの構築と昇進、昇格、配置転換、適正な給与水準の設定 ・任期制・公募制の導入及び退職教員の有効活用など教員の流動性の促進 ・外国人・女性等の教員及び専門的知識を有する事務職員の採用促進 ・教員のサバティカル制度の導入、事務職員の資質向上のための研修制度の充実 ・職員の人事交流システムの構築 ・中長期的な観点に立った適切な人員管理 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 28,965百万円(退職手当は除く) 	<p>人事に関する方針について</p> <p>雇用方針、人事交流方針及び職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材最適ポジション配置のための厳格な評価システムの構築と昇進、昇格、配置転換、適正な給与水準の設定 ・任期制・公募制の導入及び退職教員の有効活用など教員の流動性の促進 ・外国人・女性等の教員及び専門的知識を有する事務職員の採用促進 ・事務職員の資質向上のための研修制度の充実 ・職員の人事交流システムの構築 ・中長期的な観点に立った適切な人員管理 平成18年度の常勤職員数 394人 また、任期付職員数の見込みを46人とする。 <p>平成18年度の人件費総額見込み4,779百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成18年度の昇給から、教員の個人活動評価に基づき、教育、研究、社会貢献、大学運営・経営への貢献等を反映させるシステムにより勤務実績を給与に反映させた。また、事務系職員の昇給についても、役割達成度、職務行動を評価するシステムを導入・実施し、勤務の実績を給与に反映させた。</p> <p>国内外で高く評価される業績を挙げた者等、本学の教育・研究の発展に大きな貢献が期待される教員の確保の観点から学長の裁量人事を行い、3名の教員を採用した。</p> <p>特別教育研究経費(競争的資金)で措置されたプログラムを遂行するために、その継続期間を雇用限度とする教員を公募により採用した。</p> <p>学位・業績・能力等が均等の場合は女性採用を優先するという原則を継続しており、平成18年度における新規採用者、採用決定者は、48名中34名であった。</p> <p>教員の研究支援のためのサバティカル制度を実施し、平成18年度には2名が利用した。</p> <p>平成18年度から新たに日本女子大学との相互派遣による人材養成研修制度を実施し、本学から1名を派遣し、日本女子大学から1名を受け入れ、人材の育成を図った。さらに、民間企業実地体験研修実施要項を新規に作成し、平成19年3月1日から7日の研修期間で、株式会社資生堂に職員1名を派遣した。</p> <p>人件費削減に係る取り組みについては、「行政改革の基本方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、常勤職員数を各職種毎に平成18年度から平成22年度までの5年間で5%削減する計画を立て、その初年度分を実施した。</p>

○ 別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a)×100 (%)
文教育学部 人文科学科	220	265	120
言語文化学科	320	389	121
人間社会科学科	160	207	129
芸術・表現行動学科	108	130	120
第3年次入学収容定員 (学部共通)	20	—	—
計	828	991	119
理学部 数学科	80	97	121
物理学科	80	112	140
化学科	80	112	140
生物学科	100	108	108
情報科学科	160	169	105
第3年次入学収容定員 (学部共通)	20	—	—
計	520	598	115
生活科学部 食物栄養学科 ※1	108	113	104
人間・環境科学科 ※1	72	80	111
生活環境学科 ※1	60	77	128
人間生活学科	260	330	126
第3年次入学収容定員 (学部共通)	20	—	—
計	520	600	115
学士課程 計	1,868	2,189	117
大学院人間文化研究科			
博士前期課程 言語文化専攻	64	75	117
人文学専攻	56	86	153
発達社会科学専攻 ※2	68	119	175
ジェンダー社会科学専攻 ※2	18	18	100
ライフサイエンス専攻	90	130	144
物質科学専攻	46	70	152
数理・情報科学専攻	50	61	122
修士課程 計	392	559	142

学部の学科、研究科の専攻名	収容定員	収容数	定員充足率
博士後期課程 比較社会文化学専攻 ※3 ※4	52	121	232
比較文化学専攻 ※3		9	
国際日本学専攻	33	130	393
人間発達科学専攻 ※5 ※6	37	136	367
人間発達学専攻 ※5		2	
ジェンダー学際研究専攻 ※6	8	16	200
人間環境科学専攻	48	72	150
複合領域科学専攻 ※4	41	46	112
博士課程 計	219	532	242
附属小学校 (帰国子女教育学級含む)	765	734	95
附属中学校 (帰国子女教育学級含む)	405	398	98
附属高等学校	360	359	99
附属幼稚園	180	179	99

- ※ 1：平成16年4月 生活環境学科を食物栄養学科と人間・環境学科に改組
- ※ 2：平成18年4月 発達社会科学専攻を発達社会科学専攻とジェンダー社会科学専攻に改組
- ※ 3：平成11年4月 比較文化学専攻を比較社会文化学専攻に改組
- ※ 4：平成18年4月 比較社会文化学専攻(△2)及び複合領域科学専攻(+2)の入学定員を改訂
- ※ 5：平成10年4月 人間発達学専攻を人間発達科学専攻に改組
- ※ 6：平成17年4月 人間発達科学専攻を人間発達科学専攻とジェンダー学際研究専攻に改組

○ 計画の実施状況等

定員充足率の超過の理由

◇学 部：学科・学年により、入学定員超過、並びに留年者及び外国人留学生(定員外での受入)を含めているため。

◇大学院：博士前期課程：各専攻において、コースごとに入学者を選抜しており、各コースでの入学者の超過が累積されているため。

在学者数に外国人留学生(定員外)を含めているため。

博士後期課程：学位論文をまとめるために、資料収集・調査を目的として、休学をして海外留学する学生がいるため。

在学者数に外国人留学生(定員外)を含めているため。